

官報

号外

平成二十一年四月七日

○第七十一回国 衆議院會議録 第二十一号

平成二十一年四月七日(火曜日)

議事日程 第十二号

平成二十一年四月七日

午後一時開議

第一 土壤汚染対策法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

議員辭職の件

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案

(小坂憲次君外七名提出)

日程第一 土壤汚染対策法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び資金決済に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

○議長(河野洋平君) この際、御紹介申し上げます。

ただいま第三十回日本・EU議員會議、ゲオルク・ヤルツェンボウスキー欧州議會代表團長御一行が外交官傍聴席にお見えになっております。諸君とともに心から歓迎申し上げます。

(拍手)

議員辭職の件

○議長(河野洋平君) 議員河村たかし君から辭表が提出されております。これにつきお諮りいたします。と思いますが。

まず、その辭表を朗読させます。

(參事朗読)

辭職願

今般施行の名古屋市長選挙への立候補のため衆議院議員を辭職いたしました御許可願います。

平成二十一年四月三日

衆議院議員 河村たかし

衆議院議長 河野 洋平殿

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

河村たかし君の辭職を許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、辭職を許可することに決まりました。

○谷公一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

小坂憲次君外七名提出、北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案は、提出者の要求のとおり、委員會の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、日程第一に先立ち追加されました。

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案

(小坂憲次君外七名提出)

○議長(河野洋平君) 北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。小坂憲次君。

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案

(本号末尾に掲載)

(小坂憲次君登壇)

○小坂憲次君 私は、自由民主党、公明党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました北朝鮮

によるミサイル発射に抗議する決議案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読をもちまして趣旨の説明にかえさせていただきます。

案文を朗読いたします。

議案

北朝鮮は、我が国をはじめ、國際社会からの度重なる中止要請を無視して、四月五日、ミサイル発射を強行した。

そもそも今回の発射は、北朝鮮は弾道ミサイル計画に関連するすべての活動は停止しなければならぬ旨を規定している国連決議第一六九五号及び第一七一八号に明白に違反し、我が国として断じて容認できるものではない。

本院は、改めて、北朝鮮に対して、国連決議の規定を遵守するとともに、六者会合共同声明を完全実施するよう強く求める。また國際社会に對し、それらの国連決議に基づく制裁規定を完全に遵守するよう強く求める。

政府は、本院の趣旨を体し、我が国の断固たる抗議の意思を北朝鮮に伝えるとともに更なる我が国独自の制裁を強めるべきである。同時に、關係各国と連携しながら、國際連合安全保障理事会において、國際社会の一致した意思を決議等で明確にするよう努力すべきである。

右決議する。

以上であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

平成二十一年四月七日 衆議院会議録第二十一号

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案

二

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

この際、内閣総理大臣から発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣麻生太郎君。

(内閣総理大臣麻生太郎君登壇)

○内閣総理大臣(麻生太郎君) ただいまの御決議に對しまして所信を申し述べます。

北朝鮮による今回の発射は、ミサイル開発に直結するものであり、我が国を含む北東アジア地域のみならず、国際社会の平和と安定を損なう挑発的な行為であり、断じて容認できません。

また、北朝鮮による今回の発射は、北朝鮮の弾道ミサイル計画に関連するすべての活動の停止を求める国連安保理決議第六百九十五号及び第七百十八号に違反するものであります。

政府としては、たゞいま採択されました御決議の趣旨を体し、国際連合安全保障理事会が一致した強いメッセージを迅速に発出することを含め、米国や韓国を初めとする関係国と緊密に連携しつつ、最大限の努力を怠りません。(拍手)

日程第一 土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、土壌汚染対策法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長水野賢一君。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(水野賢一君登壇)

○水野賢一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、汚染土壌の適切かつ適正な処理を図るため、土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染土壌の適正処理の確保のための規制の新設等の措置を講じようとするものであります。

本案は、三月二十四日本委員会に付託され、同日斉藤環境大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

委員会におきましては、二十七日参考人から意見を聴取し質疑を行うとともに、三十一日及び四月三日の両日にわたり政府に対して質疑を行うなど、汚染土壌の適切かつ適正な処理をより一層推進する観点から、慎重かつ精力的な審査を行った後、三日に質疑を終局いたしました。

質疑終了後、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党より、改正後の法第六条第一項及び法第十一条第一項の指定に係る区域の略称を修正すること等を内容とする修正案が提出をされました。

本修正案の趣旨説明の後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第二 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長東順治君。

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(東順治君登壇)

○東順治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

我が国の経済は、金融危機による急速な景気の悪化や世界的な資源価格の不安定化等、さまざまな課題に直面いたしております。

本案は、このような経済の急激な構造変化に対応するため、我が国の産業活動を革新し、あわせて産業活力の再生を確実にものにしようとするものであります。

その主な内容は、まず、金融危機により資金調達が困難となった事業者に対し、融資や出資を行う金融機関の信用リスクを軽減する措置を講ずるとともに、

みずからの経営資源以外の他社の経営資源を有効に活用する、将来の成長の芽となる事業活動を支援するため、株式会社産業革新機構を創設し、出資等の支援を行うこととするほか、

将来性のある事業を他の事業者を引き継ぎつつ事業再生を図る中小企業の取り組みに対し、許認可の特例や資金供給の円滑化のための支援措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る三月二十四日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌二十五日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人から意見を聴取するなど慎重な審査を重ね、四月三日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもつ

て原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)及び資金決済に関する法律案 (内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び資金決済に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣と謝野馨君。

(国務大臣と謝野馨君登壇)

○国務大臣(与謝野馨君) ただいま議題となりました金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び資金決済に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、金融商品取引法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

現在の国際的な金融資本市場の混乱等を背景として、我が国の市場の機能の強化、利用者保護の充実を図り、信頼と活力ある金融資本市場を構築することが重要な課題となっております。このよ

うな状況を踏まえ、必要な制度整備を行うため、本法律案を提出した次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、市場の公正性、透明性を確保するため、信用格付業者に対し、登録制を導入するとともに、利益相反防止措置を含めた体制整備、格付方針の公表等を義務づけるなどの措置を講じることとしております。

第二に、利用者保護の充実を図るため、金融分野における裁判外紛争解決制度、いわゆる金融ADR制度を創設し、紛争解決機関の指定制を導入するとともに、金融機関等に指定紛争解決機関との契約締結義務を課すなどの措置を講ずることとしております。

第三に、公正で利便性の高い市場基盤の整備を行うため、金融商品取引所による商品市場の開設等を可能とするための制度整備を行うこととしております。

次に、資金決済に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

社会的なインフラである資金決済に関するサービスにつきましては、信頼と活力のある金融資本市場を構築するため、利用者保護の充実を図りつつ、利用者の利便の向上やその適切な実施の確保を図ることが重要であります。こうした観点から、必要な制度整備を行うため、本法律案を提出した次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、利用者利便の向上を図るため、利用者に引き渡すべき資金と同額以上の資産保全を義務づけるなど所要の措置を講じつつ、銀行のみに認められた為替取引を銀行以外の者でも行うことが

できるよう、所要の制度整備を図ることとしております。

第二に、発行者がコンピューターの利用に金銭を記録する前払い式支払い手段についても、現行の商品券やプリペイドカード内に金額が記録されるカードと同様に規制の適用対象とし、利用者保護の充実を図ることとしております。

第三に、銀行間の資金決済の円滑な実施を確保する観点から、資金清算を行う者に対する適切な監督等を行うため、所要の制度整備を図ることとしております。

以上、金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び資金決済に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

金融商品取引法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)及び資金決済に関する法律案 (内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。大畠章宏君。

(大畠章宏君登壇)

○大畠章宏君 民主党の大畠章宏でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表いたします。ただいま議題となりました金融商品取引法等の一部を改正する法律案、資金決済に関する法律案について質問いたします。(拍手)

本法律案に対する質問に入る前に申し上げることがあります。

既に、本院でも決議されましたけれども、鳩山

幹事長談話で私たち民主党も表明いたしました。一昨日の北朝鮮の飛翔体発射についてであります。

この行為は、我が国を初め国際社会からのたび重なる強い中止要請を無視する行為であり、断じて容認することはできません。

国連を中心として、北朝鮮の国際社会への挑戦をやめさせ、拉致問題の一刻も早い解決、核の完全廃棄、ミサイルの脅威の除去を実施すべきであり、政府は毅然とした措置を講ずるとともに、強力な外交交渉を展開することを強く求めるものであります。

さて、G20と言われるロンドン金融サミットが終わりました。五兆ドルもの財政出動などを決定したことを報道で知りました。これらの当面する世界的な経済危機に対して、国際社会と協調して対処することも重要であることも理解いたします。

しかしながら、麻生総理は、経済危機、国際協調を大義名分として、やみくもに、国際通貨基金(IMF)、政府開発援助(ODA)、貿易金融など、世界に十四兆円もの資金を提供することを約束されました。こうした麻生総理の姿勢に対して、ただ単にアイデアもなく金を使うだけと国民から非難する声が上がっております。

同時に、日本国の国の形、すなわち、麻生政権はどのような国づくりをしようとしているのかが全く見えないことが問題であります。

小泉改革に象徴される、行き過ぎた市場原理主義による金融資本主義は崩壊いたしました。日本国民の生活への影響は重大であり、自己責任という名のもとに、国民生活の安全網が取り払われ

て、国民は今、無理やり空中ブランコをさせられているようなありさまであります。これでは、政府が目指す内需拡大などは実現しようにもできません。

国民生活に重大な影響を与えている雇用、介護、医療、教育、物づくりなどの分野において財政上からの都合のみで国民生活の実態を無視した政策を推し進めてきた小泉改革を抜本的に改めるべきであります。

まずは、小泉改革でずたずたになった農林漁業の再生、市町村から予算を搾り取る三位一体改革、派遣切りなどで社会問題化した雇用対策、お年寄りいじめの後期高齢者医療制度の廃止、そして郵政事業の抜本見直しなど、ふるさとと国民生活の現実を踏まえ、断行すべきと考えますが、財務、金融、経済財政と、政府の根幹を取り仕切る大臣を三つも兼務する与謝野大臣に、本音の御見解をお伺いいたします。

次に、昨年十月のアメリカの金融破綻を契機に、世界経済、日本経済も大混乱となり、最近の中小企業を取り巻く経営環境はますます厳しさを増しています。特に、自動車減産が引き金になり、金融問題なども発生し、関連中小企業は厳しい現実にとさらされております。

また、金融の不良債権処理、債権回収における強引な取り立てなどに起因して自殺者も出るなど、社会問題化しております。

整理回収機構を初め、現在の金融破綻処理や債権回収、企業再生について、金融担当大臣は、どのように認識し、今後どのように対処していくのか、お伺いいたします。

さて、今回の金融商品取引法改正について質問

いたします。

今回の法改正は大改正であり、本来は一つ一つの法案を綿密に検討すべきであります。今回の衆議院での審議では、資金決済法案と一括審議であり、なおさら拙速な審議は行うべきではありません。このことをまず申し上げておきます。

その上で、法案に規定されている裁判外紛争処理、ADRについて伺います。

既に法務省所管でこのADR制度はスタートしております。また、金融については、既に証券業協会が認証を受けております。にもかかわらず、金融商品取引法の範疇でADR制度を新たに設けることは、まさに屋上屋を重ねることになると思われますが、金融担当大臣にお伺いいたします。

次に、今回の金融ADR制度と国民生活センター、消費者庁との関係はどのように整理しておられるのか、消費者行政担当推進大臣及び金融担当大臣にお伺いいたします。

また、指定紛争解決機関には業界団体が指定されることとありますけれども、業界団体寄りの裁定がなされる懸念があります。さらに、指定紛争解決機関は業態ごとに設けられることであり、必ずしも、業界横断的にすべきではないでしょうか。金融担当大臣にお伺いいたします。

次に、アメリカでは、共通点を持つ一定の範囲の人々を代表して一人または数名の市民が全員のために原告として訴えることができるクラスアクション制度があります。このような制度が整備されていなければ、少額の被害を受けた市民が判例と異なる裁定を受けたときに、抗することができず、結局、泣き寝入りになるのではないのでしょうか。クラスアクション制度導入についてどのような

に考えておられるか、法務大臣にお伺いいたします。

今回の法改正では、格付機関をなぜ免許制、登録義務化にしなかったのか疑問です。また、施行までで一年も期間をとっているのか理解できません。その間、問題ある格付機関を野放しにすることになるのではないのでしょうか。金融担当大臣にお伺いいたします。

さらに、金融商品取引所と商品取引所の相互乗り入れ自体は歓迎いたしますが、相変わらず、金融商品は金融庁、エネルギーや貴金属の先物取引は経済産業省、農産物の先物取引は農水省という、縦割り行政そのままであります。これでは投資家保護に差が出てしまいかねません。

信頼される健全な市場を構築するためには、民主党が提案しているとおり、独立性が担保され、強力な権限を有し、幅広く金融商品取引を監視する新しい行政機関の創設が不可欠であると考えます。この件について、金融担当大臣にお伺いいたします。

私たち民主党の政権下では、これらの省庁縦割り行政の弊害を打破して、「国民の生活が第一」の旗のもとに、健全で信頼される市場を構築し、我が国金融市場、ひいては日本経済を一層活性化することを約束いたします。

最後になりますが、今、ふるさとで生活している国民は、生活不安と未来に対する不安でいっぱいあります。私たちは、未来に対する責任を果たし、国民が安心して暮らせる社会を実現しなければなりません。

私は、まじめに働き、正直に生きている国民を守るため、日本国は戦争に負けたのであって奴隷

になったわけではないという白洲次郎氏の言葉、プリンスブル、原理原則に基づき、筋を通すという日本古来の考え方をしっかりと持つ日本、市場原理主義経済から、お互いに助け合う、人間のための経済、国民のための政治へ転換させるため、政権交代実現に全力を挙げることをお誓いし、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣与謝野馨君登壇)

○国務大臣(与謝野馨君) 大畠議員の御質問にお答えいたします。

まず、格差問題等について御質問がありましたが、格差の拡大など、これまでの改革に伴うひずみが指摘をされております。立場の弱い方々に厳しく当たるような市場原理主義的な考え方をとるのではなく、弱い立場の方々にも社会が目を向けるとともに、個々の企業や国民が安心して新たな挑戦ができる社会をつくっていくことが重要であると考えております。

次に、整理回収機構の現在の金融破綻処理や債権回収、企業再建についてのお尋ねがあります。RCCは、公的資金を用いて破綻金融機関等から買い取った不良債権の回収等に努め、国民負担の最小化を図るという役割を担っております。また、個々の債務者の実情等を十分に把握し、中小企業を含む再生可能性のある債務者の企業再生に取り組みとともに、可能な限り、任意の話し合いによる返済を行ってもらうよう努めていると承知をしております。

金融庁としては、RCCが関係法令等にとり、健全かつ適切な業務運営を行うよう、適切な

監督を行ってまいります。

次に、金融分野に新たなADR制度を設けることについてのお尋ねがありました。

金融ADR制度は、金融機関に金融ADRの利用を義務づけるとともに、資料提出や結果尊重などの片面的な義務を課し、利用者保護の充実を図る点において、ADR促進法とは大きく異なる制度となっております。屋上屋を架すものではないと考えております。

次に、金融ADR制度と国民生活センター、消費者庁との関係についてのお尋ねがありました。国民生活センターのADRは消費者庁が所管する一方、個別分野のADRは、その分野の利用者、事業主体、市場等について知見を有する当該分野の所管大臣の監督にゆだねる方が望ましいとの考え方にに基づき、消費者庁の所管とはされておられません。

金融ADRについても、他の個別分野のADRと同様に、消費者庁の所管とする必要は低いと考えております。

なお、金融ADRの法案においては、他のADRとの連携についての規定を設けているところであり、金融ADRと国民生活センターのADRは、それぞれの特色を生かしつつ、適切に連携し、金融商品・サービスに関するトラブルの解決に取り組むことが重要であると考えております。次に、金融ADR制度における指定紛争解決機関についてのお尋ねがありました。

本法律案においては、金融ADRの中立性、公正性を確保するため、紛争解決手続を実施する紛争解決委員について、少なくとも一人は弁護士等を含めるとともに、当事者と利害関係を有する者

を排除することを求めることとしております。

また、金融ADRの実施主体である指定紛争解決機関が公正かつ的確に業務を遂行できるよう主務大臣が指定、監督を行うこととしており、これにより、指定紛争解決機関の中立性、公正性は確保されるものと考えております。

次に、業態横断的な金融ADR機関についてのお尋ねがありました。

金融商品・サービスやその販売チャネルが多様化する中、利用者保護の充実の観点からは、業態横断的な金融ADR機関が設立されることが将来的には望ましいと考えられます。

しかし、業界団体等によるこれまでの苦情処理、紛争解決の取り組み状況は区々であることや、専門性、迅速性の確保等の観点を踏まえ、今回の法律案においては、各業法ごとに業態を単位とした金融ADR機関を設けることとしております。

なお、今回の金融ADR制度においては、一つの団体が複数の業態において紛争解決機関の指定を受けることも可能としており、まずは民間主導の業態横断的な取り組みが進むことが期待されております。

次に、格付会社についてのお尋ねがありました。

今回の法案では、金融資本市場において重要な影響を及ぼし得る格付会社に登録を求め、必要な規制、監督を行う観点から、登録できるとの規制を設けたものです。

また、無登録の格付会社の格付の利用に当たり、金融商品取引業者等に追加的な説明義務を課すことで投資者保護を図ることとしております。

なお、格付会社の登録制については、国際的な議論も踏まえつつ、政令等の策定作業を進める必要があること、施行までの間、格付会社は登録要件として求められる体制整備を進めていく必要があることを踏まえ、公布後一年以内に施行することとしております。

次に、独立性が担保された、幅広く金融商品取引を監視する行政の創設についてのお尋ねがありました。

民主党が御提案になつていて、金融商品取引を監視する独立した行政の創設については、近年の金融コングロマリットの出現や金融商品の一体化といった流れを踏まえれば、金融行政当局に関しても、銀行、証券、保険の各分野を業態横断的に所管することが適当であり、証券行政部門を銀行・保険行政部門から切り離すことは適当ではないと考えております。

また、金融商品取引を監視する機関に、商品先物取引を含め、幅広く金融商品取引を監視させることについては、商品先物取引は鉱物や農産物など現物の生産、流通に係る施策と密接に関連すること等から、なお慎重な検討が必要と考えられます。

いずれにせよ、商品市場と金融商品市場をまたいだ不正な取引等については、投資者保護に欠けることのないよう、関係各省と連携して適切に監視、監督を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣森英介君登壇〕

○国務大臣(森英介君) クラスアクションの導入についてお尋ねがありました。

クラスアクションについては、我が国の法制上、第一に、クラス構成員が訴訟追行権を個別に授權していないにもかかわらず、クラスの代表者が敗訴した場合に判決の効力が及ぶとすると、裁判を受ける権利との関係をどのように整理するのか、第二に、どのようにクラスを認定するのか、第三に、個別に損害額を認定する必要がある場合には利点がないのではないかなどの問題があるという理解しております。

したがって、我が国の民事訴訟手続にクラスアクションを導入することについては、こうした問題点を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えております。(拍手)

〔国務大臣野田聖子君登壇〕

○国務大臣(野田聖子君) 国民生活センターと金融ADR制度との関係についてのお尋ねがありました。

国民生活センターについては、昨年の通常国会において、重要消費者紛争に関する裁判外紛争解決手続を新たな業務として付与する法改正がなされ、本年四月一日より申請の受け付けを開始したところですが、このADRにおいては、金融分野の消費者紛争についても取り扱うこととしております。

国民生活センターと金融ADR制度との関係でございますが、国民生活センター法において、他のADR機関との連携について、「重要消費者紛争解決手続の実施に当たっては、消費者紛争について裁判外紛争解決手続を実施する国の機関、地方公共団体及び民間事業者との適切な役割分担に配慮しつつ、これらの者と相互に連携を図り、紛争の実情に即した適正かつ迅速な解決が行われる

ように努めなければならない。」とされているところであります。金融商品取引法等の改正法が施行された際には、この趣旨にのっとり、相互に十分に連携を図ることにより、消費者紛争が適正かつ迅速に解決されることとなるものと考えております。

現在、消費者問題に関する特別委員会において消費者庁関連法案を御審議いただいているところですが、消費者庁創設後は、消費者庁が国民生活センターを所管することとされていることから、消費者庁としても、国民生活センターを通じて適切な連携が図られるものと考えております。

(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十三分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 麻生 太郎君
法務大臣 森 英介君
財務大臣 与謝野 馨君
経済産業大臣 二階 俊博君
環境大臣 斉藤 鉄夫君
国務大臣 野田 聖子君

出席副大臣

内閣府副大臣 谷本 龍哉君

○議長(河野洋平君) 議長報告

(報告書受領)

一、去る三日、内閣から次の報告書を受領した。
自衛隊法第六十二条第五項の規定に基づく平成二十年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員に準用する同法第二十三条第三項の規定に基づく平成二十年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

佐藤 鍊君

補欠

高鳥 修一君

法務委員

辞任

武藤 容治君

補欠

橋本 岳君

古本伸一郎君

山田 正彦君

神崎 武法君

岡本 充功君

仙谷 由人君

橋本 岳君

川内 博史君

三日月大造君

富田 茂之君

富田 茂之君

木原 稔君

外務委員

補欠

平口 洋君

篠田 陽介君

西村 康稔君

池田 元久君

大塚 拓君

安次富 修君

高鳥 修一君

平口 洋君

川内 博史君

厚生労働委員

とかしきなおみ君

富岡 勉君

三井 辨雄君

盛山 正仁君

亀井善太郎君

馬渡 龍治君

市村浩一郎君

経済産業委員

小此木八郎君

中野 清君

牧原 秀樹君

安井潤一郎君

近藤 洋介君

秋葉 賢也君

新井 悦二君

小野 次郎君

土屋 正忠君

西村智奈美君

国土交通委員

亀井 静香君

糸川 正晃君

安次富 修君

大塚 拓君

川内 博史君

高鳥 修一君

篠田 陽介君

西村 康稔君

木原 稔君

池田 元久君

補欠

馬渡 龍治君

盛山 正仁君

市村浩一郎君

亀井善太郎君

富岡 勉君

とかしきなおみ君

三井 辨雄君

補欠

秋葉 賢也君

新井 悦二君

土屋 正忠君

小野 次郎君

西村智奈美君

小此木八郎君

中野 清君

安井潤一郎君

牧原 秀樹君

近藤 洋介君

環境委員

辞任

上野賢一郎君

木挽 司君

田名部匡代君

古屋 範子君

篠田 陽介君

関 芳弘君

川内 博史君

伊藤 渉君

議院運営委員

清水清一郎君

藤井 勇治君

平口 洋君

盛山 正仁君

清水清一郎君

藤井 勇治君

一、昨六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算行政監視委員

赤城 徳彦君

棚橋 泰文君

玉沢徳一郎君

安井潤一郎君

岡田 克也君

松本 謙公君

木原 誠二君

西本 勝子君

牧原 秀樹君

渡辺 博道君

石川 知裕君

逢坂 誠二君

補欠

篠田 陽介君

関 芳弘君

川内 博史君

伊藤 渉君

上野賢一郎君

木挽 司君

田名部匡代君

古屋 範子君

補欠

平口 洋君

盛山 正仁君

清水清一郎君

藤井 勇治君

補欠

西本 勝子君

木原 誠二君

渡辺 博道君

牧原 秀樹君

逢坂 誠二君

石川 知裕君

棚橋 泰文君

赤城 徳彦君

安井潤一郎君

玉沢徳一郎君

松本 謙公君

岡田 克也君

議院運営委員

辞任

補欠

伊藤 渉君 西 博義君
西 博義君 伊藤 渉君

(議案受領)

一、昨六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案
株式会社中小企業再生支援機構法案
産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

農地法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三二号) 農林水産委員会 付託

一、昨六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号) 総務委員会 付託

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号) 文部科学委員会 付託

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号) 環境委員会 付託

(議案送付)

一、去る三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案

一、去る三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案

漁業災害補償法の一部を改正する法律案
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自動車通勤者に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する質問主意書(滝実君提出)

月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省における各種手当の変遷に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

内閣人事局長に関する質問主意書(江田憲司君提出)

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に対する政府の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

東京地方検察庁特別捜査部に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

高速道路料金の引き下げに関する質問主意書(鈴木克昌君提出)

年金の給付水準の将来見通しに関する質問主意書(山井和則君提出)

(答弁書受領)

一、去る三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田島一成君提出県営ダム建設事業の中止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当の変遷に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出千島列島を現在も管轄区域としている官公庁があることに對する外務省の見解に関する再質問に対する答弁書

平成二十一年三月二十四日提出
質問 第一一四二号

県営ダム建設事業の中止に関する質問主意書
提出者 田島 一成

県営ダム建設事業の中止に関する質問主意書

公共事業の再評価システムにのっとり事業再評価を実施した結果、国庫補助事業である県営ダム建設事業の中止、休止等が決定された場合について、地方公共団体の判断の尊重と補助金返還に関するルールの明確化の必要性の観点から、以下質問する。

一 中止されたダム事業について

1 平成七年以降に中止されたダム事業の事業数はいくつか(平成二十一年三月二十日現在)。

2 1の中止されたダム事業について、それぞれの①事業名・水系、②事業主体、③中止年度、④中止の理由を明らかにしていたかどうか。

二 国庫補助事業である県営ダム事業の中止について

1 国庫補助事業である県営ダム事業の再評価において、公共事業評価監視委員会等から中

止が妥当であるとする意見が具申され、その意見を踏まえて知事が同ダム事業を中止すると判断した場合、政府は、次の(一)・(二)についてどのように判断するか。

(一) ダム事業中止に係る正規の手続を経たものとして、知事の中止の決定をもってダム事業は中止となるのか。

(二) (一)のダム事業については、自治省通達(※)により、国庫補助金の返還は要求されないとは判断してよいのか。

※「公共事業における再評価の実施について」平成十年六月十七日付け(自治画第六十七号、自治導第四百四号、自治調第六十八号)

2 知事の決定により中止されたダム事業について、国庫補助金の返還を求めた事例はあるのか。もし、ある場合には、①事業名、②事業主体、③返還を求めた金額、④根拠法令を明らかにしていたきたい。

三 芹谷治水ダム建設事業(滋賀県)の中止について

芹谷治水ダム建設事業については、滋賀県知事がダム事業を中止するとして県の対応方針(案)を滋賀県公共事業評価監視委員会に諮問し、平成二十年度、同委員会から「芹谷治水ダム事業は中止とし、堆積土砂撤去事業の実施について妥当と判断する。」との意見具申を受け、滋賀県知事がその意見を尊重し、県として最終的に芹谷治水ダム建設事業を中止すると決定したものである。その結果は、滋賀県知事から国土交通省河川局長宛に報告されていると聞いている。

1 国土交通省は、芹谷治水ダム建設事業については、滋賀県知事の同事業を中止する旨の報告(平成二十一年一月十四日付け 国土交通省宛)により、同事業は中止されたとの認識でいるのか。

2 国土交通省は、芹谷治水ダム建設事業の中止に対して、「芹谷治水ダム建設事業については、国庫補助金の返還を要求しない。」という前提で、同事業は中止されたと認識し、補助金返還の請求は行わないものと考えてるが、政府の見解を示されたい。

内閣衆質一七一第二四二号
平成二十一年四月三日

内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫
国 務 大 臣

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員田島一成君提出県営ダム建設事業の中止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員田島一成君提出県営ダム建設事業の中止に関する質問に対する答弁書

一について

平成七年以降に中止されたダム事業(治水特別会計(平成二十年度からは社会資本整備特別会計治水勘定)から国庫補助金が支出されるダム建設事業をいう。以下同じ。)の数は、平成二十一年三月二十日現在で八十五事業であり、当該ダム事業に係るダム等の名称、水系、事業主体、中止年度、事業主体から報告を受けた中止

の主な理由は、それぞれ次のとおりである。

水原ダム 阿武隈川水系 福島県 平成八年度 関係地域における将来の水需要が減少したため

伊久留川ダム 二宮川水系 石川県 平成八年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

日野沢ダム 久慈川水系 岩手県 平成九年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

明戸生活貯水池 明戸川水系 岩手県 平成九年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

乱川ダム 最上川水系 山形県 平成九年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

芋川生活貯水池 信濃川水系 新潟県 平成九年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

仁井田生活貯水池 物部川水系 高知県 平成九年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

満名ダム 満名川水系 沖縄県 平成九年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

白老ダム 白老川水系 北海道 平成十年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

トマム生活貯水池 鶴川水系 北海道 平成十年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

丸森ダム 阿武隈川水系 宮城県 平成十年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

河内ダム 熊木川水系 石川県 平成十年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

所司原ダム 羽咋川水系 石川県 平成十年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

梅津生活貯水池 梅津川水系 長崎県 平成十年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

七ツ割生活貯水池 七ツ割川水系 熊本県 平成十年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

松倉ダム 松倉川水系 北海道 平成十二年 関係地域における将来の水需要が減少したため

北本内ダム 北上川水系 岩手県 平成十二年 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

黒沢生活貯水池 馬淵川水系 岩手県 平成

十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

新月ダム 大川水系 宮城県 平成十二年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

長木ダム 米代川水系 秋田県 平成十二年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

久慈川ダム 久慈川水系 福島県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため

緒川ダム 那珂川水系 茨城県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

大野ダム 荒川水系 埼玉県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため

小森川ダム 荒川水系 埼玉県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

追原ダム 小櫃川水系 千葉県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため

羽茂川ダム 羽茂川水系 新潟県 平成十二年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

正善寺生活貯水池 関川水系 新潟県 平成十二年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

中野川生活貯水池 関川水系 新潟県 平成十二年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

芦川ダム 富士川水系 山梨県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため

大仏ダム 信濃川水系 長野県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため

片貝川ダム 片貝川水系 富山県 平成十二年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

池川生活貯水池 小矢部川水系 富山県 平成十二年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

北松野生活貯水池 富士川水系 静岡県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため

大村川生活貯水池 雲出川水系 三重県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため

桂畑生活貯水池 雲出川水系 三重県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため

丹南生活貯水池 武庫川水系 兵庫県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

飛鳥ダム 大和川水系 奈良県 平成十二年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

中部ダム 天神川水系 鳥取県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

関川ダム 太田川水系 広島県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため

木屋川ダム 木屋川水系 山口県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため

竹尾生活貯水池 田布施川水系 山口県 平成十二年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

多治川ダム 財田川水系 香川県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため

寒田ダム 城井川水系 福岡県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため

山神生活貯水池 筑後川水系 福岡県 平成十二年度 新規利水者の参画が見込まれなかったため

轟ダム 境川水系 長崎県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

赤木生活貯水池 網津川水系 熊本県 平成十二年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

手洗生活貯水池 手洗川水系 宮崎県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため

少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

白水ダム 名蔵川水系 沖縄県 平成十二年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

アザカ生活貯水池 平南川水系 沖縄県 平成十二年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

渡嘉敷生活貯水池 大川水系 沖縄県 平成十二年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

外面ダム 阿武隈川水系 福島県 平成十三年度 関係地域における将来の水需要が減少したため

雄川生活貯水池 利根川水系 群馬県 平成十三年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

笹子生活貯水池 相模川水系 山梨県 平成十三年度 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

百瀬ダム 神通川水系 富山県 平成十三年度 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため

片川生活貯水池 尾呂志川水系 三重県 平成十三年度 共同事業者がダム事業から撤退したため

美里生活貯水池 紀の川水系 和歌山県 平成十三年度 関係地域における将来の水需要が減少したため

相坂ダム及び宮内ダム 吉野川水系 徳島県 平成十三年 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	黒谷生活貯水池 吉野川水系 徳島県 平成十三年 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	大谷原川生活貯水池 那珂川水系 茨城県 平成十四年 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	入川ダム 入川水系 新潟県 平成十四年 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	黒川ダム 神通川水系 富山県 平成十四年 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	湯道丸ダム 小矢部川水系 富山県 平成十四年 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	伊勢路川ダム 伊勢路川水系 三重県 平成十四年 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	南丹ダム 淀川水系 京都府 平成十四年 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	大原川生活貯水池 吉井川水系 岡山県 平成十四年 関係地域における将来の水需要が減少したため
減少したため 中山川ダム 中山川水系 愛媛県 平成十四年 関係地域における将来の水需要が減少したため	磯崎生活貯水池 磯崎川水系 青森県 平成十五年 関係地域における将来の水需要が減少したため	新田川ダム 新田川水系 福島県 平成十五年 関係地域における将来の水需要が減少したため	東大芦川ダム 利根川水系 栃木県 平成十五年 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	佐梨川ダム 信濃川水系 新潟県 平成十五年 関係地域における将来の水需要が減少したため	三用川生活貯水池 信濃川水系 新潟県 平成十五年 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	釈迦院ダム 緑川水系 熊本県 平成十五年 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	高浜生活貯水池 高浜川水系 熊本県 平成十五年 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	福田川生活貯水池 福田川水系 京都府 平成十六年 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため
中村ダム 中村川水系 青森県 平成十七年 ダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	真木ダム 雄物川水系 秋田県 平成十七年 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	清瀧ダム 大根川水系 福岡県 平成十七年 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	大室川生活貯水池 那珂川水系 栃木県 平成十八年 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	八鹿生活貯水池 円山川水系 兵庫県 平成十八年 関係地域における将来の水需要が減少したため	姫戸生活貯水池 岩下川水系 熊本県 平成十八年 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	吹山ダム 一ツ瀬川水系 宮崎県 平成十八年 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	男川ダム 矢作川水系 愛知県 平成十九年 関係地域における将来の水需要が減少したため及びダム事業以外の治水対策を行う方が有利となったため	村松ダム 村松川水系 長崎県 平成十九年 関係地域における将来の水需要が減少したため
ため 芹谷ダム 淀川水系 滋賀県 平成二十年 一級河川淀川水系芹川の治水安全度を見直したため	二の1について ダム事業の中止については、事業主体である地方公共団体において、公共事業の再評価等を実施し、決定している。国土交通省においては、当該決定に関する地方公共団体からの報告を踏まえ、当該ダム事業に係る補助金の交付等に関する対応方針を決定しており、事業主体である地方公共団体において、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)の趣旨に沿った公共事業の再評価等を実施し、中止することを決定したダム事業に係る国庫補助金については、「公共事業再評価に係る補助金返還について」(平成十五年四月二十五日付け国都総第四十四号、国河総第九十号、国道総第八十八号、国住総第十一号)において示しているとおり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下「補助金適正化法」という。)等に対する違反がない限り、返還を求めないこととしている。	二の2について 国土交通省で把握している限りでは、ダム事業において、お尋ねの「国庫補助金の返還を求めた事例」はない。	三の1について 国土交通省においては、滋賀県知事から、平成二十一年一月十四日付けで、芹谷治水ダム建設事業の再評価を実施し、同事業を中止すること					

とを決定したとの報告を受けており、同事業は中止されたものと承知している。

三の2について

滋賀県に既に交付された芦谷治水ダム建設事業に係る国庫補助金については、補助金適正化法等に対する違反がない限り、返還を求める予定はない。

平成二十一年三月二十四日提出
質 問 第 一 一 四 三 号

ロシア側からの出入国カード提出要求に対する
外務省の対応等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する再質問主意書
「前回答弁書（内閣衆質一七二第一九九号）を踏まえ、再質問する。

一 北方領土に居住するロシア系住民へ支援物資を届けるべく、本年一月二十七日に根室港を出港した支援物資船（以下、「支援物資船」という。）が、国後島到着後、ロシア側から出入国カードの提出を求められ、同月二十八日、「支援物資船」は国後島への上陸を断念し、根室港に引き返すという事態が発生した。右に關し、これまでの答弁書で、「昨年十二月二十五日から本年一月二十三日までの間、在ロシア連邦日本国大使館からロシア連邦外務省に対し、本年度の人道支援物資供与事業に関する内部調整の状況を確認した」とある様に、昨年十二月末、外務省がロシア側に対して人道支援事業について問い合わせをしていることが明らかにされて

おり、それは当方も承知している。昨年十月二十日、ビザなし交流で日本を訪問していたロシア外務省在ユジノサハリンスク外交代表のウラジミール・ノソフ氏が根室市で記者会見以下、「記者会見」という。）した際に、我が国民がビザなし交流で北方四島を訪問する際、来年度からロシアの出入国カードへの記入が必要になる旨述べており、前回質問主意書で、昨年十二月二十五日より前の、「記者会見」が行われた直後の昨年十月の段階から、外務省として、近い将来、ロシア側から正式に出入国カード提出の要求がなされることを予見し、将来的に問題が発生することを事前に防ぐため、ロシア側に「記者会見」の真意を問う等、前もって何らかの対応をとってきたのかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書（平成二十一年三月六日内閣衆質一七二第一五三号）一から三までについてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされている。右答弁の内容とは「御指摘の者の御指摘の発言にあるような手続については、本年一月二十三日に至るまでロシア連邦政府から求められていなかったところであり、かかる手続に関するロシア連邦政府との間の外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えた。いづれにせよ、我が国からロシア側に対し、従来どおり、双方の法的立場を書きない形で今次人道支援物資供与事業を実施できるよう申し入れていた。」というものであるが、右の答弁のどこに、昨年十二月二十五日より前の、「記者会見」が行われた直後の昨年十月の段階における外務省の対応についての回答がなされて

いるのか説明されたい。

二 一の答弁で外務省は「かかる手続に関するロシア連邦政府との間の外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えたい」としているが、外務省として昨年十二月二十五日以降の、ロシア側からの出入国カード提出の要求に対する対応のあり方を既に明らかにしている一方で、「記者会見」が行われた直後の昨年十月の段階における外務省の対応については明らかにすることを拒んでいるのはなぜか、その理由を説明されたい。

三 昨年十二月二十五日より前の、「記者会見」が行われた直後の昨年十月の段階において、近い将来ロシア側から正式に出入国カード提出の要求がなされることを予見し、将来的に問題が発生することを事前に防ぐため、ロシア側に「記者会見」の真意を問う等、前もって何らかの対応をとってきたのか否か、右一点についてのみ明らかにされたい。当方としては、対応の具体的内容は問わないところ、対応をとってきた、とってきたいないのどちらかの回答をすることとを求める。

右質問する。

内閣衆質一七二第二四三三号

平成二十一年四月三日

内閣総理大臣臨時代理

国 務 大 臣

河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十一年三月六日内閣衆質一七二第一五三号）一から三までについての「御指摘の者の御指摘の発言にあるような手続については、本年一月二十三日に至るまでロシア連邦政府から求められていなかったところであり、かかる手続に関するロシア連邦政府との間の外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えたい。」の部分でお答えしている。

二及び三について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十一年三月六日内閣衆質一七二第一五三号）一から三までについてでお答えしたとおりである。

平成二十一年三月二十四日提出
質 問 第 一 一 四 四 号

外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱いに関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱いに関する質問主意書

昨年、中央省庁の官僚が深夜にタクシーを利用する際、運転手からビール等の飲料や金品の提供

を受けていたいわゆる「居酒屋タクシー」の問題が明らかになったことを受け、政府として同年六月十二日、各省庁に、職員が公費出張で飛行機を利用する際に私的にマイレージを取得すること（以下、「マイレージ取得」という。）を自粛する様指示を出し、外務省においても、同月二日以降の公費出張について「マイレージ取得」をしない様、省内の電子メールで全職員に到達（以下、「到達」という。）を出している。更に、本年一月一日以降外務省において、職員が国家公務員等の旅費に関する法律に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行（以下、「公務旅行」という。）をする際は、当該航空機の利用により取得するマイレージについては、公費削減の観点から適切に活用することとする、「到達」に変わる新たなルール（以下、「新ルール」という。）が適用されていると承知する。右と「政府答弁書」（内閣衆質一七二第一〇四号）を踏まえ、再度質問する。

一 先の質問主意書で、「新ルール」にある「公費削減の観点から適切に活用する」とは、外務省職員が「マイレージ取得」により取得したマイレージを具体的にどの様に活用することを指しているのかと問うたところ、「政府答弁書」では、「同様の旅行をする際に公費削減の観点から活用する方針である」との答弁がなされているが、右は例えば「マイレージ取得」により取得したマイレージを用いて航空券を購入する等のことを指しているのか。当方が問うているのは右の様な具体的事例であるところ、「同様の旅行をする際に公費削減の観点から活用する方針である。」の具体的事例を示されたい。

二 「政府答弁書」では「外務省において職員が旅費法に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際に、当該航空機の利用により取得するマイレージについては、第三者がその状況を必要に応じて確認できるようにすること等により、適切な管理に努めており、外務省において把握している範囲では、御指摘のような事例があったとは承知していない」との答弁がなされているが、右答弁にある「第三者」とは、具体的にどの者を指しているのか説明されたい。

三 外務省において、同省職員が「マイレージ取得」により取得したマイレージは、どのようにして記録されているのか明らかにされたい。それは同省において帳簿の様なものに記録されているのか、それとも電子化した記録に収められているのか、具体的に説明されたい。

四 外務省において、二の「第三者」が、同省職員が「マイレージ取得」により取得したマイレージを確認する場合、同省において事前に何らかの手続きをとることは求められるか。

五 外務省において、二の「第三者」が、同省職員が「マイレージ取得」により取得したマイレージを確認した後、同省において事後的に何らかの手続きをとることは求められるか。

六 「新ルール」が適用されてから本年三月二十四日に至るまで、外務省において、「公務旅行」に係る費用はどれくらい削減されているのか、その具体的な削減額を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七二第二四四号
平成二十一年四月三日
内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫
国務大臣 河村 建夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱いに関する質問に対する答弁書

一 について
外務省において職員が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際に当該航空機の利用により取得するマイレージは、同様の旅行をする際に公費削減の観点から航空券等に交換して活用する方針である。

二から五までについて
外務省において職員が旅費法に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際に、当該航空機の利用により取得するマイレージについては、部局ごとの担当者が電子情報等からその状況を必要に応じて確認できるようにしている。

六について
御指摘の削減額を集計する作業は行っており、お答えすることは困難である。

平成二十一年三月二十四日提出
質問 第一一四 五号
月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する再質問主意書
〔前回答弁書（内閣衆質一七二第一〇五号）を踏まえ、再質問する。〕

一 在ロシア日本国大使館（以下、「大使館」という。）の新建物への移転が二〇〇七年三月三十日に完了している一方で、「大使館」の旧建物と大使公邸については、現在も外務省とロシア連邦政府との間で協議が続けられ、更にその一部が現在車庫や倉庫、洗車場等として使われている。「大使館」の旧建物と大使公邸につき、現在も月額約八百三十六万円の賃借料が支払われていることが、「前回答弁書」を含むこれまでの答弁書で明らかにされている。二〇〇六年三月十七日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六四第一三〇号）で明らかにされている様に、その床面積は約一万六千五百平方メートルと、「大使館」の新事務所は我が国の在外公館で二番目の広さを誇るものであるのに、そもそもなぜ「大使館」の旧建物を車庫や倉庫、洗車場等として月額八百三十六万円も支払いながら使用し続けなくてはならないのか、その理由を説明されたい。

二 前回質問主意書で、そもそも「大使館」の新建物への移転が済んだ今も、旧建物と大使公邸の

取り扱いを巡り、ロシア側と協議をしなくてはならなくなったのはなぜかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書平成二十一年二月二十四日内閣衆質一七一第二八号」一及び二についてお答えしたとおり、大使館の旧事務所及び大使公邸の取扱いについては、現在も先方と鋭意協議中であり、旧事務所の一部建物及び大使公邸の取扱いなどもあり、協議は完了していないが、協議内容についてこれ以上明らかにすることは、先方との関係もあり、差し控えたい。」との答弁がなされているが、ロシア側との協議が未だ終わっていないのは既に承知している。当方が問うているのは、そもそもなぜ協議を行うこととなったのかという点である。

「前回答弁書」では、「お尋ねのような事例はない。」と、「大使館」を除く我が国の在外公館のうち、「大使館」同様、新建物への移転が済んでからも、何らかの用途で旧建物を現在も引き続き使用し、その賃借料を現在も支払っているものはないとの答弁がなされているが、なぜ「大使館」のみ、その旧建物と大使公邸の取り扱いについて、所在国であるロシア側と協議をするようになったのか。協議内容について問う気は一切ないところ、その理由のみについて再度質問する。

右質問する。

内閣衆質一七一第二四五号
平成二十一年四月三日
内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫
国 務 大 臣
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する再質問に対する答弁書

一及び二について
在ロシア日本国大使館の旧事務所の建物及び大使公邸に係る賃借料は一体契約となっており、御指摘の旧事務所の一部建物を大使公邸の車庫等として使用しているものである。また、現在の大使公邸を引き続き使用するため、先の答弁書（平成二十一年二月二十四日内閣衆質一七一第二八号）一及び二についてお答えしたとおり、先方と協議を行ってきており、今般、旧事務所の大半を返却することにつき合意した。

平成二十一年三月二十五日提出
質 問 第 一 一 四 六 号
北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する再質問主意書
「前回答弁書」（内閣衆質一七一第二二二号）を踏まえ、再質問する。

一 北朝鮮が、本年四月四日から八日までの間に、長距離弾道ミサイルである試験通信衛星光明星二号を打ち上げると国際海事機関（IMO）に事前通報し、秋田県沖の日本海と千葉県東方の太平洋の二つの海域を、部品等の落下が予想される危険区域として指定した。右の北朝鮮の行動に対し、「前回答弁書」で政府は、「防衛大臣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八十二条の二の規定に基づき、

① 弾道ミサイル等（弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものである。以下同じ。）が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海（海洋法に関する国際連合条約（平成八年条約第六号）に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。

② ①の場合のほか、事態が急変し①の内閣総理大臣の承認を得るいとまがなく我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合における我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、防衛大臣が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができ

壊する措置をとるべき旨を命ずることができ」と、ミサイルに限らず、人工衛星やその打ち上げ用ロケットであつても、日本の領土・領海に落下すると判断すれば、自衛隊法第八十二条の二に基づきミサイル防衛（MD）システムにより迎撃する方針であるとしている。右につき、本年三月二十三日、ある政府筋・政府高官が、『鉄砲の弾で鉄砲の弾を撃つようなものだ。当たると思うか』と、石破（農水相）と昔、話したことがある。すると、

（石破氏は『当たると思う』と答えた）『実験で今から撃ちますよと言って、びゅーっとなるから当たるんで、いきなり撃たれたら当たらないよ』と言ったら、石破氏は『それは信じようよ』と語ったと報じられている（三月二十四日付産経新聞五面より）が、政府は北朝鮮による弾道ミサイル打ち上げに対する迎撃に係る、右のある政府筋・政府高官（以下、「政府筋・政府高官」という。）の発言を承知しているか。

二 石破茂農林水産大臣は、「政府筋・政府高官」と一で挙げた様なやり取りをしたことを記憶しているか。

三 本年三月二十四日、中曽根弘文外務大臣は閣議後の記者会見で、北朝鮮による弾道ミサイル打ち上げに対する迎撃が出来るわけがないとした「政府筋・政府高官」の発言について、「難しいのは事実だ。やったことがないし、どういう形でどう飛んでくるのかも分からない」と述べたと承知するが、右は、中曽根大臣として、「政府筋・政府高官」と同様の見解を有しているということか。

四 北朝鮮による弾道ミサイル打ち上げに対する迎撃に係る「政府筋・政府高官」の見解についての麻生太郎内閣総理大臣の見解如何。

五 「政府筋・政府高官」とは誰か、麻生総理は把握しているか。

六 「政府筋・政府高官」は鴻池祥肇内閣官房副長官か。

七 六で、「政府筋・政府高官」が鴻池副長官であるのなら、その発言は一の答弁にある政府の対処方針を否定するものであり、閣内不一致に該当するのではないのか。麻生総理の見解如何。

八 六で、「政府筋・政府高官」が鴻池副長官であるのなら、そもそも我が国の防衛という、国民の生命財産に直接に関わる、国家の最重要事項について、その信頼性を否定するかの様な発言をすること自体、軽率のそりを免れないと考えるが、麻生総理の見解如何。

内閣衆質一七一第二四六号

平成二十一年四月三日

内閣総理大臣臨時代理
河村 建夫
国務大臣
河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する再質問に対する答弁書

一及び四から八までについて
政府としては、御指摘の新聞記事については

承知しているが、その事実関係の有無について申し上げる立場にはない。いずれにせよ、我が国の弾道ミサイル防衛システムについては、過去の試験の結果等にかんがみれば、その技術的信頼性は高いものと考えている。

二について

石破農林水産大臣の所掌外の事項に関する個人としてのやり取りの有無について、政府としてお答えすることは差し控えたい。

三について

御指摘の中曽根外務大臣の発言は、我が国のミサイル防衛システムが非常に高度な難しい技術を要することにつき一般論として言及したものである。

平成二十一年三月二十五日提出
質問 第一二四七号

東京地方検察庁特別捜査部に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

東京地方検察庁特別捜査部に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第二〇号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、一般に、新聞やテレビ等の記者をはじめ各報道機関(以下、「マスコミ」という。)が東京地方検察庁特別捜査部(以下、「東京地検特捜部」という。)に対して取材を行う際、どのような手続きを踏むことが求められるのかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の『東京地検特捜部』に対して取材を行う』の意味するところが必ずしも明らかでないため、お

答えることが困難である。」との答弁がなされている。当方の言う「東京地検特捜部」に対して取材を行う」とは、ある刑事事件に関し、「東京地検特捜部」が進めている捜査の進捗状況等について取材を行うという意味である。「マスコミ」が「東京地検特捜部」に対して右の様な取材を行う際、どのような手続きを踏むことが求められるのか説明されたい。

二 本年三月三日、民主党小沢一郎代表が政治資金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任者である公設第一秘書が逮捕された。右の事件(以下、「西松事件」という。)に関し、「マスコミ」が「東京地検特捜部」に対して二で述べた様な取材を行う際、どのような手続きを踏むことが求められるのか説明されたい。

三 「前回答弁書」では「検察庁事務章程(平成二十年法務省訓令第一号)等の規定により、東京地方検察庁特別捜査部には、部長が置かれるとともに、副部長を置くことができる」とされている。この答弁がなされている。一般に、「東京地検特捜部」の部長並びに副部長が、「マスコミ」から一で述べた様な取材を受ける際、予めそれを受ける時間と場所を決めているか。

四 一般に、「東京地検特捜部」の部長並びに副部長が、「マスコミ」から一で述べた様な取材を受ける際、例えば一日三回までと、その回数に制限を設けているか。

五 一般に、「東京地検特捜部」として、ある刑事事件の捜査に現場で当たっている検察官や検察事務官に対して、「マスコミ」が一で述べた様な取材を行うことを禁止しているか。

六 五で、禁止しているならば、それに違反した「マスコミ」に対して、「東京地検特捜部」への出入りを禁ずるというを行っているか。

七 「東京地検特捜部」は、司法クラブからの、テレビカメラを入れての記者会見の要請に応じていないと承知するが、右はなぜか。

八 本年二月十八日、全国の高等検察庁検事長、地方検察庁検事正らが集まる検察長官会同が法務省において開かれ、その際、本年五月二十一日より裁判員制度が始まることに関連し、樋渡利秋検事総長が「検察自身も、国民により身近で開かれた存在に」、「捜査処理・公判遂行を丹念に説明することにより理解と信頼を獲得するよう努めてほしい」との訓示を行ったと承知するが、確認を求める。

九 八の樋渡検事総長の訓示にある様に、検察庁が国民により身近で開かれた存在となり、国民の理解と信頼を獲得する様努めるべきと考えているのなら、「東京地検特捜部」としてテレビカメラを入れての記者会見に応じる等、「西松事件」に係る捜査についても、より積極的に説明責任を果たすべきではないのか。

内閣衆質一七一第二四七号

平成二十一年四月三日

内閣総理大臣臨時代理
河村 建夫
国務大臣
河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁
特別捜査部に関する再質問に対する答弁書

一から六までについて

御指摘の「捜査の進捗状況等」の意味するところが必ずしも明らかでないので、お答えすることは困難である。

なお、検察当局においては、検察の活動を国民に正しく理解していただくため、あるいは、社会に無用の誤解を与えないようにするため、個別の事案に応じて、逮捕・起訴したことや、被疑事実・公訴事実の概要等について次席検事等の幹部検察官が記者発表したり記者会見したりすることがあるものと承知している。

七について
検察当局においては、記者会見の方法について決まったものがあるわけではなく、適時適切に判断しているものと承知している。

八について
本年二月十八日の検察長官会同において、樋渡検事総長は、御指摘の発言内容が含まれた訓示を行ったものと承知している。

九について

検察当局においては、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第四十七条において、原則として、訴訟に関する書類は、公判の開廷前には公にしてはならないと定めていること等を踏まえ、適宜適切に対応しているものと承知している。

平成二十一年三月二十五日提出
質 問 第一二四八号

検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等
に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する再質問主意書

〔前回答弁書（内閣衆質一七一第二二一号）では、御指摘の「検察庁からの各報道機関に対する情報のリーク」の意味するところが必ずしも明らかではないとの答弁がなされているが、当方の言う「検察庁からの各報道機関に対する情報のリーク」とは、ある刑事事件に関し、容疑者となつてゐる者の供述の内容、今後新たに容疑者として逮捕される可能性のある人物等、検察庁による捜査の進捗状況等の情報を、検察庁が新聞社等の各報道機関（以下、「マスコミ」という。）に流すことである。右を検察庁による情報のリーク（以下、「リーク」という。）と定義し、再質問する。

一 一般に、ある刑事事件に関する情報は、取り調べを行う検察庁のみしか知り得ないものであり、検察側からの情報の提供なくして、「マスコミ」はじめ検察側以外の者がそれを知ることが不可能であると考えるが、検察庁の見解如何。

二 本年三月三日、民主党小沢一郎代表が政治資金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任者である公設第一秘書が逮捕された。右の事件（以下、「西松事件」という。）について、同月十二日、かつて小沢氏の秘書として経理を

担当していた石川知裕衆議院議員が参考人として東京地方検察庁より聴取を受けているが、石川氏が参考人として事情聴取を受ける日の以前から、同氏が聴取を受ける旨の報道が「マスコミ」よりなされていた。前回質問主意書で、右は、東京地方検察庁特別捜査部はじめ検察庁側からの「リーク」によるものかと問うたところ、

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する再質問に対し、別紙答弁書を交付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「検察庁による捜査の進捗状況等の情報を、検察庁が新聞社等の各報道機関に流すこと」及び「ある刑事事件に関する情報」の意味するところが必ずしも明らかでないので、お答えすることは困難である。

二について

三 「西松事件」に関し、石川氏に対して聴取の要請がなされていたことは、三月十二日以前に既に「マスコミ」により報じられていたが、石川氏が東京地検特捜部から聴取の要請を受けていることが事前に「マスコミ」により報じられていたのはなぜか。右は「リーク」によるものではないのか。

四 「西松事件」に関しては、石川氏の参考人招致についてだけではなく、逮捕された公設第一秘書が供述した内容等が日々「マスコミ」により報じられていた。「西松事件」に関し、検察庁は一切「リーク」を行っていないか。確認を求める。右質問する。

内閣衆質一七一第二四八号

平成二十一年四月三日

内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫
国務大臣 河野 洋平殿
衆議院議長

平成二十一年三月二十六日提出
質 問 第 一 四 九 号

外務省についての各マスコミ報道に対する同
省の対応に係る説明等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省についての各マスコミ報道に対する
同省の対応に係る説明等に関する再質問主
意書

これまで累次にわたり質問主意書で取り上げて
いる、昨年十月二十一日発売の週刊朝日に、「麻
生『外交』敗れたり」との見出しで掲載されてい
るジャーナリストの上杉隆氏の論文（以下、「上杉論
文」という。）の中に記述がある、①米国の対北朝
鮮テロ指定解除に係る齋木昭隆アジア大洋州局長
の発言、②中曽根弘文外務大臣に係る外務省幹部
の発言のうちの②と、起訴休職外務事務官の佐藤
優氏が、雑誌や著書でいわゆる「ルーブル委員会」
と「白紙領収書」について指摘（以下、「佐藤氏の指
摘」という。）していることにつき、外務省が右の
どちらについても「確認がとれていない」と、その
事実を明確に否定していない一方で、「上杉論文」
における②には明確に抗議をし、「佐藤氏の指摘」
には何の抗議もしないという、異なる対応をとっ
ている。右につき「前回答弁書」（内閣衆質一七一
第一六八号）では、「先の答弁書（平成二十一年二
月六日内閣衆質一七一第一六二号）の二及び四につ
いて等で累次にわたってお答えしているとおり、
外務省としては、それぞれの事案を検討の上、適
切に判断してきているところであり、事柄の性質
上、こうした点については国民の理解は得られて
いるものと考えている。」との答弁がなされてい

る。右を踏まえ、再質問する。

一 前文の答弁にある「事柄の性質上」とはどの様
な意味か。

二 外務省として、「上杉論文」における②と「佐
藤氏の指摘」に対し、「それぞれの事案を検討の
上、適切に判断してきている」ことは、当方も
十分承知している。当方が累次にわたり問うて
きているのは、外務省において右の二つの事案
についてどの様な検討がなされ、一方には抗議
をし、もう一方は野放しにするという対応をと
るという判断がなぜ下されたのかという点であ
り、外務省は右の点を一切明らかにしていない
。この様な外務省の対応は、国民の十分な理
解を得られていないと考える。外務省は「前回
答弁書」で「事柄の性質上、こうした点につい
ては国民の理解は得られているものと考えてい
る。」と答弁しているが、外務省がそう認識して
いる根拠を説明されたい。

三 前回質問主意書で、「佐藤氏の指摘」により、
外務省においてかつて裏金をプールする組織が
あったことや、報道関係者に対して偽造した領
収書を手交するという犯罪行為が行われていた
ことが指摘されたことは、少なくとも同省に対
する国民のイメージを悪くしたのではないかと
問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねにつ
いては、何をもちて『イメージを悪くした』と判
断すべきかが必ずしも明らかでないことから、
一概にお答えすることは困難である。」との答弁
がなされている。「佐藤氏の指摘」に対して外務
省が何の抗議もしないことについては、少
なくとも国民からすれば、それが事実であり、
事実を指摘されているから外務省としても明確

な抗議をすることが出来ない、この様な認識を
有しているものと考えてるが、外務省の見解如
何。
右質問する。

内閣衆質一七一第二四九号

平成二十一年四月三日

内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫
国 務 大 臣

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各
マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等
に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省について
の各マスコミ報道に対する同省の対応に係
る説明等に関する再質問に対する答弁書

一 について
「事柄の性質上」とは、抗議の有無について
は、それぞれの事案を検討の上、適切に判断す
べき性質のものという意味である。

二 及び三 について
抗議の有無については、それぞれの事案を検
討の上、適切に判断すべき性質のものであるこ
とから、外務省としては、先の答弁書（平成二
十一年三月十日内閣衆質一七一第一六八号）の
一、三及び四について等で累次にわたってお答
えしているとおり、それぞれの事案を検討の
上、適切に判断してきているところであり、こ
うした点については国民の理解は得られている
ものと考えている。なお、先の答弁書（平成二

十年十二月二十六日内閣衆質一七〇第三五〇
号）の八について等で累次にわたってお答えし
てきているとおり、御指摘の「佐藤氏の指摘」に
あるような事実は確認されていない。

平成二十一年三月二十六日提出
質 問 第 一 五 〇 号

外務省における各種手当の変遷に関する質問
主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省における各種手当の変遷に関する質
問主意書

一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤
務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二
十七年四月二十一日法律第九十三号、以下「法
律」という。）の第六条にある在勤手当の、平成
二十年度における予算額はいくらか。その総額
並びに、①在勤基本手当、②住居手当、③配偶
者手当、④子女教育手当、⑤館長代理手当、
⑥特殊語学手当及び⑦研修員手当のそれぞれの
額について明らかにされたい。

二 一の平成二十年度における在勤手当の予算額
は、その支給を受けた外務省職員の数で除し
た場合、一人当たりどれくらいの額になるか。
三 在勤手当の平成二十一年度における予算額は
いくらか。その総額並びに、①在勤基本手当、
②住居手当、③配偶者手当、④子女教育手当、
⑤館長代理手当、⑥特殊語学手当及び⑦研修員
手当のそれぞれの額について明らかにされたい。
四 三の平成二十一年度における在勤手当の予算

額は、その支給を受けた外務省職員の数で除した場合、一人当たりどれくらいの額になるか。

五 「法律」の第五条には「在外公館の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めなければならない。」とあるが、一の平成二十年度、三の平成二十一年度における在勤手当の予算額は、それぞれ右の「法律」第五条にある規定に従い、適切に決められたか。外務省の見解如何。

六 本年三月二十六日の新聞報道では、フルタイムで働く人の残業代を除いた平均月給が三年連続で減少し、前年比〇・七％減の二十九万九千円となったことが厚生労働省の調査でわかったと報じている。この様に、昨年十月に起きた世界金融危機に端を発した世界不況のあおりを受け、我が国に限ったことではないにせよ、我が国の勤労者の所得は減少し、国民の多くは不況の苦しみに喘いでいると考える。この様な我が国内外の経済環境は、三の平成二十一年度における在勤手当の予算額を決定する際に、どの様に反映されたのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第二五〇号

平成二十一年四月三日
内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫
国務大臣 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当の変遷に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当の変遷に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの予算額については、総額が三百六億二千九百二十万、在勤基本手当が百七十八億二千九百三十四万六千、住居手当が九十五億七百三万、配偶者手当が十九億六千八百八十一万、子女教育手当が七億五千五百三十六万五千、館長代理手当が九百三十八万三千、特殊語学手当が六百五十二万八千及び研修員手当が六億千六百七十三万六千である。

二 について

お尋ねについては、詳細な調査を要するため、お答えすることは困難である。

三 について

お尋ねの予算額については、総額が二百九十九億四千九百三十三万八千、在勤基本手当が百七十六億七千七百七十三万八千、住居手当が九十億八千九百五十四万、配偶者手当が十八億九千五百八十八万、子女教育手当が七億五千三百二十八万四千、館長代理手当が八百八十四万六千、特殊語学手当が六百三十三万六千及び研修員手当が六億三千二百七十三万七千である。

四 について

平成二十一年度については、いまだ在勤手当支給の実績がない。

五及び六について

外務省としては、お尋ねの在勤手当の額は、在外公館の所在地における物価、為替相場及び

生活水準等を勘案し、適切に決定されたと認識している。

平成二十一年三月二十六日提出
質問 第一一五 一 号

千島列島を現在も管轄区域としている官公庁があることに對する外務省の見解に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

千島列島を現在も管轄区域としている官公庁があることに對する外務省の見解に関する再質問主意書

「前回答弁書（内閣衆質一七一第二七号）を踏まえ、再質問する。

一 国税庁と北海道庁において、現在も千島列島が管轄区域とされていることにつき、前回質問主意書で、一九九八年当時、道議会議員から得撫郡、新知郡、占守郡の三郡を管轄区域から除くのは当然との指摘を受けた当時の堀達也北海道知事が、関係省庁と協議が整い次第条例改正を提案する旨答弁したことを受け、北海道庁が外務省に照会したところ、当時は静岡県川奈で開催された日口首脳会談の直後であり、时期的に適當ではないとの回答が外務省よりなされたという事実はあるか、あるのなら、一九九八年当時、外務省として北海道庁が管轄区域から右と問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の平成十年当時の北海道庁からの照会については、外務省としてこの立場を伝えつつ、当時の状況にかんがみ、御指摘の条例の改正を一定期

間見合わせるよう要請したものである。」との答弁がなされている。右答弁にある「当時の状況」とはどのようなものか、具体的に説明されたい。

二 一の答弁には「一定期間」とあるが、一九九八年当時、外務省として北海道庁に対し、具体的にどの程度の期間、条例の改正を見合わせる様要請をしたのか説明されたい。

三 「前回答弁書」で外務省は「我が国は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）に基づき、千島列島及び我が国が千九百五十五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部等に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄しており、外務省としては、御指摘の条例から御指摘の地域名を削除することに對しては異存はないとの立場である。」と答弁している。外務省として異存がないのなら、一九九八年当時北海道庁から照会を受けた際に、そもそも条例の改正を見合わせる旨要請する必要はなかったのではないか。

四 得撫郡、新知郡、占守郡の三郡のみならず、千島列島が我が国の領土でないことは明々白々である。「前回答弁書」では「外務省としては、当該記述は、財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）に基づいたものであり、同規則については、財務省において北海道庁等における検討状況を踏まえつつ今後所要の改正について検討が行われるものと承知している。」との答弁がなされているが、北海道庁における検討状況如何に関わらず、国税庁のHPから右三郡の記述を削除することは不可能であるのか。右質問する。

内閣衆質一七一第二五一号

平成二十一年四月三日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣

河村 建夫

衆議院議長

河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出千島列島を現在も管轄区域としている官公庁があることに對する外務省の見解に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出千島列島を現在も管轄区域としている官公庁があることに對する外務省の見解に関する再質問に對する答弁書

一から三までについて

御指摘の平成十年当時の北海道庁からの照会については、外務省としては、御指摘の条例から御指摘の地域名を削除することについては異存ないとの立場を伝えつつ、当時の状況にかんがみ、御指摘の条例の改正を一定期間見合わせるよう要請したものであるが、具体的な期間は示していない。その他のお尋ねについては、ロシア連邦との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

四について

御指摘のホームページの御指摘の記述については、財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）に基づいたものであり、同規則については、財務省において、北海道庁等における検討状況を踏まえつつ、今後所要の改正について検討を行い、その結果に応じて御指摘のホームページの御指摘の記述についても修正することとしている。

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案
右の議案を提出する。

平成二十一年四月七日

提出者

小坂 憲次

小此木八郎

今井 宏

平沢 勝栄

渡辺 博道

高木 毅

小野寺五典

遠藤 乙彦

賛成者

細田 博之外二十九名

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案
北朝鮮は、我が国をはじめ、国際社会からの度重なる中止要請を無視して、四月五日、ミサイル発射を強行した。

そもそも今回の発射は、北朝鮮は弾道ミサイル計画に関連するすべての活動は停止しなければならぬ旨を規定している国連決議第一六九五号及び第一七一八号に明白に違反し、我が国として断じて容認できるものではない。

本院は、改めて、北朝鮮に対して、国連決議の規定を遵守するとともに、六者会合共同声明を完全実施するよう強く求める。また国際社会に対し、それらの国連決議に基づく制裁規定を完全に遵守するよう強く求める。

政府は、本院の趣旨を体し、我が国の断固たる抗議の意思を北朝鮮に伝えるとともに更なる我が国独自の制裁を強めるべきである。同時に、関係各国と連携しながら、国際連合安全保障理事会において、国際社会の一致した意思を決議等で明確にするよう努力すべきである。
右決議する。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣

麻生 太郎

土壌汚染対策法の一部を改正する法律
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第五条」に、「第三章

指定区域の指定等（第五条・第六条）
土壌汚染による健康被害の防止措置（第七条）第

「第三章 区域の指定等

第一節 措置実施区域（第六条）第十一

九条」を「第二章 形質変更届出区域（第十一

九条）を「第三章 形質変更届出区域（第十一

九条）を「第四章 汚染土壌の搬出等に関する規

定（第十二条）を「第五章 汚染土壌の搬出時の措置（第

十二節 汚染土壌の搬出時の措置（第十二

条）を「第十三条」に、「第十条」を「第十九条」を

「第十六条」を「第二十一条」を

「第二十九条」を「第四十三条」に、「第二十

九条」を「第四十四条」を「第五十三条」に、「第二十

九条」を「第三十七条」を「第五十四条」を「第六十四

条」に、「第三十八条」を「第四十二条」を「第六十五

条」に、「第三十九条」を「第六十六条」に改める。

第二条第二項中「及び第四条」を「、第四条第二

項及び第五条」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確

認に係る土地の利用の方法の変更をしようとする

ときは、環境省令で定めるところにより、あ

らかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

5 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

「第三章 指定区域の指定等」を「第三章 区域の指定等」に改める。

第六条を削る。

第五条の見出しを「（措置実施区域の指定等）」に改め、同条第一項中「土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しない」を「土地が次の各号のいずれにも該当する」に、「その」を「その」に、「汚染されている」を「汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な」に改め、同項に次の各号を加える。

一 土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。

二 土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。

第五条第四項中「土壌の特定有害物質による汚染の除去」を「汚染の除去等の措置」に、「指定区域」を「措置実施区域」に改め、同条を第六条とし、第三章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 措置実施区域

第四条第一項中「前条第一項本文」を「第三条第一項本文及び前条第二項」に、「同項の環境大臣が指定する者に同項」を「指定調査機関に第三条第一項」に改め、同条第二項中「おいては」を「おいて」に改め、第二章中同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によつて汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で

定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。
第四章の章名を削る。

第七条の見出しを「汚染の除去等の措置」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、措置実施区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該措置実施区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によつて当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。)に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、当該措置実施区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他環境省令で定める事項を示さなければならない。
3 第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置(以下「指示措置」という。)又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境

省令で定めるもの(以下「指示措置等」という。)を講じなければならない。

第七条第四項中「第一項、第二項又は前項において読み替へて準用する第四条第二項」を「前三項」に、「汚染の除去等の措置の実施」を「指示措置等」に改め、同条を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 都道府県知事は、前項に規定する者が指示措置等を講じていないと認めるときは、環境省令で定めるところにより、その者に対し、当該指示措置等を講ずべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、指示措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、指示措置等を講ずべき旨及びその期限までに当該指示措置等を講じないときは、当該指示措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

第八条第一項中「前条第一項の命令」を「前条第一項本文の規定により都道府県知事から指示」に改め、「所有者等は」の下に、「当該土地において指示措置等を講じた場合において」を加え、「命令に係る汚染の除去等の措置に要した費用」を「指示措置等に要した費用について、指示措置に要する費用の額の限度において」に改め、同項ただし書中「汚染の除去等の措置」を「指示措置等」に改め、同条第二項中「汚染の除去等の措置」を「指示措置等」に改める。

措置等」に改める。

第四十二条中「第九条第二項又は第三項」を「第十二条第二項若しくは第三項、第十六条第三項、第二十條第六項又は第四十條」に改め、同条を第六十九條とする。

第四十一条中「前条第一号」を「前条第二号」に改め、同条を第六十八條とする。

第四十條第二号中「第二十九條第一項若しくは第三項」を「第五十四條第一項若しくは第三項から第五項まで」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第二十六條」を「第五十條」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第二十二條第八項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者

第四十條を第六十七條とする。

第三十九條中「第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第三条第四項、第四条第一項、第十二條第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は第二十三條第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十七條の規定に違反して、汚染土壤を運搬した者
- 三 第十八條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)又は第二十二條第七項の規定に違反して、汚染土壤の処理を他人に委託した者
- 四 第二十條第一項(同条第二項において準用

する場合を含む。の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者 五 第二十条第三項前段又は第四項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者 六 第二十条第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者 七 第二十条第五項、第七項又は第八項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者 八 第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者 九 第二十一条第三項の規定に違反して、送付をした者 第三十九条を第六十六条とする。 第三十八条中「第三条第三項、第四条第一項、第七条第一項若しくは第二項又は第九条第四項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。 一 第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者 二 第九条の規定に違反した者 三 第二十一条第一項の規定に違反して、汚染土壌の処理を業として行った者	四 第二十三条第一項の規定に違反して、汚染土壌の処理の事業を行った者 五 不正の手段により第二十一条第一項の許可（同条第四項の許可の更新を含む。）又は第二十三条第一項の変更の許可を受けた者 六 第二十六条の規定に違反して、他人に汚染土壌の処理を業として行わせた者 第三十八条を第六十五条とし、第七章中第三十七条を第六十四条とし、第三十六条の二を第六十三条とし、第三十六条を第六十二条とし、第三十五条を第六十条とし、同条の次に次の一条を加える。 （都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供） 第六十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壤の特定有害物質による汚染の状況に関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。 第三十四条を第五十九条とする。 第三十三条第一項中「指定区域」を「措置実施区域」に改め、同条を第五十八条とする。 第三十二条中「第三十七条」を「第六十四条」に改め、同条第一号中「第三条第一項」を「第三条第一項ただし書」に改め、同条第二号中「第四条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第九条第四項」を「第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条第二項」に改め、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号中「第七条第三項において読み替えて準用する第四条第二項の汚染の除去等の措置」を「第七	条第五項の指示措置」に改め、同条を同条第九号とし、同条第六号中「第五条第四項」を「第六条第四項」に改め、同条を同条第七号とし、同条の次に次の一号を加える。 八 第七条第一項の指示に関する事務 第三十二条第五号中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。 三 第三条第五項の確認の取消しに関する事務 第三十二条を第五十七条とし、第三十一条を第五十六条とする。 第三十条中「第四条第一項、第七条第一項若しくは第二項又は第九条第四項」を「第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項又は第十二条第四項」に改め、同条を第五十五条とする。 第二十九条第一項中「指定区域」を「措置実施区域等」に改め、同条第五項中「第三項の下に」から第五項までを加え、同条を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「前三項」に改め、同条を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。 3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌を当該措置実施区域等外へ搬出した者又は汚染土壌の運搬を行った者に対し、汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下	この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であつた者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であつた者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 第二十九条を第五十四条とする。 第二十八条第一項中「第二十条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第三号中「第二十条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第二項を削り、第六章中同条を第五十二条とし、同条の次に次の一条を加える。 （公示） 第五十三条 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。 一 第四十四条第一項の指定をしたとき。 二 第四十四条第二項の規定による届出を受けたとき。 三 前条の規定により第四十四条第一項の指定を取り消したとき。 第二十七条を第五十一条とする。 第二十六条中「第二十一条第一号」を「第四十五条第一号」に改め、同条を第五十条とし、第二十五条を第四十九条とし、第二十一条から第二十四条までを二十四条ずつ繰り下げる。 第二十一条第一号中「指定区域」を「措置実施区
--	--	--	---

域」に改め、同条第二号中「土壤汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更(次号において「土壤汚染状況調査等」という。)」を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ 土壤汚染状況調査

ロ 措置実施区域等内の土地における汚染の除去等の措置

ハ 形質変更届出区域における土地の形質の変更

第二十一条第三号中「土壤汚染状況調査等」を「前号イからハまでに掲げる事項」に改め、同条を第四十五条とする。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「指定支援法人を」前項の指定を受けた者(以下「指定支援法人」という。)に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条を第四十四条とする。

第十九条第一項第一号中「第十一条第一号」を「第三十条第一号」に改め、同項第二号中「第十三条第一項又は第十五条第一項」を「第三十三条、第三十五条、第三十七条第一項又は第三十八条」に改め、同項第三号中「第十四条第三項又は第十六条を」第三十六条第三項又は第三十九条に改め、同条第二項を削り、第五章中同条を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(公示)

第四十三条 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第三条第一項の指定をしたとき。

二 第三十二条第一項の規定により第三条第一項の指定が効力を失ったとき、又は前条の規定により同項の指定を取り消したとき。

三 第三十五条(同条の環境省令で定める事項の変更に係るものを除く。)又は第四十条の規定による届出を受けたとき。

第十八条中「土壤汚染状況調査を」土壤汚染状況調査等」に改め、同条を第四十一条とする。

第十七条第一項中「土壤汚染状況調査を」土壤汚染状況調査等」に改め、同条第二項を削り、同条を第四十条とする。

第十六条中「第十二条各号」を「第三十一条各号」に、「執るべきこと」を「講ずべきこと」に改め、同条を第三十九条とする。

第十五条第一項中「土壤汚染状況調査を」土壤汚染状況調査等」に改め、同条を第三十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(帳簿の備付け等)

第三十八条 指定調査機関は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査等の業務に関する事項で環境省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

第十四条の見出し及び同条第一項中「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改め、同条第二項中「第三条第一項の下に」及び第十六条第一項を加え、「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改め、同条第三項中「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改め、同条を第三十六条とする。

第十三条の見出し中「事業所の」を削り、同条第一項中「第三条第一項の指定を受けた者(以下「指定調査機関」という。))は、土壤汚染状況調査を「指定調査機関は、土壤汚染状況調査等」に、「所在地」を「名称又は所在地その他環境省令で定める

事項」に改め、「ときは」の下に、「環境省令で定めるところにより」を加え、「二週間前までに、」を「十四日前までに、その旨を」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十五条とする。

第十二条各号中「土壤汚染状況調査」を「土壤汚染状況調査等」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

(指定の更新)

第三十二条 第三条第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(技術管理者の設置)

第三十三条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う土地における当該土壤汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者で環境省令で定める基準に適合するもの(次条において「技術管理者」という。)を選任しなければならない。

(技術管理者の職務)

第三十四条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該土壤汚染状況調査等に従事しない場合は、この限りでない。

第十一条第二号中「第十九条第一項」を「第四十二条」に改め、同条を第三十条とする。

第十条の見出しを「指定の申請」に改め、同条第一項中「土壤汚染状況調査」の下に「及び第十六条第一項の調査(以下この章において「土壤汚染状況調査等」という。))を加え、同条第二項を削り、

同条を第二十九条とする。

第九条の見出し中「土地」を「形質変更届出区域内における土地」に改め、同条第一項中「指定区域内」を「形質変更届出区域内」に改め、「土壤の採取その他の」を削り、同項ただし書中「の各号」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「指定区域」を「形質変更届出区域」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項及び第三項中「指定区域」を「形質変更届出区域」に改め、同条第四項中「があつた」を「を受けた」に、「受理した」を「受けた」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条、一節及び一章を加える。

(適用除外)

第十三条 第四条第一項の規定は、形質変更届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

第三節 雑則

(指定の申請)

第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第二項及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

官 報 (号 外)

2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査(以下この条において「申請に係る調査」という。)の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。	第四章 汚染土壤の搬出等に関する規制 第一節 汚染土壤の搬出時の措置 第十六条 措置実施区域又は形質変更届出区域(以下「措置実施区域等」という。)内の土地の土壤(指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壤」という。)を当該措置実施区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行うとする者を除く)は、当該汚染土壤の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。	府県知事に届け出なければならない。 3 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を当該措置実施区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壤を搬出した日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の届出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。	理を汚染土壤処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 汚染土壤を当該措置実施区域等外へ搬出する者が汚染土壤処理業者であつて当該汚染土壤を自ら処理する場合 二 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合 三 汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合 2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を当該措置実施区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出した者が汚染土壤処理業者であつて当該汚染土壤を自ら処理する場合は、この限りでない。
3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなす。	二 当該汚染土壤の体積 三 当該汚染土壤の運搬の方法 四 当該汚染土壤を運搬する者及び当該汚染土壤を処理する者の氏名又は名称 五 当該汚染土壤を処理する施設の所在地 六 当該汚染土壤の搬出の着手予定日 七 その他環境省令で定める事項	二 第十八条第一項の規定に違反して当該汚染土壤の処理を第二十二條第一項の許可を受けた者(以下「汚染土壤処理業者」という。)に委託しない場合 当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託すること。 (運搬に関する基準) 第十七条 措置実施区域等外において汚染土壤を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壤の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壤を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。	第十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 一 第十七条の規定に違反して当該汚染土壤を運搬した場合 当該運搬を行った者 二 前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壤を当該措置実施区域等外へ搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行った者を除く。)
4 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。	第十五条 都道府県知事は、措置実施区域の台帳及び形質変更届出区域の台帳(以下この条において「台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。	第十八条 汚染土壤を当該措置実施区域等外へ搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行う者を除く)は、当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託すること。 (運搬に関する基準) 第十七条 措置実施区域等外において汚染土壤を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壤の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壤を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。	二 前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壤を当該措置実施区域等外へ搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行った者を除く。)
2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める。 3 都道府県知事は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができる。	2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府	第十八条 汚染土壤を当該措置実施区域等外へ搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行う者を除く)は、当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託すること。 (運搬に関する基準) 第十七条 措置実施区域等外において汚染土壤を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壤の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壤を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。	二 前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壤を当該措置実施区域等外へ搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行った者を除く。)

(管理票)

第二十条 汚染土壤を当該措置実施区域等外へ搬

出する者は、その汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る汚染土壤の引渡しと同時に当該汚染土壤の運搬を受託した者(当該委託が汚染土壤の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者)に対し、当該委託に係る汚染土壤の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な

応急措置として汚染土壤を当該措置実施区域等外へ搬出した者について準用する。

3 汚染土壤の運搬を受託した者(以下「運搬受託者」という。)は、当該運搬を終了したときは、

第一項(前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、第一項の規定により管理票を交付した者(以下この条において「管理票交付者」という。)に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該汚染土壤について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。

4 汚染土壤の処理を受託した者(以下「処理受託

者」という。)は、当該処理を終了したときは、

第一項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。

5 管理票交付者は、前二項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

6 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項又は第四項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る汚染土壤の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届け出なければならない。

7 運搬受託者は、第三項前段の規定により管理票の写しを送付したとき(同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。)は当該管理票を当該送付の日から、第四項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。

8 処理受託者は、第四項前段の規定により管理

票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

(虚偽の管理票の交付等の禁止)

第二十一条 何人も、汚染土壤の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第三項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2 何人も、汚染土壤の処理を受託していないにもかかわらず、前条第四項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壤の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、前条第三項又は第四項の送付をしてはならない。

第二節 汚染土壤処理業

(汚染土壤処理業)

第二十二条 汚染土壤の処理(当該措置実施区域等内における処理を除く。)を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壤の処理の事業の用に供する施設(以下「汚染土壤処理施設」という。)ごとに、当該汚染土壤処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 汚染土壤処理施設の設置の場所
- 三 汚染土壤処理施設の種類、構造及び処理能力

力

四 汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤の特定有害物質による汚染状態

五 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 汚染土壤処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第二十五条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その事業を行う役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があつるもの

4 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

6 汚染土壤処理業者は、環境省令で定める汚染土壤の処理に関する基準に従い、汚染土壤の処理を行わなければならない。

7 汚染土壤処理業者は、汚染土壤の処理を他人に委託してはならない。

8 汚染土壤処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る汚染土壤処理施設ごとに、当該汚染土壤処理施設において行った汚染土壤の処理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該汚染土壤処理施設(当該汚染土壤処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該汚染土壤処理業者の最寄りの事務所)に備え置き、当該汚染土壤の処理に關し利害關係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

9 汚染土壤処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壤処理施設において破損その他の事故が発生し、当該汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤又は当該処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の許可等)

第二十三条 汚染土壤処理業者は、当該許可に係る前条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

3 汚染土壤処理業者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は前条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 汚染土壤処理業者は、その汚染土壤の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した当該汚染土壤の処理の事業を再開しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(改善命令)

第二十四条 都道府県知事は、汚染土壤処理業者により第二十二條第六項の環境省令で定める汚染土壤の処理に関する基準に適合しない汚染土壤の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壤処理業者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壤の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十五条 都道府県知事は、汚染土壤処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十二條第三項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至つたとき。

二 汚染土壤処理施設又はその者の能力が第二十二條第三項第一号の環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 不正の手段により第二十二條第一項の許可(同条第四項の許可の更新を含む。)又は第二十三條第一項の変更の許可を受けたとき。

(名義貸しの禁止)

第二十六条 汚染土壤処理業者は、自己の名義をもつて、他人に汚染土壤の処理を業として行わせてはならない。

(許可の取消し等の場合の措置義務)

第二十七条 汚染土壤の処理の事業を廃止し、又は第二十五条の規定により許可を取り消された汚染土壤処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壤処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壤処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する汚染土壤処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壤処理施設を汚染土壤の処理の事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(環境省令への委任)

第二十八条 この節に定めるもののほか、汚染土壤の処理の事業に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第八条の次に次の二条、節名及び一条を加える。

(措置実施区域における土地の形質の変更の禁止)

第九条 措置実施区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(適用除外)

第十条 第四条第一項の規定は、第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為については、適用しない。

第二節 形質変更届出区域

(形質変更届出区域の指定等)

第十一条 都道府県知事は、土地が第六条第一項第一号に該当し、同項第二号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染の除去により、前項の指定に係る区域(以下「形質変更届出区域」という。)の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該形質変更届出区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

3 第六条第二項及び第三項の規定は、第一項の指定及び前項の解除について準用する。

4 形質変更届出区域の全部又は一部について、第六条第一項の規定による指定がされた場合においては、当該形質変更届出区域の全部又は一

部について第一項の指定が解除されたものとする。この場合において、同条第二項の規定による指定の公示をしたときは、前項において準用する同条第二項の規定による解除の公示をしたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)

第二条 この法律による改正後の土壤汚染対策法(以下「新法」という。)第二十二条第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(一定規模以上の面積の土地の形質の変更の届出に関する経過措置)

第三条 新法第四条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三十日を経過する日以後に土地の形質の変更(同項に規定する土地の形質の変更をいう。附

則第八条において同じ。)に着手する者について適用する。

(指定区域の指定に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の土壤汚染対策法(以下「旧法」という。)第五条第一項の規定により指定されている土地の区域は、新法第十一条第一項の規定により指定された同条第二項に規定する形質変更届出区域とみなす。

(指定区域台帳に関する経過措置)
第五条 この法律の施行の際現に存する旧法第六条第一項の規定による指定区域の台帳は、新法第十五条第一項の規定による形質変更届出区域の台帳とみなす。

(措置命令に関する経過措置)
第六条 この法律の施行前にした旧法第七条第一項又は第二項の規定に基づく命令については、なお従前の例による。

(汚染の除去等の措置に要した費用の請求に関する経過措置)
第七条 この法律の施行前に旧法第七条第一項の規定による命令を受けた者に係る旧法第八条の規定の適用については、なお従前の例による。

(形質変更届出区域内における土地の形質の変更の届出に関する経過措置)
第八条 施行日以後の日に附則第四条の規定により新法第十一条第二項に規定する形質変更届出区域とみなされた土地の区域において当該土地の形質の変更に着手する者であつて、施行日前に当該土地の形質の変更について旧法第九条第一項の規定による届出をした者は、新法第十二条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(汚染土壌の搬出時の届出に関する経過措置)

第九条 新法第十六条第一項の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に汚染土壌を当該措置実施区域等(同項に規定する措置実施区域等をいう。)外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者とする者を除く。)について適用する。

(指定調査機関の指定に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に、新法第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

(変更の届出に関する経過措置)

第十一条 新法第三十五条の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に同条に規定する事項を変更しようとする指定調査機関について適用し、同日前に当該事項を変更しようとする指定調査機関については、なお従前の例による。

(適合命令に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前に旧法第十六条の規定によりした命令は、新法第三十九条の規定によりした命令とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

る。

(検討)

第十五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

汚染土壌の適切かつ適正な処理を図るため、土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染土壌の適正処理の確保のための規制の新設その他所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土 壌 汚 染 対 策 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、汚染土壌の適切かつ適正な処理を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が一定規模以上のものをしようとする者に対して都道府県知事への届出を義務付けるとともに、都道府県知事は、当該土地が特定有害物質によつて汚染されているおそれがあると認めるときは、当該土地の所有者等に対して、土壌汚染の調査をすべきことを命ずることができるものとする。また、土地の所有者等は、特定有害物質による土壌汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌が汚染されていると料するとき

は、都道府県知事に対して、規制対象区域として指定することを申請することができるものとする。

2 土壤汚染の調査の結果、特定有害物質による土壤汚染の状態が基準に適合しない土地を、健康被害を防止するための措置を講ずることが必要な区域(措置実施区域)と、形質の変更に届出が必要な区域(形質変更届出区域)に分類して指定するものとするともに、措置実施区域については、講ずべき措置の内容を指示するものとする。

3 規制対象区域から汚染土壤を搬出しようとする者に対し、都道府県知事へ届け出ること、及び汚染土壤の処理を都道府県知事の許可を受けた処理業者に委託することを義務付けるとともに、汚染土壤の運搬を行う者に対し、運搬に関する基準の遵守を義務付けるものとする。また、当該汚染土壤の搬出をしようとする者が当該汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合について、当該運搬又は処理を委託する者及び当該運搬又は処理を委託された者に対し、管理票による汚染土壤の管理を義務付けるものとする。さらに、汚染土壤の処理を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないものとし、当該許可を受けた者に対し、処理に関する基準に従い汚染土壤の処理を行うこと等を義務付けるものとする。

4 指定調査機関の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。また、指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う土地における当該土壤汚染状況調査等の技術

上の管理をつかさどる者(技術管理者)を選任し、土壤汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壤汚染状況調査等に從事する他の者の監督をさせなければならないものとする。

5 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壤の特定有害物質による汚染の状況に関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するように努めるものとする。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、汚染土壤の適切かつ適正な処理を図るための措置として妥当なものと認めるが、改正後の法第六条第一項の指定に係る区域の略称を措置実施区域から「要措置区域」に、改正後の法第十一条第一項の指定に係る区域の略称を「形質変更届出区域」から「形質変更時要届出区域」に修正すること及び都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が第四条第二項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする旨の規定を追加すること等も必要な措置であると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

平成二十一年四月三日

環境委員長 水野 賢一
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

目次中「第四条」を「第五条」に、第三章 指定区域の指定等(第五条・第六条)

第四章 土壤汚染による健康被害の防止措置(第七条―第九

「第三章 区域の指定等」

第一節 措置実施区域(第六条―第十条)

第二章 形質変更時要届出区域(第十一条―第十三条)

第三章 汚染土壤の搬出等に関する規制

第一節 汚染土壤の搬出時の措置(第十六条―第二十一条)

第二節 汚染土壤処理業(第二十二条―第二十八条)

第二十九条―第四十三条に、「第二十条―第二十八条」を「第四十四条―第五十三条」に、「第二十九条―第三十七条」を「第五十四条―第六十四条」に、「第三十八条―第四十二条」を「第六十五条―第六十九条」に改める。

要措置

第五条の見出しを「措置実施区域の指定等」に改め、同条第一項中「土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないを、土地が次の各号のいずれにも該当する」に、「その」を、「その」に、「汚染されている」を「汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置(以下「汚染の除去等の措置」という。)を講ずることが必要な」に改め、同項に次の各号を加える。

一 土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。

二 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。

第五条第四項中「土壤の特定有害物質による汚

染の除去」を「汚染の除去等の措置」に、「指定区域」を「措置実施区域」に改め、同条を第六条とし、第三章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 措置実施区域

第七条の見出しを「汚染の除去等の措置」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、措置実施区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該土地の所有者等以外の方の行為によって当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承

継続した者を含む。以下この項及び次条において同じ。に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、当該措置実施区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他環境省令で定める事項を示さなければならない。

3 第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置（以下「指示措置」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもの（以下「指示措置等」という。）を講じなければならない。

第三十八条を第六十五条とし、第七章中第三十七条を第六十四条とし、第三十六条の二を第六十三条とし、第三十六条を第六十二条とし、第三十五条を第六十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供）^{〇等}

第六十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壤の特定有害物質による汚染の状況に関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供しよう努めるものとする。

² 都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者

に対し、当該施設を設置しようとする土地が第四条第二項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする。

第三十三条第一項中「指定区域」を「^{要措置}措置実施区域」に改め、同条を第五十八条とする。

第二十九条第一項中「指定区域」を「^{要措置}措置実施区域等」に改め、同条第五項中「第三項」の下に「から第五項まで」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤を当該^{要措置}措置実施区域等外へ搬出した者又は汚染土壤の運搬を行った者に対し、汚染土壤の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壤の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該汚染土壤の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤処理業者又は汚染土壤処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であった者の事務所、汚染土壤処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一条第一号中「指定区域」を「^{要措置}措置実施区域

域」に改め、同条第二号中「土壤汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更（次号において「土壤汚染状況調査等」という。）を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ 土壤汚染状況調査

ロ ^{要措置}措置実施区域等内の土地における汚染の除去等の措置

ハ ^{形質変更時要届出}形質変更届出区域等内における土地の形質の変更

第九条の見出し中「土地」を「^{形質変更時要届出}形質変更届出区域等内における土地」に改め、同条第一項中「指定区域内」を「^{形質変更時要届出}形質変更届出区域等内」に改め、「土壤の採取その他の」を削り、同項ただし書中「の各号」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「指定区域」を「^{形質変更時要届出}形質変更届出区域」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項及び第三項中「指定区域」を「^{形質変更時要届出}形質変更届出区域」に改め、同条第四項中「が」を「を」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条、一節及び一章を加える。

（適用除外）
第十三条 第四条第一項の規定は、^{形質変更時要届出}形質変更届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

第三節 雑則

（指定の申請）

第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第二項及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地の土壤の特定有害物質による

汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなす。

4 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

(台帳)

第十五条 都道府県知事は、^{要措置}措置実施区域の台帳

及び^{形質変更時要届出}形質変更届出区域の台帳(以下この条において「台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならぬ。

2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に關し必要な事項は、環境省令で定める。

3 都道府県知事は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

第四章 汚染土壤の搬出等に関する規制

第一節 汚染土壤の搬出時の措置

(汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令)

第十六条 ^{要措置}措置実施区域又は^{形質変更時要届出}形質変更届出区域

(以下「^{要措置}措置実施区域等」という。)内の土地の土壤指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。

以下「汚染土壤」という。)を^{要措置}措置実施区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けた当該汚染土壤の搬出に着手する者を除く。)

は、^{要措置}措置実施区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けた当該汚染土壤の搬出に着手する者を除く。)

は、^{要措置}措置実施区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けた当該汚染土壤の搬出に着手する者を除く。)

は、^{要措置}措置実施区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けた当該汚染土壤の搬出に着手する者を除く。)

は、^{要措置}措置実施区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けた当該汚染土壤の搬出に着手する者を除く。)

二 当該汚染土壤の体積

三 当該汚染土壤の運搬の方法

四 当該汚染土壤を運搬する者及び当該汚染土壤を処理する者の氏名又は名称

五 当該汚染土壤を処理する施設の所在地

六 当該汚染土壤の搬出の着手予定日

七 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を^{要措置}措置実施区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壤を搬出した日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の届出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 運搬の方法が次条の環境省令で定める汚染土壤の運搬に関する基準に違反している場合

二 当該汚染土壤の運搬の方法を変更する場合

三 第十八条第一項の規定に違反して当該汚染土壤の処理を第二十二条第一項の許可を受けた者(以下「汚染土壤処理業者」という。)に委託しない場合

当該汚染土壤の処理を汚染土

壤処理業者に委託すること。

(運搬に関する基準)

第十七条 ^{要措置}措置実施区域等外において汚染土壤を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壤の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壤を運搬しなければならない。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

(汚染土壤の処理の委託)

第十八条 汚染土壤を^{要措置}措置実施区域等外へ搬出する者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行う者を除く。)

は、当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなければならない。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 汚染土壤を^{要措置}措置実施区域等外へ搬出する者が汚染土壤処理業者であつて当該汚染土壤を自ら処理する場合

二 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合

三 汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を^{要措置}措置実施区域等外へ搬出した者について準用する。

ただし、当該搬出をした者が汚染土壤処理業者であつて当該汚染土壤を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壤の特定有害物質

物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に對し、相当の期限を定めて、当該汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 第十七条の規定に違反して当該汚染土壤を運搬した場合

二 前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)

の規定に違反して当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかつた場合

当該汚染土壤を^{要措置}措置実施区域等外へ搬出した者(その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行った者を除く。)

(管理票)

第二十条 汚染土壤を^{要措置}措置実施区域等外へ搬出する者は、その汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る汚染土壤の引渡しと同時に当該汚染土壤の運搬を受託した者(当該委託が汚染土壤の処理のみに係るものである場合にあつては、その処理を受託した者)に對し、当該委託に係る汚染土壤の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を^{要措置}措置実施区域等

外へ搬出した者について準用する。

3 汚染土壌の運搬を受託した者(以下「運搬受託者」という。)は、当該運搬を終了したときは、第一項(前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、第一項の規定により管理票を交付した者(以下この条において「管理票交付者」という。)に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。

4 汚染土壌の処理を受託した者(以下「処理受託者」という。)は、当該処理を終了したときは、第一項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。

5 管理票交付者は、前二項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

6 管理票交付者は、環境省令で定める期間内

に、第三項又は第四項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届け出なければならない。

7 運搬受託者は、第三項前段の規定により管理票の写しを送付したとき(同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。)は当該管理票を当該送付の日から、第四項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。

8 処理受託者は、第四項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

(虚偽の管理票の交付等の禁止)

第二十一条 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第三項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2 何人も、汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、前条第四項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、前条第三項又は第四項の送付をしてはならない。

第二節 汚染土壌処理業

(汚染土壌処理業)

第二十二条 汚染土壌の処理(当該措置実施区域等内における処理を除く。)を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設(以下「汚染土壌処理施設」という。)ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 汚染土壌処理施設の設置の場所
三 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力
四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
五 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

口 第二十五条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
ハ 法人であつて、その事業を行う役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があつるもの
4 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
5 第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。
6 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従い、汚染土壌の処理を行わなければならない。
7 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。
8 汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設において行った汚染土壌の処理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該汚染土壌処理施設(当該汚染土壌処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該汚染土壌処理業者の最寄りの事務所)に備え置き、当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

9 汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌又は当該処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の許可等)

第二十三条 汚染土壌処理業者は、当該許可に係る前条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

3 汚染土壌処理業者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は前条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した当該汚染土壌の処理の事業を再開しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(改善命令)

第二十四条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者により第二十二条第六項の環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その

許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十二条第三項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき。

二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が第二十二条第三項第一号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 不正の手段により第二十二条第一項の許可(同条第四項の許可の更新を含む。)又は第二十三条第一項の変更の許可を受けたとき。

(名義貸しの禁止)

第二十六条 汚染土壌処理業者は、自己の名義をもって、他人に汚染土壌の処理を業として行わせてはならない。

(許可の取消し等の場合の措置義務)

第二十七条 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は第二十五条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壌処理施設の特定期間有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する汚染土壌処理施設の特定期間有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきこと

を命ずることができる。

(環境省令への委任)

第二十八条 この節に定めるもののほか、汚染土壌の処理の事業に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第八条の次に次の二条、節名及び一条を加える。

要措置
(措置実施区域内における土地の形質の変更の禁止)

第九条 措置実施区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(適用除外)

第十条 第四条第一項の規定は、第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為については、適用しない。

第二節 形質変更(要措置)
形質変更(届出区域)

(形質変更届出区域の指定等)

第十一条 都道府県知事は、土地が第六条第一項第一号に該当し、同項第二号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域として指定するものとす

る。

2 都道府県知事は、土地の特定有害物質による汚染の除去により、前項の指定に係る区域(以下「形質変更届出区域」という。)の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該形質変更届出区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

3 第六条第二項及び第三項の規定は、第一項の指定及び前項の解除について準用する。

4 形質変更届出区域の全部又は一部について、第六条第一項の規定による指定がされた場合においては、当該形質変更届出区域の全部又は一部について第一項の指定が解除されたものとする。この場合において、同条第二項の規定による指定の公示をしたときは、前項において準用する同条第二項の規定による解除の公示をしたものとみなす。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の土壌汚染対策法(以下「旧法」という。)第五条第一項の規定により指定されている土地の区域は、新法第十一条第一項の規定により指定された同条第二項に規定する形質変更届出区域とみなす。

(指定区域台帳に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に存する旧法第六条第一項の規定による指定区域の台帳は、新法第十五条第一項の規定による形質変更届出区域の台帳とみなす。

(形質変更届出区域における土地の形質の変更の届出に関する経過措置)

第八条 施行日以後の日に附則第四条の規定により新法第十一条第二項に規定する形質変更届出区域とみなされた土地の区域において当該土地の形質の変更に着手する者であつて、施行日前に当該土地の形質の変更について旧法第九条第一項の規定による届出をした者は、新法第十二条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(汚染土壌の搬出時の届出に関する経過措置)

第九条 新法第十六条第一項の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に汚染土壌を当該措置実施区域等(同項に規定する措置実施区域等をいう。)外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者とする者を除く。)について適用する。

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十一年二月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

平成二十一年四月七日 衆議院会議録第二十一号

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第一条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等の円滑化

第一節 事業活動の計画(第五条―第十三条)

第二節 設備導入の計画(第十四条―第十七条)

第三節 特例措置等(第十八条―第三十条)
第二章の二 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則(第三十条の二―第三十条の七)

第二節 設立(第三十条の八―第三十条の十三)

第三節 管理

第一款 取締役等(第三十条の十四・第三十条の十五)

第二款 産業革新委員会(第三十条の十六―第三十条の二十一)

第三款 定款の変更(第三十条の二十二)

第四節 業務

第一款 業務の範囲(第三十条の二十三)

第二款 支援基準(第三十条の二十四)

第三款 業務の実施(第三十条の二十五―第三十条の二十七)

第五節 国の援助等(第三十条の二十八)

第六節 財務及び会計(第三十条の二十九―第三十条の三十一)

第七節 監督(第三十条の三十二―第三十条の三十四)

第八節 解散等(第三十条の三十五・第三十条の三十六)

第三章 中小企業の活力の再生

第一節 創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化(第三十一条―第三十九条)

第二節 中小企業承継事業再生の円滑化(第三十九条の二―第三十九条の六)

第三節 中小企業再生支援体制の整備(第四十条―第四十七条)

第四章 事業再生の円滑化(第四十八条―第五十四条)

第五章 事業活動における知的財産権の活用

第一節 特許料の特例等(第五十五条―第五十七条)

第二節 特定通常実施権登録(第五十八条―第七十一条)

第六章 雑則(第七十二条―第七十七条)

第七章 罰則(第七十八条―第八十五条)

附則

第一条中「共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合」を「経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等」に改め、「とともに」の下に「株式会社産業革新機構を設立し特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置を加え、我が国産業の活力の再生を我が国の産業活力の再生を図るとともに、我が国産業が最近における国際経済の構造的な変化に対応したものであるための産業活動の革新」に改める。

第二条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「資源生産性」とは、エネルギーの使用又は鉱物資源の使用(エネルギーとしての使用を除く。)が事業者の経済活動に貢献する程度をいう。

第二条第四項を同条第五項とし、同条第三項を削り、同条第二項第一号中「変更」の下に「当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。」を加え、同号イ中「譲受け」の下に「若しくは資本の相当程度の増加(外国におけるこれらに相当するものを含む。)」を加え、「(当該事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つ事業者新たに設立される法人を含む。)」をいう。以下同じ。となる場合に限る。)、資本の相当程度の増加又は会社」を「となる場合に限る。」、外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものの取得(当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。))又は会社若しくは外国法

人」に改め、同号口中「事業若しくは資産の譲渡」を「若しくは事業若しくは資産の譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）」に、

「又は会社」を「外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）又は会社若しくは外国法人」に改め、同項第二号ハ中「国内」の下に「若しくは外国」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「関係事業者」とは、事業者（新たに設立される法人を含む。）であつて、他の事業者がその経営を実質的に支配している」と認められるものとして主務省令で定める関係を持つものをいう。

3 この法律において「外国関係法人」とは、外国法人（新たに設立されるものを含む。）であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つものをいう。

第二条第二十一項を同条第二十八項とし、同条第二十項中「供されるものをいう」の下に「。第三十条の十九第九項及び第三十条の第二十二項第二号において同じ」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条中第十九項を第二十六項とし、第十八項を第二十五項とし、第十七項を第二十四項とし、第十六項を第二十項とし、同項の次に次の三項を加える。

21 この法律において「特定中小企業者」とは、過大な債務を負っていることその他の事情によつて財務の状況が悪化していることによる

り、事業の継続が困難となつている中小企業者をいう。

22 この法律において「中小企業承継事業再生」とは、特定中小企業者が会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者（承継させるとともに、当該事業者が承継した事業について収支の改善その他の強化を図ることにより、当該事業の再生を図ることをいう。）

23 この法律において「承継事業者」とは、中小企業承継事業再生により事業を承継する事業者をいう。

第二条中第十五項を第十九項とし、第十二項から第十四項までを四項ずつ繰り下げ、同条第十一項中「及び第二十四条」及び「以下同じ」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十項中「第八項第二号」を「第九項第二号」に改め、「知的財産基本法」の下に「（平成十四年法律第二百二十二号）を加え、第十六条第二項第四号」を「第十四条第二項第四号」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

12 この法律において「資源生産性革新設備等」とは、第八項 同項第二号に係る部分に限る。）の事業活動に必要な設備又は施設（施設にあつては、次の各号のいずれかに該当するものに限る。）であつて、当該設備又は施設が導入される事業についての資源生産性を主務大臣の定める程度以上に向上させ、又は主務大臣の定める程度以上の高さとすることが見込まれるものをいう。

一 設備と一体的な構造となる施設として主務大臣の定める施設

二 商品又はその原材料、部品若しくは半製品の購入、生産又は販売の効率化に資するこれらの新たな流通の方式の導入に必要な施設

13 この法律において「資源制約対応製品生産設備」とは、次に掲げるものの生産に専ら使用される設備をいう。

一 資源制約対応製品資源の利用の制約による経済構造の変化に対応するために事業者が行う新たな市場の開拓に特に寄与することが見込まれる機器、装置又は設備として主務大臣が定めるものをいう。以下同じ。

二 専用部品等（資源制約対応製品の一部として使用され、かつ、当該資源制約対応製品以外の機器、装置又は設備に使用されない半製品、部品又は原材料をいう。以下同じ。）

14 この法律において「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動を行う。

第二条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項第二号イからハまで」を「第四項第二号イからハまで」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 この法律において「資源生産性革新」とは、事業者が行う事業の全部若しくは一部についての資源生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動又は相当程度高い資源生産

性が見込まれる事業を行うことを目指した事業活動であつて、次に掲げるものをいう。

一 事業者が行う事業の構造の変更であつて、次に掲げるもの

イ 合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、資本の相当程度の増加、他の会社の株式の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）又は会社の設立による資源生産性の相当程度の向上を図ろうとする事業又は相当程度高い資源生産性が見込まれる事業の開始、拡大又は能率の向上

ロ 当該事業者が保有する施設の相当程度の撤去若しくは設備の相当程度の廃棄、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは資産の譲渡、関係事業者の株式の譲渡（当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）又は会社の設立若しくは清算による事業の縮小又は廃止

二 事業者がその経営資源を活用して行う事業の分野若しくは方式の変更又は事業活動の効率化

第三条第一項及び第二項第一号中「我が国産業の活力の再生」を「我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 資源生産性革新に関する次に掲げる事項
イ 資源生産性革新による資源生産性の向

上又はこれにより達成すべき資源生産性の水準に関する目標の設定に関する事項 ロ 資源生産性革新の実施方法に関する事項 ハ イ及びロに掲げるもののほか、資源生産性革新に関する重要事項 第三条第二項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。 七 資源制約対応製品生産設備の導入に関する次に掲げる事項 イ 資源制約対応製品の基準に関する事項 ロ 導入すべき資源制約対応製品生産設備の基準に関する事項 ハ 資源制約対応製品及び専用部品等による新たな市場の開拓に関する事項 ニ イからハまでに掲げるもののほか、資源制約対応製品生産設備の導入に関する重要事項 第三条第二項第八号中「我が国産業の活力の再生を」我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に改め、同号を同項第十号とし、同号の前に次の二号を加える。 八 特定事業活動の推進に関する次に掲げる事項 イ 特定事業活動を行う事業者に関する事項 ロ 特定事業活動の推進において株式会社産業革新機構が果たすべき役割に関する事項 ハ イ及びロに掲げるもののほか、特定事業活動の推進に関する重要事項	九 中小企業承継事業再生に関する次に掲げる事項 イ 中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標の設定に関する事項 ロ 中小企業承継事業再生の実施方法に関する事項 ハ イ及びロに掲げるもののほか、中小企業承継事業再生に関する重要事項 第四条第一項中「基本指針」の下に「前条第二項第八号に掲げる事項に係る部分を除く。」を加え、「にある事業分野」を「供給能力が必要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。以下同じ。」にある事業分野であつて当該事業分野の特性に応じた産業活力の再生を図ることが適当と認められるものに、「産業の活力の再生を」を「産業活力の再生若しくは産業活動の革新を」に、「産業の活力の再生に関する指針」を「産業活力の再生又は産業活動の革新に関する指針」に改め、同条第二項中「共同事業再編」を「事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新」に、「産業の活力の再生」を「産業活力の再生又は産業活動の革新」に改める。 第二章の章名を次のように改める。 第二章 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等の円滑化 第二章中第五条の前に次の節名を付する。 第一節 事業活動の計画 第五条第五項中「関係事業者」の下に「及び外国関係法人」を加える。	第六条第一項中「その認定をした」を削り、同条第二項中「関係事業者」の下に「若しくは外国関係法人」を加える。 第七条及び第八条を削る。 第九条第三項第一号中「に資本金等」を「に資本金、資本準備金又は利益準備金以下「資本金等」という。」に改め、同条を第七条とする。 第十条第一項中「その認定をした」を削り、同条を第八条とする。 第十一条及び第十二条を削り、第十三条を第九条とする。 第十四条第一項中「その認定をした」を削り、同条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。 (資源生産性革新計画の認定) 第十一条 事業者は、その実施しようとする資源生産性革新に関する計画(以下「資源生産性革新計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。 二 以上の事業者がその資源生産性革新のための措置を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して資源生産性革新計画を作成し、前項の認定を受けることができる。 3 資源生産性革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 資源生産性革新の目標 二 資源生産性革新による資源生産性の向上の程度又はこれにより達成すべき資源生産性の水準を示す指標	三 資源生産性革新の内容及び実施時期 四 資源生産性革新の実施に必要な資金の額及びその調達方法 五 資源生産性革新に伴う労務に関する事項 4 資源生産性革新計画には、資源生産性革新の実施のために資源生産性革新設備等を導入する旨を記載することができる。 5 資源生産性革新計画には、関係事業者が当該事業者の資源生産性革新のために行う措置に関する計画を含めることができる。 6 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その資源生産性革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 当該資源生産性革新計画が基本指針(当該資源生産性革新計画に係る事業について第四条第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあつては、基本指針及び当該事業分野別指針)に照らし適切なものであること。 二 当該資源生産性革新計画に係る資源生産性革新が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該資源生産性革新計画に係る資源生産性革新が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。 四 当該資源生産性革新計画に係る資源生産性革新が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。 五 当該資源生産性革新計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。
---	--	---	--

六 同一の業種に属する二以上の事業者の申請に係る資源生産性革新計画又は同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る資源生産性革新計画にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

七 当該資源生産性革新計画に第一種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第七項の第一種貨物利用運送事業(外国人国際第一種貨物利用運送事業(同法第三十五条第一項の登録を受けて行う事業をいう。)を除く。)をいう。以下同じ。)に該当する事業についての事業活動が記載されている場合にあつては、当該事業活動を実施しようとする者が同法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しないこと。

八 当該資源生産性革新計画に第二種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業(外国人国際第二種貨物利用運送事業(同法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。次項において同じ。)を除く。)をいう。以下この号において同じ。)に該当する事業につ

いての事業活動が記載されている場合にあつては、当該事業活動を実施しようとする者が同法第二十二各号のいずれにも該当せず、かつ、当該事業活動に係る第二種貨物利用運送事業の内容が同法第二十三各号に掲げる基準に適合すること。

九 当該資源生産性革新計画に一般貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項の一般貨物自動車運送事業をいう。以下同じ。)に該当する事業についての事業活動が記載されている場合にあつては、当該事業活動を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、当該事業活動に係る一般貨物自動車運送事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

七 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、資源生産性革新計画に外国人国際第二種貨物利用運送事業に該当する事業についての事業活動が記載されている場合にあつては、その資源生産性革新計画の認定において、国際約束を誠実に履行することともに、国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業をいう。以下同じ。)の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達確保されるよう配慮するものとする。

八 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る資源生産性革新計画の内容を公表するものとする。

(資源生産性革新計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る資源生産性革新計画に従つて合併により設立された法人を含む。以下「認定資源生産性革新事業者」という。)は、当該認定に係る資源生産性革新計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定資源生産性革新事業者又はその関係事業者が当該認定に係る資源生産性革新計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定資源生産性革新計画」という。)に従つて資源生産性革新のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定資源生産性革新計画が前条第六各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定資源生産性革新事業者に対して、当該認定資源生産性革新計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第六項から第八項までの規定は、第一項の認定に準用する。

第十五条 第一項中、「共同事業再編計画について第七条第一項の認定(第八条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。)をしようとする場合」を削り、「第九条第一項の認定(第十条第一項を「第七条第一項の認

定(第八条第一項)に改め、「同一の業種に属する事業を営む二以上の事業者の申請に係る技術活用事業革新計画若しくは同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る技術活用事業革新計画について第十一条第一項の認定(第十二条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。)をしようとする場合又は」を削り、「第十三条第一項の認定(前条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。)をしようとする場合又は同一の業種に属する事業を営む二以上の事業者の申請に係る資源生産性革新計画若しくは同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る資源生産性革新計画について第十一条第一項の認定(前条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。)をしようとする場合」に改め、「共同事業再編計画に従つて行おうとする共同事業再編のための措置」及び「技術活用事業革新計画に従つて行おうとする技術活用事業革新のための措置又は」を削り、「経営資源融合のための措置」の下に「又は資源生産性革新計画に従つて行おうとする資源生産性革新のための措置」を加え、「共同事業再編に係る特定事業分野」及び「技術活用事業革新に係る業種又は」を削り、「係る事業の属する事業分野」の下に「又は資源生産性革新に係る業種」を加え、同条第二項中「共同事業再編計画、経営資源再活用計画、技術活用事業革新計画又は経営資源融合計画」を「経営資源再活用計

画、経営資源融合計画又は資源生産性革新計画に改め、同条第三項中「共同事業再編計画、経営資源再活用計画、技術活用事業革新計画又は経営資源融合計画」を「経営資源再活用計画、経営資源融合計画又は資源生産性革新計画」に、「第十一条第一項の認定又は第十三条第一項の認定」を「又は第十一条第一項の認定」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条第二項第四号中「第二条第八項第二号」を「第二条第九項第二号」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の節名を付する。

第二節 設備導入の計画

第十七条第一項中「その認定をした」を削り、同条第三項中「当該事業革新設備導入計画」を「当該認定事業革新設備導入計画」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の二条及び節名を加える。

(資源制約対応製品生産設備導入計画の認定)

第十六条 事業者は、その実施しようとする資源制約対応製品生産設備の導入に関する計画(以下「資源制約対応製品生産設備導入計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 専用部品等を生産する者(当該専用部品等のすべてを自ら生産する資源制約対応製品に使用する者を除く)は、前項の認定を受けようとするときは、当該認定を受けた資源制約対応製品生産設備導入計画に従って導入しようとする資源制約対応製品生産設備を使用して生産しようとする専用部品等を使用して資

源制約対応製品を生産しようとする者のすべてと共同して、資源制約対応製品生産設備導入計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

3 資源制約対応製品生産設備導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 資源制約対応製品生産設備の導入の目標
二 導入しようとする資源制約対応製品生産設備に係る資源制約対応製品の種類

三 導入しようとする資源制約対応製品生産設備の内容及び導入時期

四 資源制約対応製品生産設備の導入に必要な資金の額及びその調達方法

五 導入しようとする資源制約対応製品生産設備を使用して生産しようとするものの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 資源制約対応製品 当該資源制約対応製品の生産及び販売の計画

ロ 専用部品等 当該専用部品等の種類並びに生産及び販売の計画並びに当該専用部品等が使用される資源制約対応製品の生産及び販売の計画

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その資源制約対応製品生産設備導入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該資源制約対応製品生産設備導入計画が基本指針(当該資源制約対応製品生産設備導入計画に係る資源制約対応製品又は専用部品等を生産する事業について第四条第

一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあっては、基本指針及び当該事業分野別指針に照らし適切なものであること。

二 当該資源制約対応製品生産設備導入計画に係る資源制約対応製品生産設備の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該資源制約対応製品生産設備導入計画に係る資源制約対応製品生産設備を使用して生産されるものの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める生産及び販売が当該資源制約対応製品生産設備導入計画に従って円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

イ 資源制約対応製品 当該資源制約対応製品の生産及び販売

ロ 専用部品等 当該専用部品等の生産及び販売並びに当該専用部品等が使用される資源制約対応製品の生産及び販売

四 当該資源制約対応製品生産設備導入計画に係る資源制約対応製品生産設備の導入が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。

(資源制約対応製品生産設備導入計画の変更等)

第十七条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定資源制約対応製品生産設備導入事業者」という。)は、当該認定に係る資源制約対応製品生産設備導入計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定資源制約対応製品生産設備導入事業者が当該認定に係る資源制約対応製品生産設備導入計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定資源制約対応製品生産設備導入計画」という。)に従って資源制約対応製品生産設備の導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定資源制約対応製品生産設備導入計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定資源制約対応製品生産設備導入事業者に対して、当該認定資源制約対応製品生産設備導入計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第四項の規定は、第一項の認定に準用する。

第三節 特例措置等

第十八条第一項中「認定共同事業再編計画、認定経営資源再活用計画、認定技術活用事業革新計画又は認定経営資源融合計画」を「認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画又は認定資源生産性革新計画」に、「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同条第二項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例」を付し、同条第二項中「産業活力

再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、「第十一一条第一項又は第十三条第一項」を「又は第十一一条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 前条第一項の規定は、技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第六十一条第二項に規定する組織変更をする技術研究組合が同法第六十七条第一号に規定する組織変更時発行株式を発行する際に、事業者が認定計画に従つてその財産の全部又は一部を出資する場合について準用する。この場合において、前条第一項中「会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定」とあるのは、「技術研究組合法第七十五条において準用する会社法第二百七条第一項から第八項までの規定」と読み替えるものとする。

2 前条第一項の規定は、技術研究組合法第二百七条第二項に規定する新設分割をする技術研究組合が同法第二百二十二条第一号に規定する新設分割時発行株式を発行する際に、事業者が認定計画に従つてその財産の全部又は一部を出資する場合について準用する。この場合において、前条第一項中「会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定」とあるのは、「技術研究組合法第二百三十条において準用する会社法第二百七条第一項から第八項までの規定」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合における技術研究組合法第二百六十九条第一項及び第七十条第一項の規定の適用については、同法第二百六十九条第一項

第九号及び第七十条第一項第十号中「発行したときは、次に掲げる書面」とあるのは、「発行したときは、次に掲げる書面（ハ）及び二に掲げる書面を除く。）及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十一条第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従つた財産の出資であることを証する書面」とする。

第二十条第一項中「認定共同事業再編事業者、認定経営資源再活用事業者、認定技術活用事業革新事業者若しくは認定経営資源融合事業者を認定経営資源再活用事業者、認定経営資源融合事業者又は認定資源生産性革新事業者」に、「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同条第四項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同条第五項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、「第十一一条第一項又は第十三条第一項」を「又は第十一一条第一項」に改める。

第二十一条第二項中「産業活力再生特別措置法を産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第二十二條の次に次の三条を加える。

（貨物利用運送事業法の特例）
第二十二條の二 資源生産性革新を実施しようとする事業者がその資源生産性革新計画について第十一條第一項の認定を受けたときは、当該事業者又はその関係事業者が当該認定資

源生産性革新計画に従つて実施しようとする事業活動に係る事業のうち、第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三条第一項の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項、同法第十四条第二項若しくは第十五条の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 前項の規定は、認定資源生産性革新事業者がその認定資源生産性革新計画について第十二条第一項の認定を受けたときについて準用する。

第二十二條の三 資源生産性革新を実施しようとする事業者がその資源生産性革新計画について第十一條第一項の認定を受けたときは、当該事業者又はその関係事業者が当該認定資源生産性革新計画に従つて実施しようとする事業活動に係る事業のうち、第二種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第二十条若しくは第四十五条第一項の許可若しくは同法第二十五条第一項、第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項、第三十一条、第四十六条第四項若しくは第四十八条の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 前項の規定は、認定資源生産性革新事業者がその認定資源生産性革新計画について第十二条第一項の認定を受けたときについて準用

する。

（貨物自動車運送事業法の特例）
第二十二條の四 資源生産性革新を実施しようとする事業者がその資源生産性革新計画について第十一條第一項の認定を受けたときは、当該事業者又はその関係事業者が当該認定資源生産性革新計画に従つて実施しようとする事業活動に係る事業のうち、一般貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三条の許可若しくは同法第九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第九条第三項若しくは第三十二条の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 前項の規定は、認定資源生産性革新事業者がその認定資源生産性革新計画について第十二条第一項の認定を受けたときについて準用する。

第二十三條第一項中「に規定する投資事業有限責任組合」の下に「以下単に「投資事業有限責任組合」という。」を加え、「技術活用事業革新を」「事業再構築を」に、「認定技術活用事業革新計画」を「認定事業再構築計画」に改め、同条第二項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第二十四條を次のように改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築円滑化等業務）
第二十四條 独立行政法人中小企業基盤整備機

構は、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新を円滑化し、並びに資源制約対応製品生産設備の導入を促進するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三十条の二十三第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一 認定事業再構築事業者若しくはその関係事業者、認定経営資源再活用事業者又は認定経営資源融合事業者若しくはその関係事業者 認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画又は認定経営資源融合計画に従って事業再構築、経営資源再活用又は経営資源融合のための措置を行うのに必要な資金

二 認定資源生産性革新事業者若しくはその関係事業者又は認定資源制約対応製品生産設備導入事業者 認定資源生産性革新計画又は認定資源制約対応製品生産設備導入計画に従って資源生産性革新設備等又は資源制約対応製品生産設備の導入を行うのに必要な資金

第二十四条の次に次の一条を加える。

（株式会社日本政策金融公庫の特例）

第二十四条の二 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条の規定にかかわらず、認定事業者又はその関係事業者が認定計画に従って事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新のための措

置を行うのに必要な資金の指定金融機関（同条第二項に規定する指定金融機関をいう。以下この条において同じ。）による出資（内外の金融秩序の混乱のため当該資金について出資を行うことが一般に困難であると認められる期間として政令で定める期間内に行われるものに限る。）につき当該認定事業者又は関係事業者の事業の継続が困難となったことその他の事由により損失が生じた場合において、当該指定金融機関に対して当該損失の額の一部の補てんを行う業務を行うことができる。

2 前項に規定する指定金融機関による出資については株式会社日本政策金融公庫法第二条第五号の危機対応業務とみなし、同項の規定による損失の補てんについては同法第十一条第二項第二号に掲げる業務とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

第二十五条第一項中「認定事業革新設備導入事業者」の下に「若しくは認定資源制約対応製品生産設備導入事業者」を、「認定事業革新設備導入計画」の下に「若しくは認定資源制約対応製品生産設備導入計画」を加え、「事業革新設備」を「事業革新設備、資源生産性革新設備等又は資源制約対応製品生産設備を」と、「及び第三十七条」を、「第三十七条及び第三十九条の六」に改める。

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

第二十六条及び第二十七条 削除

第二十九条中「共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合」を「経

営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新に改める。

第三十条第一項中「我が国産業の活力の再生」を「我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新」に、「共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合」を「経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等

第一節 総則

（機構の目的）

第三十条の二 株式会社産業革新機構は、最近における国際経済の構造的な変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となっていることにかんがみ、特定事業活動に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進することを目的とする株式会社とする。

（数）

第三十条の三 株式会社産業革新機構（以下この章、第六章及び第七章において「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

（株式の政府保有）

第三十条の四 政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができるものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の

二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

（株式、社債及び借入金認可等）

第三十条の五 機構は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式（第八十四条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第三十条の三十三及び第八十四条第一号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行した後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（政府の出資）

第三十条の六 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

（商号）

第三十条の七 機構は、その商号中に株式会社産業革新機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に産業革新機構という文字を用いてはならない。

第二節 設立

（定款の記載又は記録事項）

第三十条の八 機構の定款には、会社法第二十

七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 一 機構の設立に際して発行する株式(次号、第三号及び次条において「設立時発行株式」という。)の数(機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数) 二 設立時発行株式の払込金額(設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。) 三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数(機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数) 四 会社法第七十七条第一項第一号に掲げる事項 五 取締役会及び監査役を置く旨 六 第三十条の二十三第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨 2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。 一 会社法第二条第十二号に規定する委員会を置く旨 二 会社法第三百三十九条第一項ただし書に規定する別段の定め (設立の認可等) 第三十条の九 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。 第三十条の十 経済産業大臣は、前条の規定に	よる認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。 一 設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。 二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。 三 業務の運営が健全に行われ、我が国における特定事業活動の推進に寄与することが確実であると認められること。 2 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。 (設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任) 第三十条の十一 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (会社法の規定の読替え) 第三十条の十二 会社法第三十条第二項、第三十四條第一項、第五十九條第一項第一号及び第九百六十三條第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十条の十第二項の認可の後株式会社産業革新機構の成立前は、	定款」と、同法第三十四條第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十条の十第二項の認可の」と、同法第五十九條第一項第一号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十条の十第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三條第一項中「第三十四條第一項」とあるのは「第三十四條第一項(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十条の十二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。 (会社法の規定の適用除外) 第三十条の十三 会社法第三十条第一項及び第三十三條の規定は、機構の設立については、適用しない。 第三節 管理 第一款 取締役等 (取締役及び監査役の選任等の認可) 第三十条の十四 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (取締役等の秘密保持義務) 第三十条の十五 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 第二款 産業革新委員会 (設置) 第三十条の十六 機構に、産業革新委員会(以下「委員会」という。)を置く。	(権限) 第三十条の十七 委員会は、次に掲げる決定を行う。 一 第三十条の二十五第一項の特定事業活動支援の対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容の決定 二 第三十条の二十七第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分決定 三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定 2 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。 (組織) 第三十条の十八 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。 2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まなければならない。 3 委員は、取締役会の決議により定める。 4 委員の選定及び解任の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。 7 委員長は、委員会の会務を総理する。 8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代
--	--	--	---

理する者を定めておかねばならない。
(運営)

第三十条の十九 委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この条において同じ。)が招集する。

2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べねばならない。

7 委員会の委員であつて委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役に報告しなければならない。

8 委員会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成さ

れている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらねばならない。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(議事録)

第三十条の二十 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写することにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることができない。

5 会社法第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條(第一号に係る部分に限

る。)、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

(登記)

第三十条の二十一 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

第三款 定款の変更
第三十条の二十二 機構の定款の変更の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四節 業務
第一款 業務の範囲
第三十条の二十三 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者(第三十条の二十五第一項の

規定により支援の対象となつた事業者(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五條に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第二条に規定する有限責任事業組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体を含む。以下この章において同じ。)をいう。以下この章及び第七十七條において同じ。)に対する出資

二 対象事業者に対する基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十一條に規定する基金をいう。)の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け
四 対象事業者が発行する有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。以下この号及び第十二号において同じ。)及び対象事業者が保有する有価証券の取得

五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

七 対象事業者のためにする有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に

掲げる権利に限る。の募集又は私募 八 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣 九 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言 十 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権（知的財産基本法第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の開示 十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。 十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第三十条の二十七において「株式等」という。）の譲渡その他の処分 十三 債権の管理及び譲渡その他の処分 十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査 十五 特定事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供 十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務 十七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務 2 機構は、前項第十七号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けなければならない。	第二十条の二十四 経済産業大臣は、基本指針（第三条第二項第八号に掲げる事項に係る部分に限る。）に基づき、機構が特定事業活動の支援（前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下この節及び第七十七条において「特定事業活動支援」という。）の対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下この条及び次条において「支援基準」という。）を定めるものとする。 2 経済産業大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、特定事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣（次条において「事業所管大臣」という。）の意見を聴かなければならない。 3 経済産業大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。 第三款 業務の実施 （支援決定） 第三十条の二十五 機構は、特定事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容を決定しなければならない。 2 機構は、特定事業活動支援をすることがどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。 3 経済産業大臣は、前項の規定による通知を	第二十条の二十六 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。 一 対象事業者が特定事業活動を行わないとき。 二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更正手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。 2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。 （株式等の譲渡その他の処分等） 第三十条の二十七 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。 2 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、平成三十七年三月三十一日までに、保有するすべての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。	3 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、平成三十七年三月三十一日まででなければならない。 第五節 国の援助等 第三十条の二十八 経済産業大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、その事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。 2 前項に定めるもののほか、経済産業大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。 第六節 財務及び会計 （事業計画等） 第三十条の二十九 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。 （剰余金の配当等の決議） 第三十条の三十 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。 （財務諸表） 第三十条の三十一 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。 第七節 監督 第三十条の三十二 機構は、経済産業大臣がこ
--	--	---	--

の法律の定めるところに従い監督する。

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(財務大臣との協議)

第三十条の三十三 経済産業大臣は、第三十条の五第一項募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときに限る。)、第三十条の十第二項、第三十条の二十二、第三十条の二十三第二項、第三十条の三十又は第三十条の三十六の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の実績に関する評価)

第三十条の三十四 経済産業大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第八節 解散等

(機構の解散)

第三十条の三十五 機構は、第三十条の二十三第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議)

第三十条の三十六 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じ

ない。

第三十三条第一項中「第二条第十四項第一号」を「第二条第十八項第一号」に、「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同条第二項及び第三項第一号イ中「第二条第十四項第一号」を「第二条第十八項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第十四項第四号」を「第二条第十八項第四号」に改める。

第三十四条第一項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、「第二条第十二項」を「第二条第十六項」に、「第二条第五項」を「第三条第三項」に改め、同条第二項の表第三条第三項の項中「産業活力再生特別措置法第二条第十二項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十六項」に、「第二条第五項」を「第二条第三項」に改める。

第三十五条第一項の表及び第二項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第三十七条第一項第一号中「第二条第十四項第二号」を「第二条第十八項第二号」に改める。

第三十九条中「我が国産業の活力の再生」を「我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新」に改める。

第四十条第一項中「共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新、経営資源融合」を「経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新」に改め、「ともに」の下に「中小企業承継事業再生その他の取組による」を加える。

第四十一条第二項第一号中「事業再構築、共

同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新、経営資源融合又は経営資源活用新事業を」を次に掲げるもののいずれかを行い、又は」に改め、同号に次のように加える。

イ 事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新又は経営資源活用新事業

ロ 中小企業承継事業再生その他の取組による事業の再生

第四十一条第二項第二号中「事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新、経営資源融合又は経営資源活用新事業を」前号イ又はロに掲げるものに改め、同項第五号を削る。

第四十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、認定支援機関が第四十一条第二項第一号に掲げる業務(同号ロに掲げるものに係るものに限る。以下この項において単に「業務」という。)を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報に関し、適用しない。

第四十六条中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

生」に、「以下「組合」を「第七十二条第二項において「特定投資事業有限責任組合」に改める。第三章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 中小企業承継事業再生の円滑化

(中小企業承継事業再生計画の認定)

第三十九条の二 特定中小企業者及び承継事業者(承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。)は、共同で(特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で)、その実施しようとする中小企業承継事業再生に関する計画(以下「中小企業承継事業再生計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 中小企業承継事業再生計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中小企業承継事業再生の目標

二 特定中小企業者の業務及び財務の状況に関する事項

三 承継事業者に関する事項

四 中小企業承継事業再生による事業の強化の程度を示す指標

五 中小企業承継事業再生の内容及び実施時期

六 中小企業承継事業再生の実施に必要な資金の額及びその調達方法

七 中小企業承継事業再生に伴う労務に関する事項

3 中小企業承継事業再生計画には、特定許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号の許認可等であつて、それに基づく地位を特定中小企業者が有する場合において当該地位が承継事業者に承継されること）が中小企業承継事業再生の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下この条から第三十九条の四までにおいて同じ。）に基づく特定中小企業者の地位であつて、当該中小企業承継事業再生のために承継事業者が承継しようとするものを記載することができる。	5 主務大臣は、中小企業承継事業再生計画に第三項の特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得なければならぬ。 6 行政庁は、主務大臣及び第一項の認定の申請を行った者に対して、同意に必要な情報の提供を求めることができる。 7 行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同意をするかどうかを判断するものとする。 8 前三項に定めるもののほか、同意に関し必要な事項は、政令で定める。 （中小企業承継事業再生計画の変更等） 第三十九条の三 前条第一項の認定を受けた者（当該認定を受けた者が当該認定に係る中小企業承継事業再生計画に従つて設立した承継事業者となる法人を含む。以下「認定中小企業承継事業再生事業者」という。）は、当該認定に係る中小企業承継事業再生計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。	業承継事業再生事業者が、共同で（当該申請又は届出が、前条第一項の認定を単独で受けた特定中小企業者に係る中小企業承継事業再生計画に係るものである場合であつて、当該中小企業承継事業再生計画に従つて承継事業者となる法人を設立する前に行われるときは、当該特定中小企業者が、単独で行うものとする。ただし、同条第一項の認定に係る中小企業承継事業再生計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定中小企業承継事業再生計画」という。）に従つて承継事業者が事業を承継した後においては、当該承継事業者が、単独で行うことができる。	業者の地位を記載しようとする変更 当該特定許認可等をした行政庁 5 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生事業者が当該認定中小企業承継事業再生計画に従つて中小企業承継事業再生のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 6 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定中小企業承継事業再生事業者に対して、当該認定中小企業承継事業再生計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 7 前条第四項の規定は、第一項の認定に準用し、同条第六項から第八項までの規定は、第四項の同意に準用する。 （特定許認可等に基づく地位の承継等） 第三十九条の四 認定中小企業承継事業再生計画に第三十九条の二第三項の特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、当該認定中小企業承継事業再生計画に従つて承継事業者が事業を承継したときは、当該承継事業者は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継する。 2 認定中小企業承継事業再生事業者は、当該認定中小企業承継事業再生計画に従つて承継事業者が事業を承継したときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。 3 主務大臣は、第一項の規定により承継事業
4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その中小企業承継事業再生計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 当該中小企業承継事業再生計画が基本指針に照らし適切なものであること。 二 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 三 当該中小企業承継事業再生計画に係る中小企業承継事業再生により、承継事業者が承継する事業に係る特定中小企業者の経営資源が著しく損なわれ、又は失われるものでないこと。 四 当該中小企業承継事業再生計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。 五 当該中小企業承継事業再生計画が特定中小企業者の取引の相手方である事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。	2 認定中小企業承継事業再生事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 3 第一項の規定による変更の認定の申請及び前項の規定による変更の届出は、認定中小企	4 主務大臣は、認定中小企業承継事業再生計画に従つて承継事業者が事業を承継する前に第一項の規定による変更の認定の申請がされ、かつ、その変更が次の各号のいずれかに該当するものである場合において、同項の認定をしようとするときは、当該各号に定める行政庁に協議し、その同意を得なければならない。 一 主務大臣が前条第五項の規定により行政庁の同意を得てした同条第四項の認定に係る中小企業承継事業再生計画の変更 当該行政庁（当該変更が特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位の全部又は一部の記載を削除しようとするものである場合においては、当該削除に係る特定許認可等をした行政庁を除く。） 二 新たに特定許認可等に基づく特定中小企	

者が特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を当該特定許認可等に係る行政庁に通知しなければならない。

4 この法律に定めるもののほか、特定許認可等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十九条の五 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小企業承

継事業再生関連保証(中小企業信用保険法第三十九条第一項、第三十九条の二第一項又は第三十九条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業承継事業再生計画に従つて行われる中小企業承継事業再生に必要な資金に係るものをいう。)を受けた中小企業者(承継事業者(認定中小企業承継事業再生計画に従つて設立される法人を除く。)に限る。)に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		保険価額の合計額が	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十九条の五に規定する中小企業承継事業再生関連保証(以下「中小企業承継事業再生関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項		保険価額の合計額が	中小企業承継事業再生関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項		当該借入金の額のうち 当該債務者に、 当該債務者に、	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証(とに、それぞれ当該借入金の額のうちに、それぞれ当該保証をしたに、当該債務者に、
第三条の三第二項		当該保証をした 当該債務者に、	中小企業承継事業再生関連保証及びその他の保証(とに、それぞれ当該保証をしたに、当該債務者に、

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第三十九条の六 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定中小企業承継事業再生計画に従つて中小企業承継事業再生を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社(承継事業者に限る。)が認定中小企業承継事業再生計画に従つて中小企業承継事業再生を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移

転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

第五十一条第一項の表第三項第一項の項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第五十五条の見出し中「大学」の下に「及び産業技術研究法人」を加え、同条中「共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合」を「経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新」に、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 産業技術研究法人(産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第二条第三項に規定する産業技術研究法人をいう。以下この項において同じ。)の主務大臣等(当該産業技術研究法人が独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人である場合にあつては同法第六十八条に規定する主務大臣をいい、当該産業技術研究法人が地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人である場合にあつては同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。)は、事業者による事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新並びに創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化に資するため、産業技術研究法人における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特許権及び特許を受ける権利についての

譲渡その他の行為により、民間事業者に対し
移転を促進するための施策を積極的に推進す
るよう努めるものとする。

第六十五条中「平成五年法律第八十八号」を
削る。

第七十条第二項中「産業活力再生特別措置法」
を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関す
る特別措置法」に改める。

第七十二条第一項中「その関係事業者が認定
計画」を「認定中小企業承継事業再生事業者(以
下「認定事業者等」と総称する。)若しくは認定事
業者の関係事業者が認定計画若しくは認定中小
企業承継事業再生計画(以下「認定計画等」と総
称する。)」に、「共同事業再編、経営資源再活
用、技術活用事業革新若しくは経営資源融合」
を「経営資源再活用、経営資源融合、資源生産
性革新若しくは中小企業承継事業再生」に改
め、「認定事業革新設備導入事業者」の下に「若
しくは認定資源制約対応製品生産設備導入事業
者」を、「認定事業革新設備導入計画」の下に「若
しくは認定資源制約対応製品生産設備導入計
画」を加え、「の導入」を「若しくは資源制約対応
製品生産設備の導入」に改め、同条第二項中「組
合」を「特定投資事業有限責任組合」に、「共同事
業再編又は経営資源再活用」を「経営資源再活
用、資源生産性革新又は中小企業承継事業再
生」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(雇用の安定等)

第七十二条の二 認定事業者等は、認定計画等
に従って事業再構築、経営資源再活用、経営
資源融合、資源生産性革新又は中小企業承継
事業再生を実施するに当たっては、その雇用

する労働者の理解と協力を得るとともに、当
該労働者について、失業の予防その他雇用の
安定を図るため必要な措置を講ずるよう努め
なければならない。

2 国は、認定事業者等の雇用する労働者につ
いて、失業の予防その他雇用の安定を図るた
め必要な措置を講ずるよう努めるものとし
る。

3 国は、認定事業者等に雇用されていた労働
者について、就職のあつせんその他その職業
及び生活の安定に資するため必要な措置を講
ずるよう努めるものとする。

4 国及び都道府県は、認定事業者等の雇用す
る労働者及び認定事業者等に雇用されていた
労働者について、職業訓練の実施その他の能
力の開発及び向上を図るために必要な措置を
講ずるよう努めるものとする。

5 国及び都道府県は、認定事業者等の関連中
小企業者について、その新たな経済的環境へ
の適応の円滑化に資するため必要な措置を講
ずるよう努めるものとする。

(中小企業者への配慮)

第七十二条の三 国、地方公共団体、独立行政
法人中小企業基盤整備機構、商工会及び商工
会議所は、他の事業者の事業再構築、経営資
源再活用、経営資源融合、資源生産性革新又
は中小企業承継事業再生の実施によりその経
営に著しい影響を受ける中小企業者の経営基
盤の強化を図るため、当該中小企業者の行う
事業に関する経営方法又は技術に関する助
言、研修又は情報提供その他必要な施策を総
合的に推進するよう努めるものとする。

第七十三条第一項中「認定事業者又は認定事
業革新設備導入事業者」を「認定事業者等、認定
事業革新設備導入事業者又は認定資源制約対応
製品生産設備導入事業者」に、「認定計画又は認
定事業革新設備導入計画」を「認定計画等、認定
事業革新設備導入計画又は認定資源制約対応製
品生産設備導入計画」に改め、同条の次に次の
一条を加える。

(機構に対する報告の徴収等)

第七十三条の二 経済産業大臣は、この法律を
施行するため必要があると認めるときは、機
構からその業務に関し報告をさせ、又はその
職員に、機構の営業所、事務所その他の事業
場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検
査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、
その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこ
れを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯
罪捜査のために認められたものと解してはな
らない。

第七十四条第一項中「認定事業者」を「認定事
業者等」に改め、同条第二項中「第五十五条」を
「第五十五条第一項」に改める。

第七十五条第一項を次のように改める。

この法律における主務大臣は、次の各号に
掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号
に定める大臣とする。

一 資源生産性革新設備等に関する事項 資
源生産性革新設備等の導入に係る資源生産
性革新計画に係る事業を所管する大臣
二 資源制約対応製品に関する事項 資源制

約対応製品を生産する事業を所管する大臣
三 事業分野別指針に関する事項 事業分野
別指針に係る事業分野に属する事業を所管
する大臣

四 事業再構築計画に関する事項 事業再構
築計画に係る中核的事业を所管する大臣
五 経営資源再活用計画に関する事項 経営
資源再活用計画に係る他の事業者から承継
する事業を所管する大臣

六 経営資源融合計画に関する事項 経営資
源融合計画に係る事業を所管する大臣

七 資源生産性革新計画に関する事項 資源
生産性革新計画に係る事業を所管する大臣
(当該資源生産性革新計画に第一種貨物利
用運送事業、第二種貨物利用運送事業又は
一般貨物自動車運送事業に該当する事業に
ついての事業活動が記載されている場合に
あつては、当該資源生産性革新計画に係る
事業を所管する大臣及び国土交通大臣)

八 事業革新設備導入計画に関する事項 事
業革新設備導入計画に係る事業革新設備を
導入しようとする事業を所管する大臣

九 資源制約対応製品生産設備導入計画に関
する事項 資源制約対応製品生産設備導入
計画に係る資源制約対応製品又は専用部品
等を生産する事業を所管する大臣

十 中小企業承継事業再生計画に関する事
項 経済産業大臣及び中小企業承継事業再
生計画に係る事業を所管する大臣

第七十六条の見出しを削り、同条第一項中
「第七十三条」を「第三十九条の四第二項又は第
七十三条」に改め、同条を第八十三条とする。

第七十五条の次に次の二条、章名及び五条を加える。

(権限の委任)

第七十六条 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(機構と事業活動の計画の認定等との関係)

第七十七条 機構は、特定事業活動支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、第五条第一項の事業再構築計画の認定、第七条第一項の経営資源再活用計画の認定、第九条第一項の経営資源融合計画の認定又は第十一条第一項の資源生産性革新計画の認定の申請を促すこと等により、これらの施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

第七章 罰則

第七十八条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関し、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第七十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第八十条 第七十八条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第八十一条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第三十条の十五の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二条 第七十三条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の二条を加える。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十条の五第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 第三十条の五第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わかつたと

き。

三 第三十条の二十一第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

四 第三十条の二十三第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

五 第三十条の二十五第二項又は第三十条の二十七第一項の規定に違反して、経済産業大臣に通知をしなかつたとき。

六 第三十条の二十九の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の届出を行わかつたとき。

七 第三十条の三十一の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第三十条の三十二第二項の規定による命令に違反したとき。

第八十五条 第三十条の七第二項の規定に違反して、その名称中に産業革新機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

(鉱工業技術研究組合法の一部改正)

第二条 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 事業(第六条)

第三章 組合員(第七条―第十二条)

第四章 設立第十三条―第十五条)

第五章 管理(第十六条―第五十七条)

第六章 解散及び清算(第五十八条―第六十条)

第七章 組織変更、合併及び新設分割

第一節 組織変更

第一款 株式会社への組織変更(第六十一条―第八十条)

第二款 合同会社への組織変更(第八十一条―第八十八条)

第二節 合併

第一款 吸収合併(第八十九条―第九十条)

第二款 新設合併(第九十一条―第九十八条)

第三節 新設分割

第一款 組合を設立する新設分割(第九十九条―第一百零七条)

第二款 株式会社を設立する新設分割(第一百零八条―第一百三十五条)

第三款 合同会社を設立する新設分割(第一百三十六条―第一百四十三条)

第八章 登記

第一節 総則(第一百四十四条)

第二節 主たる事務所又は本店の所在地における登記(第一百四十五条―第一百五十五条)

第三節 従たる事務所又は支店の所在地における登記(第一百五十六条―第一百五十八条)

第四節 登記の嘱託(第一百五十九条)

第五節 登記の手續等(第一百六十条―第一百七十二条)

第九章 雑則(第一百七十三条―第一百七十九条)

第十章 罰則(第一百八十条―第一百九十一条)

附則

第一章 総則

第一条中「鉱工業の生産技術の向上」を「産業活動において利用される技術の向上及び実用化」に、「行なう」を「行う」に、「組織」を「組織等」に改める。

第二条の見出しを「(人格及び住所)」に改め、同条中「鉱工業技術研究組合」を「技術研究組合」に改め、同条に次の一項を加える。

2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第三条第一項第一号中「鉱工業の生産技術」を「産業活動において利用される技術」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なつて」を「行つて」に改める。

第六条を削る。

第五条の見出しを削り、同条中「事業を行なう」を「事業を行う」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条及び章名を加える。

(組合員の資格)

第五条 組合の組合員たる資格を有する者は、その者の行う事業に組合の行う試験研究の成果を直接又は間接に利用する者であつて、定款で定めるものとする。

2 組合は、定款で定めるところにより、前項に規定する者のほか、国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人、産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第二条第三項に規定する産業技術研究法人その他政令で定める者を組合員とすることができる。

第二章 事業

第七条の前に次の章名を付する。

第三章 組合員

第七条を次のように改める。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第七条 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は居所

二 加入の年月日

2 組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合に対し、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 組合員名簿が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第二十五条第一号中「第十一条第二項又は第十二条」を「第十八条第二項又は第二十条」に改め、同条第二号中「第十五条」を「第五十七条」に改め、同条を第百九十一条とし、第二十四条を第百九十条とする。

第二十三条中「発起人」を「設立時組合員」に改

め、同条第二号中「登記」の下に「(第百五十二条又は第百五十五条(第百十八条第二項又は第百三十六条第二項に規定する新設分割に係る部分に限る。))の規定によるものを除く。」を加え、同条第三号を削り、同条第四号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十条の二、第三十四条の二又は第四十条 同条(第一項、第十一項及び第十三項を除く。))の規定を第百十六条において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。」を「第七条、第十九条、第三十八条(第六十条において準用する場合を含む。)、第九十一条、第九十四条、第九十八条、第百二条、第百七条、第百十一条又は第百十六条」に、「記録された事項を主務省令」を「記載され、若しくは記録された事項を主務省令」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第十九条第二項、第四十二条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項」を「第十二条第二項、第四十条第五項若しくは第六項又は第四十三条第五項若しくは第六項」に改め、同条を同条第四号とし、同条の次に次の一号を加える。

五 第十六条第八項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

第二十三条第六号を削り、同条第七号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第六項」を「第二十一条第五項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第八号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条第七項」を「第二十一条第六項」に改

め、同条を同条第七号とし、同条第九号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十五条の二又は第六十二条第二項」を「第二十二号又は第五十八条第二項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第十号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項」を「第二十七条第三項」に改め、同条を同条第九号とし、同条第十一号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第三項」を「第二十七条第三項」に、「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項」を「第二十七条第五項」に、「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条」を「第六十条」に改め、同条を同条第十号とし、同条第十二号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の三第五項」を「第二十七条第五項」に、「又は第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十六条の七第五項(第十六条等協同組合法第三十六条の七第五項(第十六条等協同組合法第三十六条の七第五項)において準用する場合を含む。)、第四十一条第三項若しくは第五十三条の四第四項」を「第三十条第五項若しくは第六項の規定(これらの規定を第六十条において準用する場合を含む。))又は第三十九条第三項若しくは第五十四条第四項」に改め、同条を同条第十一号とし、同条の次に次の一号を加える。

十二 第三十条第一項(第六十条において準用する場合を含む。若しくは第五十四条第一項の規定又は第六十条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定に違反して、議事録若しくは財産目録若しくは貸

借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第二十三条第十三号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十七条第一項（第十六条において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。）を「第三十二条（第六十条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第十四号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第一項（第十六条において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。）又は第三十四条第六項（第六十条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第十五号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第三十八条第三項（第十六条において準用する同法第六十九条において準用する場合を含む。）を「第三十三条第三項（第六十条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第十六号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第四十六条」を「第四十四条」に改め、同条第十七号から第二十一号までの規定中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十九条」を「第六十条」に改め、同条第二十三号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第五十五条の三第一項を「第七十六条第一項」に改め、同条第二十五号とし、同条第二十二号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第百

五条の二第一項」を「第七十五条第一項」に改め、同条第二十四号とし、同条第二十一号の次に次の二号を加える。

二十二 第八十九条第二項から第四項まで、第百条第二項から第四項まで又は第百九条第二項から第四項までの規定に違反して、吸収合併、新設合併又は同条第二項に規定する新設分割の手続をしたとき。

二十三 第九十五条第二項若しくは第五項、第百三条第二項若しくは第五項又は第百十二条第二項若しくは第五項の規定に違反して、吸収合併、新設合併又は第百九条第二項に規定する新設分割をしたとき。

第二十三条を第百八十九条とする。

第二十二条の前の見出しを削り、同条各号中「第九条第七項」を「第十六条第八項」に改め、同条を第百八十七条とし、同条の前の見出しとして「（過料）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第百八十八条 次に掲げる場合には、組合の役員、組織変更後株式会社若しくは新設分割設立株式会社（取締役若しくは執行役員（会社法第百四十六条第二項の一時その職務を行うべき者又は同法第百四十七条のその職務を代行する者を含む。）又は組織変更後合同会社若しくは新設分割設立合同会社の業務を執行する社員（同条のその職務を代行する者を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

一 第六十一条第二項から第四項まで、第八十一条第二項から第四項まで、第百八条第二項から第四項まで又は第百三十六条第二項から第四項までの規定に違反して、第

六十一条第二項若しくは第八十一条第二項に規定する組織変更又は第百八条第二項若しくは第百三十六条第二項に規定する新設分割の手続をしたとき。

二 第六十三条（第八十七条において準用する場合を含む。）、第七十九条（第八十七条において準用する場合を含む。）、第百三十四条において準用する第百十一条若しくは第百十六條又は第百四十三条において準用する第百十一条若しくは第百十六條の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

三 第六十四条第二項若しくは第五項の規定（これらの規定を第八十七条において準用する場合を含む。）又は第百三十四条若しくは第百四十三条において準用する第百十二条第二項若しくは第五項の規定に違反して、第六十一条第二項若しくは第八十一条第二項に規定する組織変更又は第百八条第二項若しくは第百三十六条第二項に規定する新設分割をしたとき。

四 第百五十二条又は第百五十五条（第百十

八条第二項又は第百三十六条第二項に規定する新設分割に係る部分に限る。）の規定による登記をすることを怠つたとき。

第二十一条中「第十八条」を「第百八十条」に改め、同条を第百八十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

（会社財産を危うくする罪）

第百八十四条 第六十一条第二項に規定する組織変更又は第百八条第二項に規定する新設分割をする場合において、組合の役員又は株式会社（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役員となるべき者が、株式の引受け、払込み若しくは金銭以外の財産の給付について、又は第六十七条第三号若しくは第百二十二条第三号に掲げる事項について、主務大臣若しくは裁判所又は総会に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（虚偽文書行使等の罪）

第百八十五条 第六十一条第二項に規定する組織変更又は第百八条第二項に規定する新設分割をする場合において、組合の役員が、第六十七条又は第百二十二条の規定による株式を引き受ける者の募集をするに当たり、組織変更後株式会社若しくは新設分割設立株式会社の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成が

されている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(預合いの罪)

第百八十六条 第六十一条第二項に規定する組織変更又は第百八十八条第二項に規定する新設分割をする場合において、組合の役員が、第六十七条又は第百二十二条の規定による募集に係る株式の払込みを仮装するため預合いを行つたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

第二十号中「第九号第七項」を「第十六条第八項」に改め、同条を第百八十二条とする。

第十九号中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十一条」を「第百七十八号第一項」に改め、同条を第百八十一条とする。

第十八条の前の見出しを削り、同条中「第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十一条の三第二項」を「第百七十六号第二項」に、「第百七十五号第二項若しくは第百七十五号の四第一項」を「第百七十四号第二項若しくは第百七十七号第一項」に改め、同条を第百八十条とし、同条の前に次の章名を付する。

第十章 罰則

第十七条の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同条中「経済産業大臣とする。ただし、組合の行う試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その

事業」を「組合の行う試験研究の成果が直接利用される事業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第十七条を第百七十九号とする。

第十三条から第十六条までを削り、第十二条を第二十号とし、同条の次に次の三十七号、三章、章名及び六条を加える。

(役員)

第二十一条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。

4 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人(組合員たる法人に代わつて組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する使用人に限る。以下この項において同じ。)でなければならない。ただし、設立当初の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員若しくは使用人でなければならない。

5 組合員の総数が政令で定める基準を超える組合は、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社(組合が総株主総社員を含む。)

の議決権(株主総会において決議をすることのできる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九号第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半数を有する会社をいう。)の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかつたものでなければならない。

6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

7 役員の選挙は、無記名投票によつて行ふ。

8 投票は、一人につき一票とする。

9 第七項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行うことができる。

10 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

11 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

12 第三項の規定にかかわらず、役員は、定款で定めるところにより、総会において選任することができる。

(役員の変更の届出)

第二十二号 組合は、役員の氏名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければ

ならない。

(組合と役員との関係)

第二十三号 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員の資格等)

第二十四号 次に掲げる者は、役員となることのできない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五号、第二百五十六号、第二百五十八号から第二百六十号まで若しくは第二百六十二号の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五号、第六十六号、第六十八号若しくは第六十九号の罪、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二百六十六号、第二百六十七号、第二百六十九号から第二百七十一号まで若しくは第二百七十三号の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五号、第二百六十六号、第二百六十八号から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わ

り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の

規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

(役員任期)

第二十五条 理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

3 設立当初の役員の任期は、一年を超えてはならない。

4 前三項の規定は、定款によつて、前三項の任期を任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

5 前三項の規定にかかわらず、監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

(役員に欠員を生じた場合の措置)

第二十六条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員職務及び権限等)

第二十七条 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

らない。

3 会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第三百六十一条の規定は理事について、同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条(第一項を除く。)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「理事」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款のある株式会社を含む。)」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 組合員の総数が第二十一条第五項の政令で定める基準を超えない組合は、第二項の規定にかかわらず、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

5 前項の規定による定款の定めがある組合においては、会社法第三百五十三条、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定は理事について、同法第三百八十九条第二項から第七項までの規定は監事について、それぞれ準

用する。この場合において、同条第二項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。(理事会の権限等)

第二十八条 組合は、理事会を置かなければならない。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

3 組合の業務の執行は、理事会が決する。(理事会の決議)

第二十九条 理事会の決議は、議決に加わることができ理事の過半数(これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができるとすることができ加わることができるものとする。ことができる。

4 組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査権限限定組合以外の組合にあつては、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

6 会社法第三百六十六条から第三百六十八条までの規定は、理事会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事会の議事録)

第三十条 理事会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 組合は、理事会の日(前条第四項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。次項において同じ。)から十年間、第一項の議事録又は同条第四項の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 組合は、理事会の日から五年間、議事録等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置とし

て主務省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。 5 組合員は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ。 一 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求 二 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求	判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。 4 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。 5 第二十六条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条及び会社法第三百五十四条の規定は、代表理事について準用する。	賠償する責任を負う。 2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。 3 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。 4 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。 5 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。 一 代表理事 六 二 代表理事以外の理事 四 三 監事 二 6 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。 一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠 三 責任を免除すべき理由及び免除額	7 監査権限限定組合以外の組合の理事は、第一項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。 8 第五項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。 9 第四項の規定にかかわらず、第一項の責任については、会社法第四百二十六条(第四項を除く。)及び第四百二十七条の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十六条第一項中「取締役(当該責任を負う取締役を除く。)」の過半数の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)とあるのは、理事会の決議と、同条第三項中「責任を免除する旨の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)」とあるのは「責任を免除する旨の理事会の決議」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。 (役員の第三者に対する損害賠償責任) 第三十五条 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。 2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
6 組合の債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、前項各号に掲げる請求をすることができ。 7 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該組合に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができない。 8 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第六項の許可の申立てに係る事件について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。 (代表理事) 第三十一条 理事会は、理事の中から組合を代表する理事(以下「代表理事」という。)を選定しなければならない。 2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁	第三十二条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。 (理事の自己契約等) 第三十三条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。 二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。 2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。 3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。 (役員の組合に対する損害賠償責任) 第三十四条 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を	賠償する責任を負う。 2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。 3 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。 4 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。 5 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができる。 一 代表理事 六 二 代表理事以外の理事 四 三 監事 二 6 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。 一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠 三 責任を免除すべき理由及び免除額	7 監査権限限定組合以外の組合の理事は、第一項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。 8 第五項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の主務省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。 9 第四項の規定にかかわらず、第一項の責任については、会社法第四百二十六条(第四項を除く。)及び第四百二十七条の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十六条第一項中「取締役(当該責任を負う取締役を除く。)」の過半数の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)とあるのは、理事会の決議と、同条第三項中「責任を免除する旨の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)」とあるのは「責任を免除する旨の理事会の決議」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。 (役員の第三者に対する損害賠償責任) 第三十五条 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。 2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第三十八条第一項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(役員)の連帯責任

第三十六条 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員)の責任を追及する訴え

第三十七条 会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)の規定は、役員の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「主務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等) 第三十八条 組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書を作成しなければならない。

2 決算関係書類及び事業報告書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類を保存しなければならない。

4 第一項の決算関係書類及び事業報告書は、主務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

5 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を受けなければならない。

6 理事は、通常総会の通知に際して、主務省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提供しなければならない。

7 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

8 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。

9 組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の二週間前の日から五年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

10 組合は、決算関係書類及び事業報告書の写しを、通常総会の日の二週間前日から三年間、従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号

に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつてるときは、この限りでない。

11 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 決算関係書類及び事業報告書が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類及び事業報告書が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(会計帳簿等の作成等) 第三十九条 組合は、主務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

3 組合員は、総組合員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げ

る請求をすることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(役員)の改選

第四十条 組合員は、総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の連署をもつて、役員の改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求をする者は、前項の書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 第一項の規定による改選の請求があつた場合(第三項の書面の提出があつた場合に限

る。には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の日の七日前までに、その請求に係る役員に第三項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による改選の請求があつた場合(第四項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の日の七日前までに、その請求に係る役員に第四項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、組合は、同項の書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る役員の承諾を得て、第四項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

8 第四十五条第二項及び第四十六条の規定は、第五項又は第六項の場合について準用する。この場合において、第四十五条第二項中「組合員が総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したとき」とあり、及び第四十六条後段中「組合員が総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得たとき」とあるのは、「第四十条第一項の規定による役員の改選の請求があつたとき」と読み替えるものとする。

(顧問)

第四十一条 組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に關し助言を求めることができる。ただし、顧問は、組合を代表することができない。

(参事及び会計主任)

第四十二条 組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 会社法第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定は、参事について準用する。

第四十三条 組合員は、総組合員の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出しなければならない。

3 第一項の規定による請求をする者は、前項の書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

5 第二項の書面の提出があつた場合には、理事は、前項の可否の決定の日の七日前まで

に、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

6 第三項の電磁的方法による提供があつた場合には、理事は、第四項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第三項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、組合は、同項の書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る参事又は会計主任の承諾を得て、第三項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

(総会の招集)

第四十四条 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十五条 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記

載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

第四十六条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、主務大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がいない場合において、組合員が総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得たときも、同様とする。

(総会招集の手続)

第四十七条 総会の招集は、総会の日の十日(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

2 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

3 第一項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(通知又は催告)

第四十八条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録し

たその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を組合に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の決議事項)

第四十九条 次の事項は、総会の決議を経なければならぬ。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更又は廃止
- 三 試験研究の実施計画並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更
- 四 費用の賦課及び徴収の方法
- 五 その他定款で定める事項

2 前項第二号に掲げる事項の変更のうち、軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものについては、同項の規定にかかわらず、定款で、総会の決議を経ることを要しないものとすることができる。この場合においては、総会の決議を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。

(総会の議事)

第五十条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第四十七条第一項の規定によりあらかじめ通知した事項についてののみ議決することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合及び同条第三項に規定する場合、この限りでない。

(特別の決議)

第五十一条 次に掲げる事項は、総組合員の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)が出席し、その議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の多数による決議を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散
- 三 組合員の除名
- 四 事業の全部の譲渡
- 五 第三十四条第五項の規定による責任の免除

(理事及び監事の説明義務)

第五十二条 理事及び監事は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

(延期又は続行の決議)

第五十三条 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十七条の規定は、適用しない。

(総会の議事録)
第五十四条 総会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 組合は、総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合は、総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として主務省令で定めるものをつていときは、この限りでない。

4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
- 二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)

第五十五条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百

四十六条の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)は、総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。

(会計の原則)

第五十六条 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の処理)

第五十七条 組合は、毎事業年度、剰余金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。

第六章 解散及び清算

(解散の事由)

第五十八条 組合は、次の事由によつて解散する。

- 一 総会の決議
- 二 組合の合併(合併により当該組合が消滅する場合に限る。次条において同じ。)
- 三 組合についての破産手続開始の決定
- 四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生
- 五 第五百七十八条第二項の規定による解散の命令

命令

2 組合は、前項第一号又は第四号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(清算人)

第五十九条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除く

ては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(会社法等の準用)

第六十条 会社法第四百七十五条(第一号及び第三号を除く。)、第四百七十六条、第四百七十八号第二項及び第四項、第四百七十九号第一項及び第二項(各号列記以外の部分に限る。)、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百八十九号第四項及び第五項、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九号から第五百三条まで、第五百七条、第八百六十八号第一項、第八百六十九号、第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四号(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五号並びに第八百七十六号の規定は組合の解散及び清算について、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条から第三十六条まで(第三十条第四項を除く。)、第三十八号(第十項を除く。)、第四十五号第二項から第四項まで、第四十六号並びに第五十二号並びに同法第三百五十七号第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項並びに同法第三百六十一条、第三百八十一条第二項、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項、第三百八十四条から第三百八十六条まで並びに第五百八条の規定は組合の清算人について、

同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九号第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除き、監査権限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。の)の規定は組合の清算人の責任を追及する訴えについて、同法第三百五十三号、第三百六十条第一項及び第三百六十四条の規定は監査権限定組合の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八号第一項中「財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表」と、「事業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同条第二項、第四項から第九項まで並びに第十一号第一号及び第三号中「事業報告書」とあるのは「事務報告書」と、同法第三百八十二条中「取締役取締役会設置会社にあつては、取締役会」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十四条、第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七号第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四百七十九号第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十九号第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七章 組織変更、合併及び新設分割
第一節 組織変更

第一款 株式会社への組織変更
(組織変更)

第六十一条 組合は、その組織を変更して株式

会社になることができる。

2 組合は、前項の組織変更(以下この款において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、組織変更計画の要領及び組織変更後の株式会社(以下「組織変更後株式会社」という。)の定款を示してしなければならない。

(組織変更計画)

第六十二条 組合が組織変更をする場合には、当該組合は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 組織変更後株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行することができる株式の総数
- 二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社との定款で定める事項
- 三 組織変更後株式会社の取締役の氏名
- 四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名

ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置

会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更をする組合の組合員が組織変更の際に取得する組織変更後株式会社の株式の数(組織変更後株式会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法

六 組織変更をする組合の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項

八 組織変更後における、組織変更をする組合の組合員の権利に関する事項

九 組織変更がその効力を生ずべき日(以下この款において「効力発生日」という。)

十 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

(組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第六十三条 組織変更をする組合は、組織変更計画備置開始日から組織変更の効力が生ずる日までの間、組織変更計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備置しなければならない。

2 前項の「組織変更計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 第六十一条第二項の総会の日の十日前の日

二 次条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3 組織変更をする組合の組合員及び債権者

は、当該組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更をする組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(債権者の異議)

第六十四条 組織変更をする組合の債権者は、当該組合に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2 組織変更をする組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 組織変更をする組合の決算関係書類に関する事項として主務省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができない旨

3 前項の規定にかかわらず、組織変更をする組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第十六条第五項の規定による定款の定め

に従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び

信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。以下同じ。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(組合員への株式の割当て)

第六十五条 組織変更をする組合の組合員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社株式の株式の割当てを受けるものとする。

2 前項の株式の割当ては、組織変更をする組合の事業に対して当該組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定めるものとする。

3 会社法第二百三十四条第一項(各号を除く。)及び第二項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、第一項の規定により株式を割り当

てる場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(資本金として計上すべき額等)

第六十六条 組織変更後株式会社の資産及び負債の価額は、第六十三条第一項の組織変更計画開始日における組織変更をする組合の資産及び負債の価額によるものとする。

2 組織変更後株式会社が資本金として計上すべき額は、前項に規定する資産の価額から負債の価額を差し引いた額とする。ただし、その二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、組織変更の際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(組織変更における株式の発行)

第六十七条 組織変更をする組合は、第六十五条第一項の規定による株式の割当てを行うほか、組織変更の際して、組織変更後株式会社の株式を発行することができる。この場合において、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この条の規定により発行する組織変更後株式会社の株式(以下この款において「組織変更時発行株式」という。)の数(組織変更後株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、組織変更時発行株式の種類及び数。以下この款において同じ。)

二 組織変更時発行株式の払込金額(組織変更時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この款において同じ。)

更時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この款において同じ。)

法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 組織変更時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(組織変更時発行株式の申込み等)

第六十八条 組織変更をする組合は、組織変更時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 組織変更後株式会社の商号

二 前条各号に掲げる事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2 組織変更時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を組織変更をする組合に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする組織変更時発行株式の数

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、主務省令で定めるところにより、組織変更をする組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により

提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 組織変更をする組合は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者(以下この款において「申込者」という。)に通知しなければならない。

5 組織変更をする組合が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該組合に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(組織変更時発行株式の割当て)

第六十九条 組織変更をする組合は、申込者の中から組織変更時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる組織変更時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、当該組合は、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 組織変更をする組合は、第六十七条第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる組織変更時発行株式の数を通知しなければならない。

(組織変更時発行株式の申込み及び割当てに関する特則)

第七十条 前二条の規定は、組織変更時発行株

式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

(組織変更時発行株式の引受け)

第七十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める組織変更時発行株式の数について組織変更時発行株式の引受人となる。

一 申込者 組織変更をする組合の割り当てる組織変更時発行株式の数
二 前条の契約により組織変更時発行株式の総数を引き受けた者 その者が引き受けた組織変更時発行株式の数

(組織変更時発行株式の引受人の出資の履行)

第七十二条 組織変更時発行株式の引受人(第六十七条第三号の財産次項において「現物出資財産」という。)を給付する者を除く。は、同条第四号の期日に、第六十八条第一項第三号の払込みの取扱いの場所において、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2 組織変更時発行株式の引受人(現物出資財産を給付する者に限る。)は、第六十七条第四号の期日に、それぞれの組織変更時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。

3 組織変更時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付(以下この条及び次条において「出資の履行」という。)をする債務と組織変更をする組合に対する債権とを相殺することができる。

4 出資の履行をするにより組織変更時発行株式の株主となる権利の譲渡は、組織変更

後株式会社に対抗することができない。

5 組織変更時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をするにより組織変更時発行株式の株主となる権利を失う。

(組織変更時発行株式の株主となる時期)

第七十三条 組織変更時発行株式の引受人は、組織変更の効力が生じた日に、出資の履行をした組織変更時発行株式の株主となる。

(組織変更時発行株式の引受けの無効又は取消しの制限)

第七十四条 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、組織変更時発行株式の引受けの申込み及び割当て並びに第七十条の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 組織変更時発行株式の引受人は、前条の規定により株主となつた日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後、錯誤を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として組織変更時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

(金銭以外の財産を出資の目的とする場合に於ける会社法の準用)

第七十五条 会社法第二百七条、第二百二十二条(第一項第一号を除く。)、第二百十三條第一項第一号及び第三号を除く。、第八百六十八條第一項、第八百七十条(第二号及び第七号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、

第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は第六十七条第三号に掲げる事項を定めた場合

について、同法第七編第二章第二節の規定はこの条において準用する同法第二百二十二条(第一項第一号を除く。)(の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第九十九条第一項第三号」とあるのは「技術研究組合法第六十七条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人」とあるのは「技術研究組合法第六十一条第二項に規定する組織変更をする組合の役員又は参事若しくは会計主任」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「技術研究組合法第七十三条」と、同法第八百四十七條第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主(技術研究組合法第六十一条第二項に規定する組織変更の効力が生じた日から六箇月(これを下回る期間を定めた場合にあつては、その期間。以下この項において同じ。)を経過していないときは、六箇月前から当該組織変更の効力が生じた日まで引き続いて組合員であつた者であつて、当該組織変更の効力が生じた日から引き続いて株式を有する株主)」と、同法第八百七十条第七号中「第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一

項第三号」とあるのは「技術研究組合法第六十七条第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組織変更の効力発生日の変更)

第七十六条 組織変更をする組合は、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、組織変更をする組合は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日)の前日まで、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款の規定を適用する。

(組織変更の認可)

第七十七条 組織変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更計画の内容を記載した書面及び組織変更の効力発生日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該組織変更が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 組織変更をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。

二 第六十二条第七号の資本金及び資本準備金の額が、第六十六条の規定により適正に

計上されていること。

三 第六十五条第一項の規定による株式の割当てが適正に行われていること。

四 組織変更により、組織変更をする組合の組合員であつて第六十二条第五号の株式の割当てを受けない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、組織変更により、組織変更後株式会社業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(組織変更の効力の発生等)

第七十八条 組織変更をする組合は、効力発生日又は前条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、株式会社となる。

2 組織変更をする組合は、組織変更の効力が生じた日に、第六十二条第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする組合の組合員は、組織変更の効力が生じた日に、第六十二条第六号に掲げる事項についての定めに従い、同条第五号の株式の株主となる。

4 前三項の規定は、第六十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合に、適用しない。

(組織変更手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等)

第七十九条 組織変更後株式会社は、組織変更の効力が生じた日から六月間、第六十三条第一項の書面又は電磁的記録及び第六十四条の規定による手続の経過その他の組織変更に関する事項として主務省令で定める事項を記載

し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備置置かなければならない。

2 組織変更後株式会社の株主及び債権者は、当該組織変更後株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組織変更後株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組織変更後株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(組織変更の無効の訴え)
第八十条 会社法第八百二十八条第一項(第六号に係る部分に限る。及び第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。))は組織変更の無効の訴えについて、同法第八百四十条の規定は第六十七条の規定による組織変更時発行株式の発行を伴う組織変更の無効判決について、同法第八百六十八條第一項、第八百七十一條本文、第八百七十二條(第二号に係る部分に限る。)、第八百七十三

条本文、第八百七十五條から第八百七十七條まで及び第八百七十八條第一項の規定はこの条において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。

第二款 合同会社への組織変更
(組織変更)

第八十一条 組合は、その組織を変更して合同会社になることができる。

2 組合は、前項の組織変更(以下この款において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。
3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、組織変更計画の要領及び組織変更後の合同会社(以下「組織変更後合同会社」という。)の定款を示してしなければならない。

(組織変更計画)

第八十二条 組合が組織変更をする場合には、当該組合は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後合同会社の目的、商号及び本店の所在地

二 組織変更後合同会社の社員についての次に掲げる事項

イ 当該社員の氏名又は名称及び住所
ロ 当該社員の全部を有無限責任社員とする旨

ハ 当該社員の出資の価額
三 前二号に掲げるもののほか、組織変更後合同会社の定款で定める事項

四 組織変更後合同会社の資本金の額に関する事項 五 組織変更後における、組織変更をする組合の組合員の権利に関する事項 六 組織変更がその効力を生ずべき日(以下この款において「効力発生日」という。) 七 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項 (組織変更後合同会社の社員の出資の価額) 第八十三条 前条第二号ハの組織変更後合同会社の社員の出資の価額は、組織変更をする組合の事業に対して当該組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定めるものとする。 (資本金として計上すべき額等) 第八十四条 組織変更後合同会社の資産及び負債の価額は、第八十七条において準用する第六十三条第一項の組織変更計画備置開始日における組織変更をする組合の資産及び負債の価額によるものとする。 2 組織変更後合同会社が資本金として計上すべき額は、前項に規定する資産の価額から負債の価額を差し引いた額とする。 3 前二項に定めるもののほか、組織変更に関する計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。 (組織変更の認可) 第八十五条 組織変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 前項の認可を受けようとする者は、組織変更計画の内容を記載した書面及び組織変更の効力発生日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主	務大臣に提出しなければならない。 3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該組織変更が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。 一 組織変更をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。 二 第八十二条第四号の資本金の額が、前条の規定により適正に計上されていること。 三 第八十二条第二号ハの組織変更後合同会社の社員の出資の価額が第八十三条の規定により適正に定められていること。 四 組織変更により、組織変更をする組合の組合員であつて組織変更後合同会社の社員とならない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。 五 前各号に掲げるもののほか、組織変更により、組織変更後合同会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。 (組織変更の効力の発生等) 第八十六条 組織変更をする組合は、効力発生日又は前条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、合同会社となる。 2 組織変更をする組合は、組織変更の効力が生じた日に、第八十二条第一号から第三号までに掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。 3 組織変更をする組合の組合員は、組織変更の効力が生じた日に、第八十二条第二号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後合同会社の社員となる。	4 前三項の規定は、次条において準用する第六十四条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。 (株式会社への組織変更に関する規定の準用) 第八十七条 第六十三条、第六十四条、第七十六条及び第七十九条の規定は、組織変更について準用する。この場合において、第六十三条第二項第一号中「第六十一条第二項」とあるのは、「第八十一条第二項」と読み替えるものとする。 (組織変更の無効の訴え) 第八十八条 会社法第八十二条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)は、組織変更の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 第二節 合併 第一款 吸収合併 (吸収合併) 第八十九条 組合は、吸収合併(組合が他の組合とする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併後存続する組合に承継させるものをいう。以下同じ。)をすることができる。 2 組合は、前項の吸収合併をするには、吸収	合併契約を締結して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。 3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。 4 第二項の総会の招集は、吸収合併契約の要領を示してしなければならない。 (吸収合併契約) 第九十条 組合が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 吸収合併後存続する組合(以下「吸収合併存続組合」という。)及び吸収合併により消滅する組合(以下「吸収合併消滅組合」という。)の名称及び主たる事務所の所在地 二 吸収合併がその効力を生ずべき日(以下この款において「効力発生日」という。) 三 吸収合併存続組合が合併により定款の変更を行うときは、その内容 四 前三号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項 (吸収合併消滅組合の吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等) 第九十一条 吸収合併消滅組合は、吸収合併契約備置開始日から吸収合併の効力が生ずる日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。 2 前項の「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。 一 第八十九条第二項の総会の日の十日前の日
--	--	---	--

二 次条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日 3 吸収合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該吸収合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。	の決算関係書類に関する事項として主務省令で定めるもの 四 債権者が一定の期間内に異議を述べるることができる旨 3 前項の規定にかかわらず、吸収合併消滅組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第十六条第五項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。	ときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款の規定を適用する。 (吸収合併存続組合の吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等) 第九十四条 吸収合併存続組合は、吸収合併契約備置開始日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。	の事項を記載した書面の交付の請求 (吸収合併存続組合の債権者の異議) 第九十五条 吸収合併存続組合の債権者は、当該吸収合併存続組合に対し、吸収合併について異議を述べることができる。 2 吸収合併存続組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。
一 第一項の書面の閲覧の請求 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 (吸収合併消滅組合の債権者の異議) 第九十二条 吸収合併消滅組合の債権者は、当該吸収合併消滅組合に対し、吸収合併について異議を述べることができる。	第九十三条 吸収合併消滅組合は、吸収合併存続組合との合意により、効力発生日を変更することができる。 2 前項の場合には、吸収合併消滅組合は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日)の前日まで、変更後の効力発生日を公告しなければならない。 3 第一項の規定により効力発生日を変更した	ときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款の規定を適用する。 (吸収合併存続組合の吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等) 第九十四条 吸収合併存続組合は、吸収合併契約備置開始日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。	の事項を記載した書面の交付の請求 (吸収合併存続組合の債権者の異議) 第九十五条 吸収合併存続組合の債権者は、当該吸収合併存続組合に対し、吸収合併について異議を述べることができる。 2 吸収合併存続組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。
一 第一項の書面の閲覧の請求 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 (吸収合併消滅組合の債権者の異議) 第九十二条 吸収合併消滅組合の債権者は、当該吸収合併消滅組合に対し、吸収合併について異議を述べることができる。	第九十三条 吸収合併消滅組合は、吸収合併存続組合との合意により、効力発生日を変更することができる。 2 前項の場合には、吸収合併消滅組合は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日)の前日まで、変更後の効力発生日を公告しなければならない。 3 第一項の規定により効力発生日を変更した	ときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款の規定を適用する。 (吸収合併存続組合の吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等) 第九十四条 吸収合併存続組合は、吸収合併契約備置開始日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。	の事項を記載した書面の交付の請求 (吸収合併存続組合の債権者の異議) 第九十五条 吸収合併存続組合の債権者は、当該吸収合併存続組合に対し、吸収合併について異議を述べることができる。 2 吸収合併存続組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。
一 第一項の書面の閲覧の請求 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 (吸収合併消滅組合の債権者の異議) 第九十二条 吸収合併消滅組合の債権者は、当該吸収合併消滅組合に対し、吸収合併について異議を述べることができる。	第九十三条 吸収合併消滅組合は、吸収合併存続組合との合意により、効力発生日を変更することができる。 2 前項の場合には、吸収合併消滅組合は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日)の前日まで、変更後の効力発生日を公告しなければならない。 3 第一項の規定により効力発生日を変更した	ときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款の規定を適用する。 (吸収合併存続組合の吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等) 第九十四条 吸収合併存続組合は、吸収合併契約備置開始日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。	の事項を記載した書面の交付の請求 (吸収合併存続組合の債権者の異議) 第九十五条 吸収合併存続組合の債権者は、当該吸収合併存続組合に対し、吸収合併について異議を述べることができる。 2 吸収合併存続組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。
一 第一項の書面の閲覧の請求 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求 (吸収合併消滅組合の債権者の異議) 第九十二条 吸収合併消滅組合の債権者は、当該吸収合併消滅組合に対し、吸収合併について異議を述べることができる。	第九十三条 吸収合併消滅組合は、吸収合併存続組合との合意により、効力発生日を変更することができる。 2 前項の場合には、吸収合併消滅組合は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日)の前日まで、変更後の効力発生日を公告しなければならない。 3 第一項の規定により効力発生日を変更した	ときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款の規定を適用する。 (吸収合併存続組合の吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等) 第九十四条 吸収合併存続組合は、吸収合併契約備置開始日から吸収合併の効力が生じた日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。	の事項を記載した書面の交付の請求 (吸収合併存続組合の債権者の異議) 第九十五条 吸収合併存続組合の債権者は、当該吸収合併存続組合に対し、吸収合併について異議を述べることができる。 2 吸収合併存続組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(吸収合併の認可)

第九十六条 吸収合併は、主務大臣の認可を受けなければならない。

利義務(当該吸収合併消滅組合がその行う事業に關し、主務大臣の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

2 前項の認可を受けようとする者は、吸収合併契約の内容を記載した書面及び吸収合併後の吸収合併存続組合の定款並びにその試験研究の実施計画、吸収合併の効力発生日の属する事業年度の事業計画及び収支予算その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該吸収合併が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 吸収合併存続組合が第三条第一項各号の要件を備えていること。

二 吸収合併手続並びに吸収合併存続組合の定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 吸収合併存続組合がその事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

四 吸収合併存続組合の行おうとする試験研究がその組合員が協同して行うことによつて効率的に実施し得るものであること。

(吸収合併の効力の発生等)

第九十七条 吸収合併存続組合は、効力発生日又は前条第一項の主務大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日に、吸収合併消滅組合の権

事項を記載した書面の交付の請求

(吸収合併の無効の訴え)

第九十九条 会社法第八百二十八条第一項(第七号に係る部分に限る。)(及び第二項(第七号に係る部分に限る。)(第八百三十四条(第七号に係る部分に限る。)(第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第二号から第四号まで及び第二項ただし書を除く。)(並びに第八百四十六條の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)(は吸収合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)(、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

第二款 新設合併

第二百条 組合は、新設合併(二以上の組合がする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併により設立する組合に承継させるものをいう。以下同じ。)をすることができる。

2 組合は、前項の新設合併をするには、新設合併契約を締結して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、新設合併契約の要

事項を記載した書面の交付の請求

(吸収合併の無効の訴え)

第九十九条 会社法第八百二十八条第一項(第七号に係る部分に限る。)(及び第二項(第七号に係る部分に限る。)(第八百三十四条(第七号に係る部分に限る。)(第八百三十五条第一項、第八百三十六條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第二号から第四号まで及び第二項ただし書を除く。)(並びに第八百四十六條の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)(は吸収合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)(、第八百七十一条本文、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)(、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

第二款 新設合併

第二百条 組合は、新設合併(二以上の組合がする合併であつて、合併により消滅する組合の権利義務の全部を合併により設立する組合に承継させるものをいう。以下同じ。)をすることができる。

2 組合は、前項の新設合併をするには、新設合併契約を締結して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、新設合併契約の要

領及び新設合併により設立する組合(以下「新設合併設立組合」という。)(の定款を示してしなければならない。

(新設合併契約)

第一百条 組合が新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する組合(以下「新設合併消滅組合」という。)(の名称及び主たる事務所の所在地

二 新設合併設立組合の事業、名称及び主たる事務所の所在地

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立組合の定款で定める事項

四 前三号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項

(新設合併契約に關する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百条 新設合併消滅組合は、新設合併契約備置開始日から新設合併設立組合の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の「新設合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 第一百条第二項の総会の日の十日前の日

二 次条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3 新設合併消滅組合の組合員及び債権者は、当該新設合併消滅組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をする

ることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求
二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
(債権者の異議)

第百三条 新設合併消滅組合の債権者は、当該新設合併消滅組合に対し、新設合併について異議を述べることができる。

2 新設合併消滅組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 新設合併をする旨
二 他の新設合併消滅組合及び新設合併設立組合の名称及び主たる事務所の所在地
三 新設合併消滅組合の決算関係書類に関する事項として主務省令で定めるもの
四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、新設合併消滅組合が同項の規定による公告を、官報のほか、

第十六条第五項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新設合併の認可)
第百四条 新設合併は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする者は、新設合併契約の内容を記載した書面及び新設合併設立組合の定款並びにその試験研究の実施計画、新設合併設立組合の成立すべき日の属する事業年度の事業計画及び収支予算、役員の氏名及び住所その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該新設合併が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。
一 新設合併設立組合が第三条第一項各号の要件を備えていること。

二 新設合併手続並びに新設合併設立組合の定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 新設合併設立組合がその事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

四 新設合併設立組合の行おうとする試験研究がその組合員が協同して行うことによつて効率的に実施し得るものであること。

(新設合併の効力の発生)
第百五条 新設合併設立組合は、その成立の日、新設合併消滅組合の権利義務(当該新設合併消滅組合がその行う事業に関し、主務大臣の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(新設合併設立組合の設立の特則)
第百六条 第四章(第十四条を除く。)の規定は、新設合併設立組合の設立については、適用しない。

2 新設合併設立組合の定款は、新設合併消滅組合が作成する。
(新設合併手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等)
第百七条 新設合併設立組合は、その成立の日から六月間、第百三条の規定による手続の経過その他の新設合併に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 新設合併設立組合の組合員及び債権者は、当該新設合併設立組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をする

ることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
(新設合併の無効の訴え)

第百八条 会社法第八百二十八条第一項(第八号に係る部分に限る。)、及び第二項(第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四号(第八号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九号まで、第八百四十三号(第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)、並びに第八百四十六号の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)、は新設合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八号第五項、第八百七十号(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一号本文、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三号本文、第八百七十五号及び第八百七十六号の規定はこの条において準用する同法第八百四十三号第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

第三節 新設分割

第一款 組合を設立する新設分割
(新設分割)

第九九条 組合は、その事業に関して有する権利義務の一部を分割により設立する組合に承継させることができる。

2 組合は、前項の分割(以下この款において「新設分割」という。)をするには、新設分割計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、新設分割計画の要領及び新設分割により設立する組合(以下「新設分割設立組合」という。)の定款を示してしなければならない。

(新設分割計画)

第一百十條 組合が新設分割をする場合には、当該組合は、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設分割設立組合の事業、名称及び主たる事務所の所在地

二 前号に掲げるもののほか、新設分割設立組合の定款で定める事項

三 新設分割をする組合の組合員であつて、新設分割設立組合の組合員となる者の氏名又は名称

四 新設分割設立組合が新設分割により新設分割をする組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

五 新設分割後における、新設分割をする組

合の組合員の権利に関する事項

六 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項
(新設分割計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第一百十一條 新設分割をする組合は、新設分割計画備置開始日から新設分割設立組合の成立の日までの間、新設分割計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の「新設分割計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日という。

一 第九九条第二項の総会の日の十日前の日

二 次条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3 新設分割をする組合の組合員及び債権者は、当該組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設分割をする組合の定めたものにより提供することの請求又は

その事項を記載した書面の交付の請求
(債権者の異議)

第一百十二條 新設分割をする組合の債権者は、当該組合に対し、新設分割について異議を述べることができる。

2 新設分割をする組合は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 新設分割をする旨

二 新設分割設立組合の名称及び主たる事務所の所在地

三 新設分割をする組合の決算関係書類に関する事項として主務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、新設分割をする組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第十六条第五項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告(不法行為によつて生じた債務の債権者に対するものを除く。)は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新設分割について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設分割をする組合は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせる

ことを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新設分割の認可)

第一百十三條 新設分割は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、新設分割計画の内容を記載した書面及び新設分割設立組合の定款並びにその試験研究の実施計画、新設分割設立組合の成立すべき日の属する事業年度の事業計画及び収支予算、役員の氏名及び住所その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該新設分割が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 新設分割設立組合が第三条第一項各号の要件を備えていること。

二 新設分割手続並びに新設分割設立組合の定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 新設分割設立組合がその事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

四 新設分割設立組合の行おうとする試験研究がその組合員が協同して行うことによつて効率的に実施し得るものであること。

五 新設分割により、新設分割をする組合の組合員であつて新設分割設立組合の組合員

とならない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、新設分割により、新設分割設立組合の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(新設分割の効力の発生等)

第百十四条 新設分割設立組合は、その成立の日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割をする組合の権利義務を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、新設分割をする組合の債権者(第百十二条第二項の各別の催告をしなればならないものに限る。次項において同じ。)が同条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割をする組合に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該組合に対して、当該組合が新設分割設立組合の成立の日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、新設分割をする組合の債権者が第百十二条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立組合に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該新設分割設立組合に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 新設分割をする組合の組合員は、新設分割設立組合の成立の日に、新設分割計画の定め

に従い、当該新設分割設立組合の組合員となる。

(新設分割設立組合の設立の特則)

第百十五条 第四章(第十四条を除く。)の規定は、新設分割設立組合の設立については、適用しない。

2 新設分割設立組合の定款は、新設分割をする組合が作成する。

(新設分割手続の経過等の書面等の備置き及び閲覧等)

第百十六条 新設分割設立組合は、その成立の日から六月間、第百十一条第一項の書面又は電磁的記録及び第百十二条の規定による手続の経過その他の新設分割に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 新設分割設立組合の組合員及び債権者は、当該新設分割設立組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設分割設立組合の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設分割設立組合の定め

事項を記載した書面の交付の請求

(新設分割の無効の訴え)

第百十七条 会社法第八百二十八条第一項(第十号に係る部分に限る。)及び第二項(第十号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第十号に係る部分に限る。)、第八百三十五条から第八百三十九条まで、第八百四十三条第一項(第四号に係る部分に限る。))及び第二項、第八百四十五条並びに第八百四十六条の規定(監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。)は、新設分割の無効の訴えについて準用する。

第二款 株式会社を設立する新設分割

(新設分割)
第百十八条 組合は、その事業に関して有する権利義務の一部を分割により設立する株式会社に承継させることができる。

2 組合は、前項の分割(以下この款において「新設分割」という。)をするには、新設分割計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。

3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。

4 第二項の総会の招集は、新設分割計画の要領及び新設分割により設立する株式会社(以下「新設分割設立株式会社」という。)の定款を示してしなければならない。

(新設分割計画)

第百十九条 組合が新設分割をする場合には、当該組合は、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設分割設立株式会社の目的、商号、本店の所在地及び発行することができる株式の総数

二 前号に掲げるもののほか、新設分割設立株式会社の定款で定める事項

三 新設分割設立株式会社の設立に際して取締役となる者の氏名

四 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

イ 新設分割設立株式会社が会計参与設置会社である場合 新設分割設立株式会社の設立に際して会計参与となる者の氏名又は名称

ロ 新設分割設立株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)である場合 新設分割設立株式会社の設立に際して監査役となる者の氏名

ハ 新設分割設立株式会社が会計監査人設置会社である場合 新設分割設立株式会社の設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称

五 新設分割設立株式会社が新設分割により新設分割をする組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

六 新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割をする組合の組合員に対して交付する当該新設分割設立株式会社の株式の数(新設分割設立株式会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及

七 新設分割をする組合の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項 八 新設分割設立株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項 九 新設分割後における、新設分割をする組合の組合員の権利に関する事項 十 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項 (組合員への株式の割当て) 第二百二十条 新設分割をする組合の組合員は、新設分割計画の定めるところにより、新設分割設立株式会社の株式の割当てを受けるものとする。 2 前項の株式の割当ては、新設分割をする組合の事業に対して当該組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定めるものとする。 3 会社法第二百三十四条第一項(各号を除く。)及び第二項から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、第一項の規定により株式を割り当てる場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(資本金として計上すべき額等) 第二百二十一条 新設分割設立株式会社の資産及び負債の価額は、第三百三十四条において準用する第三百十一条第一項の新設分割計画備置開始日における新設分割をする組合の資産及び負債の価額によるものとする。 2 新設分割設立株式会社が資本金として計上	すべき額は、前項に規定する資産の価額から負債の価額を差し引いた額とする。ただし、その二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。 3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。 4 前三項に定めるもののほか、新設分割に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。 (新設分割における株式の発行) 第二百二十二条 新設分割をする組合は、第二百一十条第一項の規定による株式の割当てを行うほか、新設分割に際して、新設分割設立株式会社の株式を発行することができる。この場合においては、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 この条の規定により発行する新設分割設立株式会社の株式(以下この款において「新設分割時発行株式」という。)の数(新設分割設立株式会社が種類株式発行会社である場合にあつては、新設分割時発行株式の種類及び数。以下この款において同じ。) 二 新設分割時発行株式の払込金額(新設分割時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この款において同じ。)(又はその算定方法) 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額 四 新設分割時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日	五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (新設分割時発行株式の申込み等) 第二百二十三条 新設分割をする組合は、新設分割時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。 一 新設分割設立株式会社の商号 二 前条各号に掲げる事項 三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項 2 新設分割時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を新設分割をする組合に交付しなければならない。 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所 二 引き受けようとする新設分割時発行株式の数 3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、主務省令で定めるところにより、新設分割をする組合の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。 4 新設分割をする組合は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者(以下この款において「申込者」という。)に通知しなければならない。	5 新設分割をする組合が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該組合に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。 6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。 (新設分割時発行株式の割当て) 第二百二十四条 新設分割をする組合は、申込者の中から新設分割時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる新設分割時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、当該組合は、当該申込者に割り当てる新設分割時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができない。 2 新設分割をする組合は、第二百二十二条第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる新設分割時発行株式の数を通知しなければならない。 (新設分割時発行株式の申込み及び割当てに関する特則) 第二百二十五条 前二条の規定は、新設分割時発行株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。 (新設分割時発行株式の引受け) 第二百二十六条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める新設分割時発行株式の数について新設分割時発行株式の引受人となる。
--	---	---	--

一 申込者 新設分割をする組合の割り当てた新設分割時発行株式の数 二 前条の契約により新設分割時発行株式の総数を引き受けた者 その者が引き受けた新設分割時発行株式の数 (新設分割時発行株式の引受人の出資の履行) 第二百二十七条 新設分割時発行株式の引受人(第二百二十二条第三号の財産(次項において「現物出資財産」という。)を給付する者を除く。)は、同条第四号の期日に、第二百二十三条第一項第三号の払込みの取扱いの場所において、それぞれの新設分割時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。 2 新設分割時発行株式の引受人(現物出資財産を給付する者に限る。)は、第二百二十二条第四号の期日に、それぞれの新設分割時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。 3 新設分割時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付(以下この条及び次条において「出資の履行」という。)をする債務と新設分割をする組合に対する債権とを相殺することができない。 4 出資の履行をすることにより新設分割時発行株式の株主となる権利の譲渡は、新設分割設立株式会社に対抗することができない。 5 新設分割時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより新設分割時発行株式の株主となる権利を失う。 (新設分割時発行株式の株主となる時期) 第二百二十八条 新設分割時発行株式の引受人	は、新設分割設立株式会社の成立の日、出資の履行をした新設分割時発行株式の株主となる。 (新設分割時発行株式の引受けの無効又は取消しの制限) 第二百二十九条 民法第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、新設分割時発行株式の引受けの申込み及び割当て並びに第二百二十五条の契約に係る意思表示については、適用しない。 2 新設分割時発行株式の引受人は、前条の規定により株主となつた日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として新設分割時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として新設分割時発行株式の引受けの取消しをすることができない。 (金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用) 第三百三十条 会社法第二百七条、第二百二十二条(第一項第一号を除く。)、第二百十三条(第一項第一号及び第三号を除く。)、第八百六十八條第一項、第八百七十条(第二号及び第七号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四條(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定は、第二百二十二条第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節の規定はこの条において準用する同法第二百二十二条(第一項第一号を除く。)の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。こ	の場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百二十二条第一項第二号及び第二項中「第九百九十九條第一項第三号」とあるのは「技術研究組合法第二百二十二条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人」とあるのは「技術研究組合法第十八条第二項に規定する新設分割をする組合の役員又は参事若しくは会計主任」と、同法第二百二十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「技術研究組合法第二百二十八条」と、同法第八百四十七條第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主(技術研究組合法第十八条第四項に規定する新設分割設立株式会社の成立の日から六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間。以下この項において同じ。)を経過していないときは、六箇月前から当該新設分割設立株式会社の成立の日まで引き続き組合員であつた者であつて、当該新設分割設立株式会社の成立の日から引き続き株式を有する株主」と、同法第八百七十条第七号中「第九百九十九條第一項第三号又は第二百三十六條第一項第三号」とあるのは「技術研究組合法第二百二十二条第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (新設分割の認可) 第三百三十一条 新設分割は、主務大臣の認可を	受けなければならない。 2 前項の認可を受けようとする者は、新設分割計画の内容を記載した書面及び新設分割設立株式会社の成立すべき日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。 3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該新設分割が次の基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。 一 新設分割をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。 二 第二百九条第八号の資本金及び資本準備金の額が、第二百一十一条の規定により適正に計上されていること。 三 第二百二十条第一項の規定による株式の割当てが適正に行われていること。 四 新設分割により、新設分割をする組合の組合員であつて第二百九条第六号の株式の割当てを受けない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。 五 前各号に掲げるもののほか、新設分割により、新設分割設立株式会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。 (新設分割の効力の発生等) 第三百三十二条 新設分割設立株式会社は、その成立の日、新設分割計画の定めに従ひ、新設分割をする組合の権利義務を承継する。 2 前項の規定にかかわらず、新設分割をする組合の債権者(第二百三十四条において準用す
---	--	--	---

る第百二十二条第二項の各別の催告をしなければならないものに限り、次項において同じ。）が第百三十四条において準用する第百二十二条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割をする組合に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該組合に対して、当該組合が新設分割設立株式会社の成立の日

を有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、新設分割をする組合の債権者が第百三十四条において準用する第百二十二条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立株式会社に

に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該新設分割設立株式会社に

4 新設分割をする組合の組合員は、新設分割設立株式会社の成立の日、新設分割計画の定めに従い、第百十九条第六号の株式の株主となる。

（新設分割の無効の訴え）
第百三十五条 会社法第百二十八条第一項（第十号に係る部分に限る。）及び第二項（第十号に係る部分に限る。）及び第百三十四条第十号に係る部分に限る。）第百三十五条から第百三十九条まで、第百四十三条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第百四十六条の規定（監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）は

（新設分割設立株式会社の設立の特則）
第百三十三条 会社法第二編第一章（第二十七条（第四号及び第五号を除く。）、第二十九条（第三十一条、第三十九条、第六節及び第四十九条を除く。）の規定は、新設分割設立株式会社の設立については、適用しない。

（新設分割）
第百三十六条 組合は、その事業に関して有する権利義務の一部を分割により設立する合同

会社に承継させることができる。
2 組合は、前項の分割（以下この款において「新設分割」という。）をするには、新設分割計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。
3 第五十一条の規定は、前項の決議について準用する。
4 第二項の総会の招集は、新設分割計画の要領及び新設分割により設立する合同会社（以下「新設分割設立合同会社」という。）の定款を示してしなければならない。

合の組合員の権利に関する事項
七 前各号に掲げる事項のほか、主務省令で定める事項
（新設分割設立合同会社の社員の出資の価額）
第百三十八条 前条第二号ハの新設分割設立合同会社の社員の出資の価額は、新設分割をする組合の事業に対して当該組合員がした負担及び寄与の程度を勘案して定めるものとする。
（資本金として計上すべき額等）
第百三十九条 新設分割設立合同会社の資産及び負債の価額は、第百四十三条において準用する第百三十一条第一項の新設分割計画備置開始日における新設分割をする組合の資産及び負債の価額によるものとする。

（新設分割計画）
第百三十七条 組合が新設分割をする場合には、当該組合は、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 新設分割設立合同会社の目的、商号及び本店の所在地
二 新設分割設立合同会社の社員についての次に掲げる事項
イ 当該社員の氏名又は名称及び住所
ロ 当該社員の全部を有限責任社員とする旨
ハ 当該社員の出資の価額
三 前二号に掲げるもののほか、新設分割設立合同会社の定款で定める事項
四 新設分割設立合同会社が新設分割により新設分割をする組合から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
五 新設分割設立合同会社の資本金の額に関する事項
六 新設分割後における、新設分割をする組

2 新設分割設立合同会社が資本金として計上すべき額は、前項に規定する資産の価額から負債の価額を差し引いた額とする。
3 前二項に定めるもののほか、新設分割に際しての計算に関し必要な事項は、主務省令で定める。
（新設分割の認可）
第百四十条 新設分割は、主務大臣の認可を受けなければならない。
2 前項の認可を受けようとする者は、新設分割計画の内容を記載した書面及び新設分割設立合同会社の成立すべき日の属する事業年度の事業計画その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。
3 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該新設分割が次の基準に適

する組合が作成する。
（組合を設立する新設分割に関する規定の準用）
第百三十四条 第百三十一条、第百三十二条及び第百三十六条の規定は、新設分割について準用する。この場合において、第百三十一条第二項第一号中「第百九条第二項」とあるのは、「第百三十八条第二項」と読み替えるものとする。
（新設分割の無効の訴え）
第百三十五条 会社法第百二十八条第一項（第十号に係る部分に限る。）及び第二項（第十号に係る部分に限る。）第百三十五条から第百三十九条まで、第百四十三条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第百四十六条の規定（監査権限限定組合にあつては、監査役に係る部分を除く。）は

新設分割の無効の訴えについて、同法第百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。
第三款 合同会社を設立する新設分割
第百三十六条 組合は、その事業に関して有する権利義務の一部を分割により設立する合同

合していると認めるときは、認可をしなければならぬ。

一 新設分割をする組合の実施した試験研究の成果が不当に損なわれるものでないこと。

二 第三百三十七条第五号の資本金の額が、前条の規定により適正に計上されていること。

三 第三百三十七条第二号ハの新設分割設立合同会社の社員の出資の価額が第三百三十八条の規定により適正に定められていること。

四 新設分割により、新設分割をする組合の組合員であつて新設分割設立合同会社の社員とならない者の利益が不当に害されるおそれがないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、新設分割により、新設分割設立合同会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(新設分割の効力の発生等)

第四百四十一条 新設分割設立合同会社は、その成立の日、新設分割計画の定めに従い、新設分割をする組合の権利義務を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、新設分割をする組合の債権者 第四百四十三条において準用する 第四百四十二条第二項の各別の催告をしなればならないものに限る。次項において同じ。が 第四百四十三条において準用する 第四百四十二条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割をする組合に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該組合に対して、

当該組合が新設分割設立合同会社の成立の日

に有していた財産の価額を限度として、当該

債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、新設分割をする組合の債権者が 第四百四十三条において準用する 第四百四十二条第二項の各別の催告を受けなかつた場合には、当該債権者は、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立合同会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該

新設分割設立合同会社に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 新設分割をする組合の組合員は、新設分割設立合同会社の成立の日、新設分割計画の定めに従い、当該新設分割設立合同会社の社員となる。

(新設分割設立合同会社の設立の特則)

第四百四十二条 会社法第五百七十五条及び第五百七十八条の規定は、新設分割設立合同会社の設立については、適用しない。

2 新設分割設立合同会社の定款は、新設分割をする組合が作成する。

(組合を設立する新設分割に関する規定の準用)

第四百四十三条 第四百四十一条、第四百四十二条、第四百四十三条及び 第四百四十七条の規定は、新設分割について準用する。この場合において、第四百四十一条第二項第一号中「第四百九条第二項」とあるのは「第四百三十六条第二項」と、第四百四十二条中「第四百三十五条から第四百三十九条まで」とあるのは「第四百三十五条、第四百三十六条

第二項及び第三項、第四百三十七条から第四百三十九条まで」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める」と読み替えるものとする。

第八章 登記

第一節 総則

第四百四十四条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 主たる事務所又は本店の所在地における登記

(組合の設立の登記)

第四百四十五条 組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第十三条第一項の認可を受けた日から二週間以内にならなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- 五 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 六 公告方法
- 七 第十六条第五項の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
- イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法律

省令で定めるもの

口 第十六条第六項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

(変更の登記)

第四百四十六条 組合において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第四百四十七条 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては 第四百四十五条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第四百四十八条 代表理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(参事の登記)

第四百四十九条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

(解散の登記)

第四百五十条 第五十八条第一項第一号又は第四

号の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第百五十一条 清算が終了したときは、第六十条において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(組織変更の登記)

第百五十二条 組合が第六十一条第二項に規定する組織変更又は第八十一条第二項に規定する組織変更(以下この章において「組織変更」と総称する。)をしたときは、組織変更の効力を生じた日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、組織変更をした組合については解散の登記を、組織変更後株式会社については会社法第九十一条の登記を、組織変更後合同会社については同法第九十四条の登記をしなければならない。

(吸収合併の登記)

第百五十三条 組合が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅組合については解散の登記をし、吸収合併存続組合については変更の登記をしなければならない。

(新設合併の登記)

第百五十四条 組合が新設合併をするときは、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設合併消滅組合については解散の登記を

し、新設合併設立組合については設立の登記をしなければならない。

- 一 第百条第二項の総会の決議の日
- 二 第百三条の規定による手続が終了した日
- 三 新設合併消滅組合が合意により定めた日
- 四 第百四条第一項の認可を受けた日

(新設分割の登記)

第百五十五条 組合が第百九条第二項に規定する新設分割、第百十八条第二項に規定する新設分割又は第百三十六条第二項に規定する新設分割をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その主たる事務所及び本店の所在地において、これらの新設分割をする組合については変更の登記を、新設分割設立組合については設立の登記を、新設分割設立株式会社については会社法第九十一条の登記を、新設分割設立合同会社については同法第九十四条の登記をしなければならない。

- 一 第百九条第二項に規定する新設分割をする場合 次に掲げる日のいずれか遅い日
 - イ 第百九条第二項の総会の決議の日
 - ロ 第百十二条の規定による手続が終了した日
- ハ 第百九条第二項に規定する新設分割をする組合が定めた日
- 二 第百十三条第一項の認可を受けた日
- 二 第百十八条第二項に規定する新設分割をする場合 次に掲げる日のいずれか遅い日
 - イ 第百十八条第二項の総会の決議の日
 - ロ 第百三十四条において準用する第百十二条の規定による手続が終了した日

ハ 第百十八条第二項に規定する新設分割をする組合が定めた日

- 二 第百三十一条第一項の認可を受けた日
- 三 第百三十六条第二項に規定する新設分割をする場合 次に掲げる日のいずれか遅い日
 - イ 第百三十六条第二項の総会の決議の日
 - ロ 第百四十三条において準用する第百十二条の規定による手続が終了した日
- ハ 第百三十六条第二項に規定する新設分割をする組合が定めた日

二 第百四十条第一項の認可を受けた日

第三節 従たる事務所又は支店の所在地における登記

(従たる事務所又は支店の所在地における登記)

第百五十六条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所又は支店が主たる事務所又は本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所又は支店の所在地において、従たる事務所又は支店の所在地における登記をしなければならない。

- 一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号及び第三号に掲げる場合を除く。) 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内
- 二 新設合併設立組合が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合 第百五十四条各号に掲げる日のいずれか遅い日から三週間以内

三 新設分割設立組合が第百九条第二項に規定する新設分割に際して従たる事務所を設けた場合 前条第一号に定める日から三週間以内

四 新設分割設立株式会社又は新設分割設立合同会社が第百十八条第二項又は第百三十六条第二項に規定する新設分割に際して支店を設けた場合 前条第二号又は第三号に定める日から三週間以内

五 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

- 一 名称
- 二 主たる事務所の所在場所
- 三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)の所在場所
- 3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第百五十七条 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記

所の管轄区域内にある場合を除く。)において
は三週間以内に移動の登記をし、新所在地
(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の
管轄区域内にある場合を除く。以下この条に
おいて同じ。)においては四週間以内に前条第
二項各号に掲げる事項を登記しなければなら
ない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄
する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務
所を移動したときは、新所在地においては、
同項第三号に掲げる事項を登記すれば足り
る。

(従たる事務所における変更の登記等)

第百五十八条 第百五十一条から第百五十五
条までに規定する場合には、これらの規定に規
定する日から三週間以内に、従たる事務所の
所在地においても、これらの規定に規定する
登記をしなければならない。ただし、第百五
十三条及び第百五十五条に規定する変更の登
記は、第百五十六条第二項各号に掲げる事項
に変更が生じた場合に限り、するものとす
る。

第四節 登記の嘱託

第百五十九条 会社法第九百三十七条第一項
(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、組
合の設立の無効の訴えに係る請求を認容する
判決が確定した場合について準用する。この
場合において、必要な技術的読替えは、政令
で定める。

2 会社法第九百三十七条第一項(第一号トに
係る部分に限る。)の規定は、総会の決議の不
存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに
係る請求を認容する判決が確定した場合につ

いて準用する。この場合において、必要な技
術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第九百三十七条第三項(第一号に係
る部分に限る。)及び第四項の規定は、組織変
更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が
確定した場合について準用する。この場合に
おいて、必要な技術的読替えは、政令で定め
る。

4 会社法第九百三十七条第三項(第二号又は
第三号に係る部分に限る。)及び第四項の規定
は、吸収合併の無効の訴え又は新設合併の無
効の訴えに係る請求を認容する判決が確定し
た場合について準用する。この場合におい
て、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会社法第九百三十七条第三項(第五号に係
る部分に限る。)及び第四項の規定は、第百九
条第二項に規定する新設分割、第百十八條第
二項に規定する新設分割又は第百三十六條第
二項に規定する新設分割の無効の訴えに係る
請求を認容する判決が確定した場合について
準用する。この場合において、必要な技術的
読替えは、政令で定める。

6 主務大臣は、第百七十八條第二項の規定に
より組合の解散を命じたときは、遅滞なく、
解散の登記を嘱託しなければならない。

第五節 登記の手続等

(管轄登記所及び登記簿)
第百六十条 組合の登記については、その事務
所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法
務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張
所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、技術研究組合登記簿を備え

る。

(設立の登記の申請)

第百六十一条 組合の設立の登記は、組合を代
表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、法令に別段の定
めがある場合を除き、定款及び代表権を有す
る者の資格を証する書面を添付しなければな
らない。

(変更の登記の申請)

第百六十二条 組合の事務所の新設若しくは移
転又は第百四十五条第二項各号に掲げる事項
の変更の登記の申請書には、事務所の新設若
しくは移転又は同項各号に掲げる事項の変更
を証する書面を添付しなければならない。

(解散の登記の申請)

第百六十三条 第百五十条の規定による組合の
解散の登記の申請書には、解散の事由を証す
る書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第百六十四条 組合の清算終了の登記の申請書
には、清算人が第六十条において準用する会
社法第五百七条第三項の規定による決算報告
の承認があつたことを証する書面を添付しな
ければならない。

(吸収合併による変更の登記の申請)

第百六十五条 組合の吸収合併による変更の登
記の申請書には、第百四十五条第二項各号に
掲げる事項の変更を証する書面のほか、第九
十二条第二項及び第九十五条第二項の規定に
よる公告及び催告(第九十二条第三項又は第
九十五条第三項の規定により公告を官報のほ
か第十六条第五項の規定による定款の定め

従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法
によつてした組合にあつては、これらの方法
による公告)をしたこと並びに異議を述べた
債権者があるときは、当該債権者に対し、弁
済し、若しくは相当の担保を提供し、若しく
は当該債権者に弁済を受けさせることを目的
として相当の財産を信託したこと又は当該吸
収合併をしても当該債権者を害するおそれ
がないことを証する書面並びに吸収合併消滅組
合(当該登記所の管轄区域内に主たる事務所
があるものを除く。)の登記事項証明書添付
しなければならない。

(新設合併による設立の登記の申請)

第百六十六条 組合の新設合併による設立の登
記の申請書には、第百六十一条第二項に定め
る書面のほか、第百三条第二項の規定による
公告及び催告(同条第三項の規定により公告
を官報のほか第十六条第五項の規定による定
款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げ
る公告方法によつてした組合にあつては、こ
れらの方法による公告)をしたこと並びに異
議を述べた債権者があるときは、当該債権者
に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供
し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせる
ことを目的として相当の財産を信託したこと
又は当該新設合併をしても当該債権者を害す
るおそれがないことを証する書面並びに新設
合併消滅組合(当該登記所の管轄区域内に主
たる事務所があるものを除く。)の登記事項証
明書を添付しなければならない。

(新設分割による設立の登記の申請)

第百六十七条 第百九条第二項に規定する新設

分割による設立の登記の申請書には、第六百六十一條第二項に定める書面のほか、第六百六十二條第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか第六百六十五項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第六百六十八條 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七條から第十五條まで、第十七條から第二十三條の二まで、第二十四條(第十六號を除く。)、第二十五條から第二十七條まで、第四十五條、第四十八條から第五十三條まで、第七十一條第一項及び第三項、第七十九條、第八十二條から第八十四條まで、第八十七條、第八十八條並びに第三百二十二條から第四百八十八條までの規定は、組合の登記について準用する。この場合において、同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第五十六條第二項各号」と、同法第五十條第一項、第五十二條第一項及び第八十三條第一項中「第二十四條各号」とあるのは「技術研究組合法第六十八條において準用する第二十四條第一号から第

十五号まで」と、同法第七十一條第三項ただし書中「会社法第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「技術研究組合法第五十九條」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

(組織変更に後株式会社の登記の申請)

第六百六十九條 組織変更に後株式会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八條、第十九條及び第四十六條に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 組織変更計画書
- 二 定款
- 三 組合の総会の議事録
- 四 組織変更に後株式会社の取締役(組織変更に後株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。))である場合にあつては、取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面
- 五 組織変更に後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四條第二項各号に掲げる書面
- 六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
- 七 資本金の額が第六十六條の規定に従つて計上されたことを証する書面
- 八 第六十四條第二項の規定による公告及び催告(同条第三項の規定により公告を官報のほか第十六條第五項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、こ

れらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

- 九 第六十七條の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面
- イ 株式の引受けの申込みを証する書面
- ロ 金銭を出資の目的とするときは、第七十二條第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面
- ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面
- (1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類
- (2) 第七十五條において準用する会社法第二百七條第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面
- (3) 第七十五條において準用する会社法第二百七條第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類
- (4) 第七十五條において準用する会社法第二百七條第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿
- 二 検査役の報告に関する裁判があつたと

きは、その謄本
2 商業登記法第七十六條及び第七十八條の規定は、第五百二十二條の会社法第九百十一條の登記について準用する。

(新設分割設立株式会社の登記の申請)

第七十條 新設分割設立株式会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八條及び第十九條に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 新設分割計画書
- 二 定款
- 三 組合の総会の議事録
- 四 新設分割設立株式会社の設立に際して取締役(新設分割設立株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。))である場合にあつては、取締役及び監査役となる者が就任を承諾したことを証する書面
- 五 新設分割設立株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四條第二項各号に掲げる書面
- 六 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面
- 七 資本金の額が第二百一十一條の規定に従つて計上されたことを証する書面
- 八 組合の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に組合の主たる事務所がある場合を除く。
- 九 第三百三十四條において準用する第二百二十二條第二項の規定による公告及び催告(第二百三十四條において準用する第二百二十二條第三

項の規定により公告を官報のほか第十六条第五項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面 十 第二百二十二条の規定により新設分割に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面 イ 株式の引受けの申込みを証する書面 ロ 金銭を出資の目的とするときは、第二百二十七条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面 ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面 (1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類 (2) 第二百三十条において準用する会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面 (3) 第二百三十条において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類 (4) 第二百三十条において準用する会社法	第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿 二 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本 2 商業登記法第八十四条第一項、第八十七条第二項及び第八十八条の規定は、第五百五十五条の会社法第九十一条の登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (組織変更後合同会社の登記の申請) 第二百七十一条 組織変更後合同会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第十九条に定める書面並びに同法第一百八条において準用する同法第九十三条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一 組織変更計画書 二 定款 三 組合の総会の議事録 四 資本金の額が第八十四条の規定に従つて計上されたことを証する書面 五 第八十七条において準用する第六十四条第二項の規定による公告及び催告(第八十七条において準用する第六十四条第三項の規定により公告を官報のほか第十六条第五項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは	は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面 六 法人が組織変更後合同会社を代表する社員となるときは、次に掲げる書面 イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。 ロ 当該社員の職務を行うべき者の選任に関する書面 ハ 当該社員の職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面 七 法人が組織変更後合同会社の業務を執行する社員(前号に規定する社員を除く。)となるときは、前号イに掲げる書面。ただし、同号イただし書に規定する場合を除く。 2 商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は、第五百五十二条の会社法第九十四条の登記について準用する。 (新設分割設立合同会社の登記の申請) 第二百七十二条 新設分割設立合同会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第十九条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一 新設分割計画書 二 定款 三 組合の総会の議事録 四 資本金の額が第三百九十九条の規定に従つて計上されたことを証する書面 五 組合の登記事項証明書。ただし、当該登	記所の管轄区域内に組合の主たる事務所がある場合を除く。 六 第四百三十三条において準用する第一百二十四条第二項の規定による公告及び催告(第四百三十三条において準用する第一百二十四条第三項の規定による公告を官報のほか第十六条第五項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした組合にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面 七 新設分割設立合同会社を代表する社員が法人であるときは、次に掲げる書面 イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。 ロ 当該社員の職務を行うべき者の選任に関する書面 ハ 当該社員の職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面 八 新設分割設立合同会社の業務を執行する社員(前号に規定する社員を除く。)が法人であるときは、前号イに掲げる書面。ただし、同号イただし書に規定する場合を除く。 2 商業登記法第八十四条第一項、第八十七条第二項及び第八十八条の規定は、第五百五
--	--	---	--

条の会社法第九百十四条の登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九章 雑則

(不服の申出)

第七十三条 組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいて主務大臣の処分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると思料する組合員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を主務大臣に申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の申出があつたときは、この法律の定めるところに従い、必要な措置をとらなければならない。

(検査の請求)

第七十四条 組合員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいて主務大臣の処分又は定款若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として、主務大臣にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、主務大臣は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第七十五条 組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の書類の記載事項その他必要な事項は、主務省令で定める。

(報告の徴収)

第七十六条 主務大臣は、毎年一回を限り、組合から、その組合員、役員、使用人、事業の執行状況その他組合の一般的状況に関する報告であつて、組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものを徴収することができる。

2 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいて主務大臣の処分若しくは定款若しくは規約に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合からその業務又は会計に関し必要な報告を徴収することができる。

(検査等)

第七十七条 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいて主務大臣の処分若しくは定款若しくは規約に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

2 前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(法令等の違反に対する処分)

第七十八条 主務大臣は、第七十六条第二項の規定により報告を徴し、又は第七十四条

条第二項若しくは前条第一項の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいて主務大臣の処分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 主務大臣は、組合が前項の命令に違反したとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から一年以上に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

3 主務大臣は、組合の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が知れないときは、前項の規定による命令の通知に代えてその旨を官報に掲載することができる。

4 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

第十一条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(定款等の備置き及び閲覧等)

第十九条 組合は、定款及び規約(以下この条において「定款等」という。)を各事務所に備置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所(主たる事務所を除く。)における前項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として主務省令で定めるものをつとめている組合については、第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

第十条第二項中「第八条第二項」を「第十三条第二項」に、「認可に」を「認可について」に改め、同条を第十七条とする。

第九条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告を行う場合については、」及び「(電子公告の中断)」を削り、「(電子公告調査等)」の規定を「を」の規定は、組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告を行う場合について」に、「鉱工業技術研究組合法第九条第六項」を、「技術研究組合法第十六条第七項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第三号中「(平成十七年法律第八十六号)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

第九条を第十六条とする。

第八条の見出しを「組合の設立」に改め、同条第一項中「発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、」を「組合を設立するには、その組合員になろうとする二人以上の者(以下「設立時組合員」という。が、その全員の同意によつてに、「必要な」を「主務省令で定める」に改め、「書面」の下に「を作成し、これら」を加え、同条第二項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「行なう」を「行う」に、「行なう」を「行う」に、「実施しうる」を「実施し得る」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の二条及び章名を加える。

(成立の時期)

第十四条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(設立の無効の訴え)

第十五条 会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定(第二十七條第四項に規定する組合であつて、その監事の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた組合(以下「監査権限定組合」という。にあつては、監査役に係る部分を除く。))は、組合の設立の無効の訴えについて準用する。

第五章 管理

第七条の次に次の五条及び章名を加える。

(議決権及び選挙権)

第八条 組合員は、各々一個の議決権及び役員選挙権を有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第四十七条第一項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。第十六条第五項第三号を除き、以下同じ。))により行うことができる。

4 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

5 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(費用の賦課)

第九条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に組合の事業に要する費用を賦課する

ことができる。

2 組合員は、前項の費用の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。ただし、定款で定めるところにより、将来賦課されるべき費用の納付に充てることを約して組合に金銭を預託し、現に費用の賦課を受けた場合において当該預託した金銭の全部又は一部を当該費用の納付に充てるときは、この限りでない。

(使用料及び手数料)

第十条 組合は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

(自由脱退)

第十一条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終了の時において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(法定脱退)

第十二条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

一 定款で定める組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の決議によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の日の前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

一 費用の支払その他組合に対する義務を怠

つた組合員

二 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第四章 設立

(産業技術力強化法の一部改正)

第三条 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公共団体」の下に、「産業技術研究法人」を加える。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「産業技術研究法人」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。))及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))であつて、産業活動において利用される技術に関する研究及び開発並びにその成果の移転に関する業務を行うものをいう。

第三条第一項中「地方公共団体」の下に、「産業技術研究法人」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

(産業技術研究法人の責務)

第五条の二 産業技術研究法人は、基本理念にのっとり、創造性のある研究及び開発の実施並びに研究及び開発における事業者との連携並びに研究及び開発の成果の事業者への移転に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 産業技術研究法人は、前項の研究及び開発の成果の事業者への移転に当たっては、成果の移転を受ける者の産業技術力を強化することの必要性及びその資力、当該成果を企業化する能力その他の事情を考慮しつつ、その成果の移転の対価について額の低廉化、金銭以外の財産での受領その他の柔軟な方法によることの必要性についても勘案し、行うよう努めるものとする。

第十一条及び第十二条中「試験研究機関」の下に「産業技術研究法人」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

(国有的の特許権又は実用新案権の取扱い)

第十六条の二 国は、政令で定めるところにより、国有的の特許権又は実用新案権のうち、これらに係る特許発明又は登録実用新案が政令で定める期間以上継続して実施されていないものについて、その産業技術力の強化を支援することが特に必要な者として政令で定める者に対し通常実施権の許諾を行うときは、その許諾の対価を時価よりも低く定めることができる。

第十七条第一項第四号中「独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、高等専門学校を設置する者であるもの以外のものをいう。以下この条において同じ。))であつて試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの」を「試験研究独立行政法人(独立行政法人のうち高等専門学校を設置する者であるものの以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。))に、「独立行政法人研

究者」を「試験研究独立行政法人研究者」に、「当該独立行政法人」を「当該試験研究独立行政法人」に改め、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号を同項第十号とし、同項第六号中「地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人であつて、同法を「試験研究地方独立行政法人法」に、「ものをいう。以下この条において同じ。))であつて試験研究に関する業務を行うもの」を「ものであつて、試験研究に関する業務を行うもの」をいう。以下この条において同じ。に、「地方独立行政法人研究者」を「試験研究地方独立行政法人研究者」に、「当該地方独立行政法人」を「当該試験研究地方独立行政法人」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 その特許発明が試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合当該特許発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限り、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究機関を設置する者

七 その発明が公設試験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該発明が公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限り。))において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該公設試験研究機関を設置する者

五 その特許発明が試験研究独立行政法人研究者と試験研究独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該特許発明が試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限り。))において、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究独立行政法人

九 その発明が試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限り。))において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究地方独立行政法人

五 その発明が試験研究独立行政法人研究者と試験研究独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該発明が試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限り。))において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究独立行政法人

七 その特許発明が公設試験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該特許発明が公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限り。))において、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究機関

九 その発明が試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限り。))において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究地方独立行政法人

五 その発明が試験研究独立行政法人研究者と試験研究独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該発明が試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限り。))において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究独立行政法人

七 その特許発明が公設試験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該特許発明が公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限り。))において、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究機関

九 その発明が試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限り。))において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究地方独立行政法人

五 その発明が試験研究独立行政法人研究者と試験研究独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該発明が試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限り。))において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該試験研究独立行政法人

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業活力再生特別措置法第二十四条の次に一条を加える改正規定並びに次条及び附則第十三条の規定 公布の日

二 附則第二十八条の規定 株式会社地域力再生機構法(平成二十一年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)のいずれか遅い日

(株式会社日本政策金融公庫法の特例に関する経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における産業活力再生特別措置法第二十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「認定事業者又はその関係事業者が認定計画」とあるのは「認定事業再構築事業者若しくはその関係事業者、認定経営資源再活用事業者又は認定経営資源融合事業者若しくはその関係事業者が認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画又は認定経営資源融合計画」と、
「経営資源融合又は資源生産性革新」とあるのは「又は経営資源融合」と、「認定事業者又は関係事業者」とあるのは「認定事業再構築事業者若しくはその関係事業者、認定経営資源再活用事業者又は認定経営資源融合事業者若しくはその関係事業者が認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画又は認定経営資源融合計画」とする。

(事業再構築計画に関する経過措置等)

第三条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法以下「旧特別措置法」という。第五条第一項の規定により主務大臣に提出された事業再構築計画の記載事項については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 旧特別措置法第八条第一項の認定共同事業再

編事業者に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

3 旧特別措置法第九条第一項又は第十三条第一項の規定による認定の申請は、それぞれ第一条の規定による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「新特別措置法」という。)第七条第一項又は第九条第一項の規定による認定の申請とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧特別措置法第九条第一項又は第十三条第一項の認定を受けている者は、それぞれ新特別措置法第七条第一項又は第九条第一項の認定を受けているものとみなす。

5 旧特別措置法第十二条第一項の認定技術活用事業革新事業者に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

6 施行日から起算して三月を経過する日までの

間に新特別措置法の規定により提出する事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画及び資源生産性革新計画には、平成二十一年四月一日から施行日の前日までに実施された事業活動に関する事項を記載することができ

る。
(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う技術活用事業革新円滑化業務の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に行われている旧特別措置法第二十四条の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(株式会社産業革新機構に関する経過措置)
第五条 この法律の施行の際現にその名称中に産業革新機構という文字を使用している者については、新特別措置法第三十条の七第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 株式会社産業革新機構の成立の日の属する事業年度の株式会社産業革新機構の事業計画、資金計画及び収支予算については、新特別措置法第三十条の二十九中「毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算」とあるのは、「その成立後遅滞なく、その事業年度の資金計画及び収支予算」とする。

(旧研究組合の存続)
第六条 第二条の規定による改正前の鉱工業技術研究組合(以下「旧研究組合」という。)(第二条に規定する鉱工業技術研究組合(以下「旧研究組合」という。))であつてこの法律の施行の際現に存するものは、第二条の規定による改正後の

技術研究組合(以下「新研究組合」という。)(第二条第一項に規定する技術研究組合とみなす。

(設立中の旧研究組合に関する経過措置)

第七条 施行日前に創立総会の公告がされた場合におけるその創立総会の決議を要する旧研究組合の設立については、なお従前の例による。ただし、設立の登記の登記事項については、新研究組合の定めるところによる。

2 前項の規定により設立された旧研究組合は、新研究組合第二条第一項に規定する技術研究組合とみなす。

(理事会の議事録の閲覧又は謄写に関する経過措置)

第八条 旧研究組合の債権者が施行日前に行った旧研究組合第十六条において準用する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第三十六条の七第五項の規定に基づく請求については、なお従前の例による。

(合併に関する経過措置)

第九条 施行日前に総会の招集の手続が開始された場合におけるその総会の決議を要する旧研究組合の吸収合併及び新設合併については、なお従前の例による。ただし、吸収合併及び新設合併に関する登記の登記事項については、新研究組合法の定めるところによる。

(登記に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧研究組合第十六条において読み替えて準用する中小企業等協同組合法第九十七条第二項に規定する鉱工業技術研究組合登記簿は、新研究組合第百六十条第二項に規定する

技術研究組合登記簿になるものとする。

(処分、手続等に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前に旧研究組合法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新研究組合法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新研究組合法の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条第二項及び第五項、第七条第一項、第八条並びに第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(見直し)

第十四条 政府は、この法律の施行後平成二十八年三月三十一日までの間に、新特別措置法第二章の二及び第五章第二節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後平成二十八年三月三十一日までの間に、内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、新特別措置法(第二章の二及び第五章第二節の規定を除く。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

3 政府は、この法律の施行後五年以内に、新研

究組合法及び第三条の規定による改正後の産業技術力強化法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十五条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号及び第二項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条の四第五項中「平成二十一年四月一日」を「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日」に、「同表第三号」を「同表第二号及び第五号」に改め、同項の表第一号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同表第二号を削り、同表第三号中「第十条第二項」を「第八条第二項」に、「第九条第一項」を「第七条第一項」に、「第十条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号を同表第三号とし、同号の次に次のように加える。

「(地方税法の一部改正に伴う経過措置)」
第十七条 施行日前に前条の規定による改正前の地方税法附則第十一条の四第五項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従つて事業の譲渡若しくは資産の譲渡(同項に規定する資産の譲渡をいう。以下この条において同じ。)を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画(同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。)に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

四 特別措置法第十二条第二項に規定する認定資源生産性革新計画	特別措置法第十一条第一項の規定による認定(特別措置法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。)	特別措置法第十二条第一項に規定する認定資源生産性革新事業者
	五 特別措置法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画	特別措置法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

第八十四条の六第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 株式会社産業革新機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(力中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三

十条の二十一第一項(登記)の委員」とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う調整規定)

(中小企業基本法の一部改正)

第二十条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号の二(中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、「第二条第二十項」を「第二条第二十七項」に改め、同表第二百二十五号中「(貨物自動車運送事業法の特例)」の下に

「又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の四第一項若しくは第二項（貨物自動車運送事業法の特例）」を加え、「は当該許可と」を「又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第一一條第一項（資源生産性革新計画の認定）の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項（資源生産性革新計画の変更等）の規定による資源生産性革新計画の変更の認定は当該許可と」に改め、同表第三百三十九号中「（特例）又は」を「（特例）」に改め、「若しくは第二項」の下に「（貨物利用運送事業法の特例）又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の二第一項若しくは第二項」を加え、「変更の認定又は」を「変更の認定」に、「は当該登録を」又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一條第一項（資源生産性革新計画の変更等）の規定による資源生産性革新計画の変更の認定は当該登録」に、「又は第二項」を「若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十二條の三第一項若しくは第二項」に、「総合効率化計画の認定若しくは」は「は当該許可」を「又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第一一條第一項の規定による資源生産性革新計画の認定若しくは同法第十二條第一項の規定による資源生産性革新計画の変更の認定は当該許可」に改

める。
（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）
第二十二條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法平成十四年法律第四百十七号の一部を次のように改正する。
第十五條第一項第九号及び第十八條第一項第一号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。
附則第八條の五の見出し中「改正前産業活力再生特別措置法」を「改正前産業活力再生特別措置法等」に改め、同條第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同條第四号とし、同條第二号の次に次の一号を加える。
三 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第四條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法第二十四條の業務
（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正に伴う調整規定）
第二十三條 施行日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日前である場合には、前条中「第十五條第一項第九号」とあるのは、「第十五條第一項第十号」とする。

（会社法の一部改正）
第二十四條 会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。
第九百四十三條第一号中「鉱工業技術研究組合」を「技術研究組合」に、「第九條第七項」を「第十六條第八項」に改める。
（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第二十五條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
第三百六十二條中「中小企業団体の組織に関する法律」を「並びに中小企業団体の組織に関する法律」に改め、「並びに鉱工業技術研究組合法昭和三十六年法律第八十一号」第十六條「及び」並びに鉱工業技術研究組合第十六條を削る。
（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に経過措置）
第二十六條 前條の規定による改正前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「整備法」という。）第三百六十二條の規定により一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八

号）の規定に違反し、刑に処せられたものとみなされた整備法第一條の規定による廃止前の中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定（整備法第一章第二節の規定によりなお従前の例によることとされる場合における整備法第一條の規定による廃止前の中間法人法の規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、新研究組合法第二十四條（新研究組合法第六十條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。
（産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）
第二十七條 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。
附則第二條を次のように改める。
第二條 削除
附則第三條第一項中「新産業活力再生特別措置法」を「第一條の規定による改正後の産業活力再生特別措置法（以下「新産業活力再生特別措置法」という。）に改める。
（株式会社地域力再生機構法の一部改正）
第二十八條 株式会社地域力再生機構法の一部を次のように改正する。
第二十四條第三項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。
第六十二條の見出し中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同条中「産業活力再

生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、「共同事業再編計画の認定、同法第九条第一項の」を削り、「第十一條第一項の技術活用事業革新計画の認定又は同法第十三條第一項の経営資源融合計画」を「第九条第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十一條第一項の資源生産性革新計画の認定又は同法第三十九條の二第一項の中小企業承継事業再生計画」に改める。

第六十四條中「産業活力再生特別措置法第二十八條」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十五條」に改める。

理由

最近における国際経済の構造的な変化に我が国経済が対応するためには我が国の産業がその産業活動を革新することが重要であることにかんがみ、事業者が行う資源生産性の向上に向けた取組への支援、自らの経営資源以外の経営資源を効果的に活用する事業活動に対し資金供給等を行う組織の創設、事業者等が共同で行った研究成果の実用化を促進するために技術研究組合から株式会社組織を転換することを可能とする制度の創設、国所有の特許権等の低廉な価格での許諾を可能とする制度の創設等の措置を講ずるとともに、我が国の産業活力の再生を確実なものとするため、中小企業者が他の事業者事業を承継してその事業の再生を図る取組を支援する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、世界的な資源価格の不安定化や金融危機などの国際経済の急激かつ構造的な変化に対応するため、我が国の産業活動の革新を図るとともに、産業活力の再生を確実なものとするための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 産業活力再生特別措置法の一部改正

(一) 法律の題名を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改めること。

(二) 事業者が自らの資源生産性を向上させるための計画及び資源制約対応製品の生産設備を導入する計画の認定制度を創設し、認定事業者に対し金融及び税制等の支援措置を講じること。

(三) 本法に基づく認定事業者に対する融資又は出資を円滑化するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証を拡充するとともに、株式会社日本政策金融公庫は指定金融機関による認定事業者への出資に係る損失の一部を補填することができるものとする。

(四) 自らの経営資源以外の他社の経営資源の有効な活用を通じて産業活動の革新を図る事業者に対し、出資、資金の貸付等の支援を行うため、株式会社産業革新機構(以下「機構」という。)を創設すること。

(五) 機構は、経済産業大臣の認可に基づいて

設立され、政府は機構の発行済株式総数の二分の一以上の株式を保有すること。

(六) 財務状況が悪化している中小企業が、将来性のある事業を会社の分割又は事業の譲渡により他の事業者へ承継させることにより事業を再生する計画の認定制度を創設し、認定事業者に対し営業に必要な許認可の承継及び資金供給の円滑化のための措置を講じること。

2 鉱工業技術研究組合法の一部改正

法律の題名を「技術研究組合法」に改め、法律の対象となる技術範囲の拡大を行うとともに、技術研究組合の株式会社への組織変更を円滑にする措置等を講じること。

3 産業技術力強化法の一部改正

企業等との共同研究成果を独立行政法人産業技術総合研究所等が承継した場合の特許料等を減免するほか、国所有の特許権及び実用新案権のうち政令で定める期間以上実施されていないものについては、通常実施権の許諾の対価を時価より低く定めることができる等の措置を講じること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、我が国の産業活動の革新を図るとともに、産業活力の再生を確実なものとするための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十一年度財政投融資特別会計予算(投資勘定)に四百億円が計上されている。

右報告する。

平成二十一年四月三日

経済産業委員長 東 順治

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、最近における資源価格の不安定化及び世界的な金融危機等による経済の急激かつ構造的な変化にかんがみ、当面の経済運営に政策を総動員して対処するとともに、我が国の産業活力の再生を確実なものとし、持続的な成長を可能とする新たな産業構造を構築するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 株式会社日本政策金融公庫による指定金融機関に対する損失補てんの仕組みについては、指定金融機関から一般事業会社への出資に公的資金を活用する異例の措置であることにかんがみ、早急に支援決定の具体的な基準及び手続に関し告示等で明文化するものとし、公正性及び透明性の確保を図りつつ、慎重かつ限定的な運用に努めるとともに、安易な企業救済により事業者のモラルハザードを招くことのないよう配慮すること。なお、危機対応業務をはじめとする政策金融については、今後の経済情勢の推移等を踏まえつつ、必要があると認められるときは、その在り方についても検討を加えるよう努めること。

二 中小企業の再生支援に当たっては、追加された仕組みを含め、関係者に広く周知するよう引き続き努力するとともに、経営の強化に寄与する人材の育成・確保及び海外事業の展開のための支援施策の充実強化に取り組むこととし、これらの事項に関する方針を中小企業再生支援指針において明確化すること。

三 事業再構築など既存の計画、資源生産性革新、中小企業承継事業再生など新たな計画の全てについて、計画に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期するため、計画の作成に当たり、事業者が労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、また、計画の実施に際して、事業者が雇用の安定等に十分な配慮を行うことを確保することにより、労働者の雇用の安定に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、厳に適切な運用を行うこと。

四 中小企業承継事業再生計画については、人員削減が主たる目的とならないこと、第二会社に移行しない労働者がいる場合はその選定が恣意的にならないよう、労働組合等と協議により十分に話し合いを行うことを要件として認定をすること。

五 中小企業承継事業再生計画については、第二会社方式による事業再生の対象となる中小企業者(特定中小企業者)について、第二会社に移行する労働者の労働契約及び労働条件が不当に切り下げられることのないよう、また、第二会社に移行しない労働者がいる場合にはその雇用の安定に努めるよう、労働組合等と協議により十分に話し合いを行うことを要件として認定をすること。

六 事業再構築等の計画認定を受けた企業に対して指定金融機関が行う出資に対する日本政策金融公庫の損失補てん制度の運用に当たっては、雇用の安定等に十分な配慮を行うことを前提とし、対象事業者の選定について、然るべく基準を明記すること。

七 株式会社産業革新機構については、過去の類似施策の検証の上に立ちつつ、民間の目利き人材の十分な確保及びその積極的活用等を図り、出資対象の審査を継続的かつ厳格に実施する体制を整備するとともに、事業内容等に対する厳正なチェック機能確立し、出資の保全・回収が確保されるよう努めること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 三三〇円)	本号一部 三四五円